

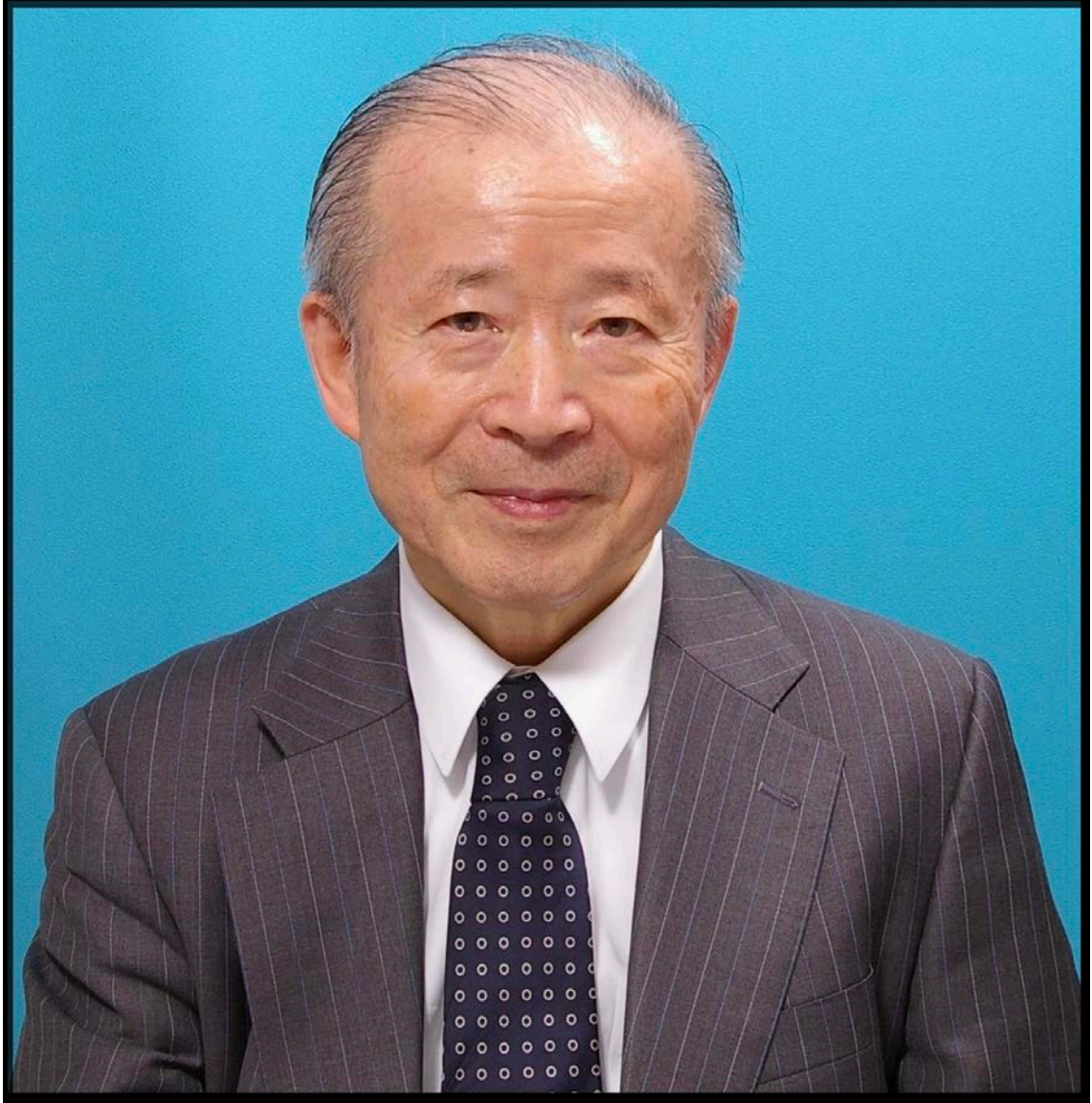


通商政策の新たな地平 【畠山襄追悼論叢】

New Horizon of Trade Policy
In Memory of Noboru Hatakeyama

2021年9月

一般財団法人 国際貿易投資研究所(ITI)
INSTITUTE FOR INTERNATIONAL TRADE AND INVESTMENT



晶山襄氏、2021 年 3 月 13 日没、享年 85 歳



「コロアへの道辺で（ハノイ郊外）」 畠山 襄 P20 号

第 33 回政経文化画人展 芸術議員連盟奨励賞受賞
(アジア経済研究所所蔵)

ハノイの北西へ車で約三十分行くと、ベトナムの古都コロアだ。
民話によると、二千余年前、中国王子とベトナム王女がここで結婚し、
王女の夫への純愛を利用して、中国王がコロア城を亡ぼしたという。
のどかな田園風景の陰に中越関係二千年の想いが眠っている。

はじめに

畠山 襄氏が去る 3 月 13 日逝去され、期せずして国際貿易投資研究所 (ITI) を通じて氏の訃報に接していた諸賢から追悼論叢発行の声が寄せられた。同案には忽ちのうちに発起人 10 名が馳せ参じ、ITI を中心に生前ご交誼に与った内外の諸氏に御寄稿をお願いすることになった。ITI では畠山氏は通称「FTA 研究会」(座長; 馬田啓一杏林大学名誉教授) の場で屢々豊富な経験に基づくご慧眼を披露された。2015 年、ITI が氏の肝いりで「世界経済評論」の承継復刊に踏み切った後は、毎回の編集企画委員会や同誌の在り方を検討する第三者委員会「世界経済評論検討委員会」で委員諸氏と熱のこもった議論を交わされた。

だが畠山氏のスケールの大きさは ITI 以前にある。没後、理事長室に遺された膨大な資料には、「日米自由貿易協定」「東アジア自由貿易圏」「環太平洋自由貿易圏」「アジア太平洋自由貿易圏」「日中韓自由貿易圏」「日墨自由貿易協定」「日・星自由貿易協定」等がぎっしりと並び、各資料へのまめめめしい書き込みが自由貿易への傾倒ぶりを物語っていた。そのエッセンスは「通商交渉 国益を巡るドラマ」(1996 年日本経済新聞社)、「経済統合 の新世紀」(2015 年東洋経済新報社) の両著に躍如している。畠山氏の専らのイメージは通商産業審議官として国益を守り筋を通す通商交渉官であるが、改めて氏の広範に亘る諸論、そして氏とご交誼のあった各位の論稿から窺えるのは、自由貿易という枠を超え日本を超えた世界大のウェルネス向上を追求する卓見と情熱である。

自由貿易が米中分断によって変容を迫られる今の時代、畠山氏のレガシーをどう発展・結実させるか、改めて私たちに遺された課題に思いを致し、氏を畏敬しその逝去を心から惜しむ内外の関係者による追悼論を茲にお届けするものである。第一部コラム・エッセイの部では、諸氏が畠山氏との交流を通じて経験された様々な「忘れ残りの記」をお書き頂いた。第 2 部の論文では、当初畠山氏の近著に因んで統一テーマを「経済統合の新世紀; 日本の針路」としたが、編集段階で寄せられた諸論文に沿って「通商政策の新たな地平」に変更させて頂いた。改めて御寄稿頂いた各位に深く感謝申し上げます。当論叢が畠山氏が心して止まなかった「自由貿易を通じた日本と世界の発展」へ向けて、何らの貢献を果たせれば幸いである。

令和 3 年 9 月

目 次

第一部（追悼文・エッセイ）

“JSEPA and beyond”に込めた域内 FTA、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）創設への思い （井上 勝）	1
「自由貿易協定と地域統合の 21 世紀的展開」（猪口 孝）	4
『世評』とともに 50 年（江夏 健一）	6
国土逝く（岡田 江平）	8
“Inherited from Mr. Hatakeyama”（Mahmoud Karem）	14
畠山襄氏の矜持（木村 福成）	18
FTA の地政学（今野 秀洋）	20
Remembering Noboru Hatakeyama（Arthur I. Cyr）	22
畠山襄氏と日 EU 通商交渉（田中 素香）	25
「ブレインストーミング」の思い出（田中 友義）	32
Rethinking and Reconnecting Asia（Simon Tay）	34
「菊づくり 菊見る時は.....」（筑紫みずえ）	38
APEC の発足と畠山襄（中川 淳司）	40
“Hatakeyama- San’s Legacy on Japan-Israel Relations”（Moshe Ben-Yaacov）	42
In Memoriam of Noboru Hatakeyama（Herminio Blanco Mendoza）	44
畠山大先輩を偲んで（細川 昌彦）	47
畠山さんを偲ぶ ―「自由貿易の王道を進め」―（前田 茂樹）	49
畠山襄氏の思い出（松下 満雄）	53
畠山さんに学んだ対米交渉の勘所と愛嬌（藪中 三十二）	55
「万難を排して自由貿易を擁護したサムライ」（チャールズ・レイク）	56

第二部（追悼論文）

1. 畠山元理事長の ASEAN 共同体論および東アジア共同体論について（石川 幸一）	63
はじめに.....	63
1. ASEAN 経済共同体（AEC）について.....	64
2. 東アジア共同体について	66
3. 経済統合の分類と経済共同体	68
参考文献.....	70

2. 後回しにされたトランプ劇場の「後始末」(馬田 啓一)	71
はじめに.....	71
1. 通商秩序を揺さぶったトランプ劇場	71
2. 曲がり角にある日本の通商戦略	73
3. 新たなシナリオを模索する日本	75
3. 自由で開かれたインド太平洋 (FOIP) 構想: 目的、課題、日本の役割 (浦田 秀次郎) ...	78
1. FOIP 提唱の背景.....	78
2. FOIP の三つの柱.....	79
3. 国際協調	80
4. 中国の「一帯一路」への対抗措置	80
5. FOIP の成功へ向けての課題.....	81
6. FOIP を成功に導くために日本がなすべきこと	83
4. 「日中地方発展協力モデル区」における産業集積の形成 (朽木 昭文)	85
はじめに.....	85
1. 国家発展改革委員会による「日中地方発展協力モデル区」	85
2. 6 都市の産業集積.....	86
3. 最後に.....	92
参考文献.....	92
5. 自由貿易体制を堅持する日本の役割 (椎野 幸平)	94
1. 一定の水準に達した日本の FTA カバー率	94
2. RCEP ベースか TPP ベースの広域 FTA か	95
参考文献.....	96
6. 変化を続ける世界経済下の ASEAN と RCEP —保護主義拡大下の東アジア経済統合— (清水 一史)	97
はじめに.....	97
1. ASEAN と東アジアの経済統合の展開	97
2. 保護主義拡大と ASEAN・東アジア	99
3. 保護主義とコロナ拡大下の ASEAN.....	100
4. 保護主義とコロナ拡大下の RCEP 署名.....	102
5. 保護主義拡大下の東アジア経済統合と日本.....	104
参考文献.....	105
7. 日本人向けビザ取得基準の引き上げと日本企業の人的資源管理 (HRM) (白木 三秀)	108
参考文献.....	109
8. 交渉から 20 年を経た ASEAN 中国 FTA ～ 対話関係樹立 30 年で経済的存在感が高まる中国 ～ (助川 成也)	111

はじめに.....	111
1. ASEAN と中国との経済関係.....	111
2. ACFTA の構造とその継続的改善.....	117
3. ACFTA 物品貿易協定の利用状況と経済効果.....	122
4. ACFTA の今後の見直しとその方向性.....	125
おわりに ～今後の ASEAN 中国関係～	127
参考文献.....	129
9. 『人類共同体の新しい発想と実効性のある仕組みの形成』（高多 理吉）	131
10. RCEP の利用促進と日中韓協力（高橋 俊樹）	134
はじめに.....	134
1. RCEP と市場アクセス	134
2. アジア太平洋地域のサプライチェーンへの RCEP のインパクト	138
3. RCEP の利用上の問題点と地域協力	140
11. グローバル・ガバナンスの基軸を求めて； 真つごな暮らしと社会の持続的実現 （湯澤 三郎）	143
1. “jusitice”の浮上.....	143
2. “justice”とは何か	144
3. “Justice”の新次元	145
12. 畠山襄と日本の通商戦略 ―多国間貿易体制の再興を主導せよ―（渡邊 頼純）	146
1. はじめに―畠山 襄先生との出会い―	146
2. どうなるバイデン新大統領の通商政策.....	148
3. 貿易政策でバイデンが「ゲーム・チェンジャー」になれない背景.....	149
4. RCEP 署名の意義.....	151
5. TPP と RCEP の補完性：21 世紀の自由貿易をリードする日本.....	152
6. 日本の戦略的通商政策に期待	154
7. 結びにかえて―畠山襄のレガシーを超えて―	155
畠山襄氏のご略歴と主要業績.....	157

第一部（追悼文・エッセイ）

“JSEPA and beyond” に込めた域内 FTA、 アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）創設への思い

井上 勝

国際経済交流財団 元業務部長

2002 年 11 月、日本にとって最初の二国間自由貿易協定となる日本・シンガポール経済連携協定（JSEPA）が発効した。これを受けて国際経済交流財団（JEF）は翌 2003 年 3 月、シンガポールでシンガポール国際問題研究所（SIIA サイモン・テー所長）と共催で「JSEPA and beyond」と題する国際フォーラムを開催した。“JSEPA”のあとに“and beyond”が付け加えられたのは畠山会長（当時）のご発案であった。長年、多角的貿易体制に依拠し、FTA は自由無差別を旨とする GATT の大原則に反するとして否定的だった日本の対外貿易政策が JSEPA を機にどう変化していくのか、JSEPA の先にどのような展望が開けているかを探ろうという思いが込められていた。パネリストは日本、シンガポールのほかインドネシア、マレーシア、フィリピン、中国、韓国などからも参加した。

周知の通り、日本は JSEPA に続いてメキシコ、マレーシア、チリ、タイ、ブルネイ、インドネシア、フィリピンなどとの二国間 FTA のほか、日・ASEAN など地域連携協定を締結し、昨年 11 月には東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）に署名した。“and beyond”を冠したあの国際フォーラムから実に 17 年後のことである。RCEP には当初から交渉に参加していたインドが参加を見送ったものの ASEAN10 に日、中、韓、オーストラリア、ニュージーランドの 15 か国が参加し、世界の貿易額の約 3 割を占める自由貿易地域が発足することになった。一方、RCEP に先駆けて 2016 年にオーストラリア、カナダ、チリ、日本、米国、マレーシアなど 12 か国が参加して署名された TPP は、その後米国が離脱することになったが、2018 年、「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP、TPP11 協定）」の形で新たに発効し、さらに本年 6 月には EU を離脱した英国との加盟交渉が開始されることになった。

これら東アジア諸国を中心とする経済連携協定が進む中で「東アジア共同体構想」が浮上した。「東アジア共同体」は 2003 年 12 月の日・アセアン特別首脳会議における「日本・アセアン東京宣言」でその構築が目標として示されたものだが、当初からその内容、性格が明確なものではなかった。国際経済交流財団（JEF）でもこのテーマを国際フォーラム事業の

中で取り上げた。畠山会長（当時）はこの共同体構想を展望され、日本経済新聞経済教室（2005 年 11 月 25 日付）にご寄稿された通り、「共同体とはそもそも何か」という観点から同構想への疑問点を明快に述べられている。そのうえで「共通の価値観がなく、早急に形成される展望もない東アジア地域で共同体の構築は困難だ。それよりも、日中韓及び ASEAN などによる東アジア自由貿易協定を目指す一方、自由と民主主義といった価値観を普及させる方が現実的である」と結論付けられた。

そもそも東アジア地域の経済統合には中国が主導する東アジア自由貿易協定（EFTA、ASEAN+3）と日本が提唱する東アジア包括的経済連携協定（CEPEA, ASEAN+6）の二つの構想が検討されていたことはよく知られているところである。一方、ASEAN は 2012 年 6 月の首脳会議において RCEP 構想を提示し、交渉を主導してきた。その後これらの構想が一体化され、実現に向けた交渉が進められてきたが、その交渉も日中双方の思惑などもあって停滞を余儀なくされてきた。しかし、膠着状態にあった交渉が一転して妥結に向かい、昨年 11 月の署名に至った背景には中国の意向が大きく影響したといわれている。

紆余曲折を経て辿り着いた RCEP であるが、その評価は様々である。自由化レベルが低く、労働や環境に関する条項がないなど、質の高い FTA ではないことに加え、域内における中国の影響力の増大に懸念を示す識者がいる一方、「より高い質を志向しながら新たな分野を含む包括的な FTA が後発開発途上国を含めた東アジアで締結されたことを評価すべきである」とする専門家もいる。

こうした中で注目されるべきは、RCEP 署名により日中韓 3 か国が初めて同じ FTA に参加することになったことであろう。92 年に EU 体制が固まり、94 年には NFTA が発効し、ASEAN も市場統合への動きを加速化させる中で北東アジアは世界に広がる経済統合の波に乗り遅れていた。畠山会長（当時）この状況を見て、「国内総生産（GDP）の上位 30 か国・地域で FTA を進めていないのは、日本、中国、韓国、台湾、香港の 5 つだけ」と指摘し、「日本も遅れるな」と強く主張された。（日本経済新聞 2010 年 12 月 5 日付）この 5 か国・地域の中核をなす日中韓の間では中韓 FTA が 2015 年に締結されが、日中韓 FTA は産官学共同研究を経て 2012 年に交渉開始が宣言されたものの今なお交渉途上にある。昨今の政治情勢などからその実現は決して容易ではないが、RCEP が日中韓 FTA 交渉に進展に一定の役割を果たすことは確実である。

“JSEPA and beyond” から “RCEP and beyond” へと東アジア経済統合の道のりはまだ続いている。その先にあるのは 2006 年に APEC 首脳会議で提唱された FTAAP(アジア太

平洋自由貿易圏)の創設である。この構想は APEC 加盟国を中心に RCEP と TPP の双方を含有するアジア太平洋地域の自由貿易圏を形成しようとするものである。しかしインドが RCEP への参加を見送っていることや TPP を離脱した米国が現バイデン政権下においても復帰に慎重な姿勢を見せていることなどに加え、昨今厳しさを増す米中対立がその実現にどう影響するかなど不透明な要素も多い。

しかし畠山会長（当時）が常々強調されたように人口減少が続き、内需拡大に多くを期待できない日本にとってアジア太平洋市場と日本市場の一体化こそが日本経済の成長のカギであり、FTA 戦略こそが重要な成長戦略なのである。

「自由貿易協定と地域統合の 21 世紀的展開」

猪口 孝

桜美林大学アジア文化研究所 特別招聘教授兼所長

この 10 年余り、193 の国連加盟国における 1945 年から 2019 年までの多国間条約参加態様について研究している。すでに 2019 年と 2021 年には英文学術研究書が刊行され、もう一冊刊行すべく現在第三巻目を執筆中である。いずれも、レー・リエン博士（ベトナムのフエ大学の専任講師、国立長岡技術科学大学で応用情報科学の博士号取得）との共著である。この研究は、当時長岡技術科学大学副学長だった三上喜貴教授（現在、開志専門職大学副学長）がレー・リエン博士論文の審査員に私を指名したことに始まる。博士論文はいろいろな事象の統計分布の型（例えば、ポアソン分布とか）を実証的に見極めるものであった。博士号取得後、そのなかの一つの主題であった多国間条約参加態様の分析を一緒に掘り下げることになった。

多国間条約を全体として実証的に統計的に研究した例はあまりない。国際法学者の論文は山ほどあるが、ほとんどが深く鋭く条約の問題点をケース・スタディ的に論じたものである。我々は、国際連合事務総長のデポジトリに保管されている多国間条約と、国際保健機構と世界知的財産機構のデポジトリにある多国間条約、総計 600 の多国間条約を分析している。いずれもデータはオープン・アクセスである。本研究の焦点は、多国間条約を調印から批准へと進めている各国政府の行動態様である。多国間条約を地球的な社会契約と概念化すると、各国市民の価値観・規範意識を分析できる。全世界の多国間条約参加態様から、価値観・規範意識がおおまかに収斂することを統計的に示すことが出発点である。各国市民の価値観・規範意識は第一次元が生き残り、第二次元は社会関係と故ロナルド・イングルハートやクリスチャン・ヴェルツェルなどの研究が示している。多国間条約参加態様に見られる価値観・規範意識の第一次元は速度、第二次元は視角、第三次元は戦略であることが浮上した。速度とは調印から批准までの時間である。大抵躊躇したり、煩惱で長いこと先にのばしたりする。視角とは多国間条約参加を世界的コモンズの的にみるか、自国中心的にみるか、ということである。戦略とは条約を自国の目標を共通にして、仲間の絆を強くする戦略か、それとも自国も他国も条約の拘束を遵守させる戦略かである。両者の相関係数をみると、大

まかな収斂が証明された。これが第一巻の主題であった。次に第二巻の主題は、各国の地球的疑似立法行動の比較である。速度、視角、戦略を二分法で各国を別けていくと、8個の型に分類できる。アジア（中東以東のアジア）29カ国の地球的疑似立法の8個の型を比較した。東アジア、東南アジア、南アジア、中央アジアにさらに分けて、歴史的地理的文化的な背景をよく組み入れたものにした。第三巻は、各下位アジアを多国間条約だけでなく二国間条約や地域的連携協定などもあわせて分析し、それぞれの地域にどのような連結性と脆弱性があるのかを分析しようと計画している。とりわけ最恵国待遇をゴールとし、コンセンサスを合意形成の原則としていた GATT（関税および貿易に関する一般協定）から、紛争解決の道としてある程度まで自国の保護主義適用に関税比率や輸入輸出の数量に認めるとしている世界貿易機構への展開、その後の協議を上級委員会の協議と多数決を使用しようとして行き詰まりが多くなったこと、途上国の支持獲得がとりわけ重要になっていることなどが、21世紀に多くの二国間条約や地域的条約を増加させたようにみえる。これらを統計的に提示し、下位アジアごとの特徴、アジア全体の特徴を明らかにしたい。実証地球政治学の著作として、いくつものレベルで展開する地球政治学（国際関係論とは区別される）が21世紀にアジアをどのように捉えているかを見ていきたい。刊行済の二巻とも、方法や主題もきわめて独創的で、稀に見るマスト・リードの本なりとの称讃を頂いている。

この研究主題は自由貿易協定と地域統合にかなり関係している。そのせいもあり、故畠山襄氏の長年の関心とかち合うこと多々あるのではないかと思う。突然のご逝去に深い悲しみを感じても、私がこの主題で研究していることをご報告し、生前に頂いた鋭い観察と暖かい心遣いに対して幾許かのお返しができればと願う。故畠山氏からはどのようなコメントをいただけるだろうか。

『世評』とともに 50 年

江夏 健一

早稲田大学 名誉教授
日本経済学会連合 理事長

一般財団法人 国際貿易投資研究所の元理事長畠山 襄氏が 2021 年 3 月 13 日に逝去された。

自由貿易と FTA の推進こそが、世界と日本が世界経済、ひいては世界平和と地球環境・人類の持続可能な発展を維持していくための唯一無二の方途であることを公言、実行してこられた氏の逝去にともなう喪失感は甚大である。

心より哀悼の意を表するしだいである。

ここであえて、故畠山氏が残された最後で最大の偉業を挙げるとすれば、それは『世界経済評論』（略称『世経評』または『世評』）の復刊を決断された氏の勇気と慧眼にあると私は信じてやまない。

1953 年創刊の『世界経済評論』は、その発行元であった社団法人 世界経済研究協会が 2014 年 11 月に解散する運びとなったことで、2015 年 1 月（通巻 861）号をもって終刊となった。60 余年にわたる輝かしい歴史の終えんである。

あとに記すとおり、『世評』との因縁が浅からぬ私にとっては、文字通り断腸の思いであったが、その『世評』が、故畠山氏の尽力によって、一年足らずで「世界経済を読み解く国際戦略の羅針盤」をキャッチフレイズに掲げて復刊するという奇跡が起こったのである。

その背後には、馬田啓一先生（杏林大学名誉教授）による熱心な説得があったと漏れ伺っている。いずれにしろ『世評』の復刊は、われわれ国際経済・ビジネス研究教育者にとっては、この上なき慶事であった。

一度は途絶えたアカデミック・レガシーの復活を実現させた故畠山氏の功績にあらためて最高の敬意と感謝を表する。

ところで私と『世評』との出会いは、修士課程の院生時代（1960 年頃）に始まる。指導教授や先輩の勧めに従って、院生読書室でパラパラ頁を捲る「一読者」からのスタートであった。

当時、『世評』に論文等を寄稿できるのは、一握りの優秀な研究者またはそのタマゴに限

られた「夢のまた夢」との認識があった。『世評』は、若手研究者にとっての登竜門。それほど遠くて高き存在であった。

私が『世評』にデビューしたのは、専任講師に任用されて3年目の1970年1月のことである。国際経済学会（現日本国際経済学会）第28回全国大会の様子を統括したメモランダムの執筆担当する重責が、巡りめぐって私のもとに舞い込むという幸運に恵まれたことになった。

以来『世評』への私のコミットメントは、数多ある「一読者」から一歩前進して、個人研究費を利用した「予約購読者（サブスクライバー）」に昇格、そして「論文等の寄稿者（ライター）」の一人に進化、さらには研究グループのリーダーとして「特別連載論文の企画・編集」を担当するまでに成長した。ついには協会の「理事、常任理事」を拝命し協会運営にも参画、最後は「協会の解散整理人」にも名を連ねるという数奇な経験に溢れた50年であった。

加えて『世評』復刊後も「編集企画委員」を5年余務めさせていただいた。

50余年に及ぶ私の学者人生における『世評』との学縁にはただただ感謝あるのみである。

この度、故畠山理事長の後任を務められ、さらには『世評』の編集長としても敏腕をふるってこられた湯澤 三郎氏が一線から退かれることとなった。

この機会に私も「編集企画委員」を退き「一読者」に立ち戻ることにした。

新たに理事長に就任された日下 一正氏、専務理事の重責を担われる野口 直良氏には、故畠山 襄氏、湯澤 三郎氏によって復活した『世評』の「世評」をさらに高め、新たなレジェンドの承継・発展に邁進されますようお願いしてやまない。

国土逝く

岡田 江平

世界経済評論誌 検証委員
(元経済産業省 官房審議官)

1. 卓抜なウィットとユーモア

通商産業省に入省して3年目、1990年の初夏に、通商産業省の米州大洋州課に配属された。ベータイ課と呼ばれていたその課は、通産省はもちろん霞ヶ関やマスコミにもつとに知られた課であった。米国との経済摩擦がピークを迎えていた当時は、自動車、半導体など大小いくつもの個別協議が同時並行的に行われると同時に、「そもそも、日本の経済・社会構造や商習慣自体が障壁であり（日本異質論）、是正されるべき」、という、いま思えばかなり一方的なところもある米側の問題意識のもとに、「日米構造協議」というものまで行われていた。バブル期でもあった当時、24時間戦えますか、というCMの惹句が流行したものの、本当に文字通り24時間戦っている部署はさすがにあまりなかっただろう。しかし、ベータイ課は間違いなくその一つだった。

そのような緊迫した状況のなかで、米国ヒューストンでサミットが開催され、武藤嘉文通産大臣が参加することになった。（当時、サミットには部分的に通産大臣が出席していた。）そこで、折角の機会であるから、大臣に米国の地方都市を訪問していただき、地元のオピニオンリーダーたちに対して、日本の市場開放努力についてスピーチをしていただこうという話になった。

大臣の訪問先として選ばれたのは中西部のシンシナティであった。シンシナティは、プロクター&ギャンブル（P&G）の企業城下町である。ところで、当時の米国では、米国の輸出者によるアクセスが困難な日本の流通システムは非関税障壁の一つであるとの誤った議論が主張がまかり通っていた。そこで、スピーチの原稿作りを指示された私は、まず、同社の製品が日本にどのくらい浸透しているかを調べた。結果は、意外なほど良好であった。特に、二つの商品は最大級のシェアを持っており、全国津々浦々の家庭に浸透していると言って良いことがわかった。そこで、大臣スピーチに次のような一節を入れた。

「日本のマーケットは閉鎖的だとの批判がありますが、そうではありません。その証拠に、この町を代表するP&G社のPampersとAlwaysは、どんな田舎のmom-and-pop-stores

にも必ず置かれています。残念ながら私はまだ使ったことがありませんが。」

何日か呻吟して、原稿案が完成したが、ベータ課の先輩方は忙しくて誰も見てくれない。仕方なく一人で局長室に向かった。畠山さんは、いつもの厳しい表情で、無言のまま原稿を受け取って、読み進めた。

さて、当の箇所にさしかかると、直立している私に畠山さんの厳しい声が飛んだ。

「君、このパンパースとかオールウェイズとか、大臣が使ったことがないって、なぜ断言できるんだ。大臣に聞いたわけじゃないんだろう。」

「商品の特性上ありえないと存じます」

「どういうことだ？」

「紙おむつと生理用品なのです」（注：Always は日本ではウィスパーという名前で販売。両製品とも、当時国内トップシェアであった。ウィスパーは近年販売を終了したが、パンパースはいまでもトップシェアを誇る。）

畠山さんは射すくめるような目で私の顔を一秒ほど凝視されたあと、

「ん…。つまり、ジョークということだな」

「はい。」

「わかった」

畠山さんの眼光が一瞬だけだが緩み、あとは、ほかの部分についていくつか指摘をいただいたあと、OK となった。戻って上司に事後報告すると、こちらでも、「パンパースはわかるけど、オールウェイズってなんだ」と訊かれた。説明すると呆れられたが、局長はジョークを理解してくださいましたと話して、スピーチは確定した。

私のほうは、その日から、畠山さんは、ユーモアがわかる人だ、ということを確認し、その印象は最後まで変わることがなかった。（なお、スピーチは会場で大受けした。）

役所時代はなかなか発揮しづらかったであろう畠山さんのユーモアの才能は、退官後、遺憾なく発揮された。著名人が輪番で半年ほど寄稿する日経夕刊一面の「明日への話題」に畠山さんが担当されたことがあった。今でも続いているこのコラムであるが、今以て、畠山さん以上の書き手はあまり思い浮かばない。すべての話に何らかの落ちが用意されており、ショートショートのような趣さえあった。一番気に入っているのは、畠山さんが米国に送ったクリスマスカードを載せた郵便輸送機が途中で墜落した話である。現場からカードが部分的に回収され、損傷の軽いものは事情を付した付箋つきで畠山さんのところに戻ってきた。

米国の弱体化が言われているが、現場の人間の責任感は健在である、というような趣旨を述べられていたと思う。それでも十分に心を打つエピソードなのだが、最後の文章が畠山さんならのものであった。もちろん正確には記憶していないが、「私は新しい封筒に宛名を書き直してカードを送り直した。カードたちは二度とあんな目に遭いたくないだろうと思い、今度は船便で。」という締めくくりであった。畠山さんのユーモアと優しさがにじみ出ていた。

2. 比類なき交渉力

しかし、畠山さんの真骨頂は、もちろん、交渉力にあった。1990年の秋、タイマイ問題というのが勃発した。タイマイは鼈甲の材料になるウミガメであるが、ワシントン条約で輸入が禁止されていた。しかし、我が国は鼈甲業者の保護という理由で、タイマイについてはいわゆる「留保」を行い、輸入を続けていた。これを米国が問題視し、留保の即時撤回を求めてきたのである。今の米国の対中感情を見れば想像できると思うが、当時は、日本は基本的に「悪者」で、日本を叩けば票になるという風潮があった。そこで、それほど米国の国益とは関係がなさそうな話でも、激しい反応を招いたのである。一方で、日本の方もそう簡単には譲れなかった。鼈甲業者は長崎に集中しており、団結して留保撤回反対運動を展開した。通産省にも、留保撤回断乎阻止の抗議文の束が届いていた。私も実際にいくつか読んでみたが、まだワープロもすら普及していない当時、ほとんどは手書きで、筆文字ものすらあった。抗議文というものに関しては、字や文体が稚拙であったほうが効果が大きいということを初めて学んだ。中には、「原爆で家族は全滅し、大変な苦労をして鼈甲一本で暮らしてきた。またこの年になってアメリカに殺されるのか」というような内容のものもあった。当時の長崎には直接原爆を体験された方々がまだ大勢いらしたのである。

しかし、米国の批判は一向に収まらず、いよいよ畠山局長が訪米して火消しをしなければならなくなった。しかし、先に述べたようにベータ課には余裕人員はいない。異例だが、畠山局長と係長である私だけのペアでワシントンに向かうことになった。（出発の日、行く前に虎ノ門病院にご母堂のお見舞いにいかせてほしいとはにかみながらおっしゃった姿が印象に残っている。）

ワシントンの商務省に着くと、次官級の高官が手ぐすね引いて待っていた。畠山さんは、まずは、鼈甲産業は歴史ある日本の文化であり、撤回には応じられないということを述べた。

すると、あらかじめ台詞を用意していたのだろう、相手は、

「日本国内の事情はよくわかる。しかし、希少な動植物を絶滅から救うべきというのは、人類全体が共有する価値観ではないのか。それと比べれば、日本国内にわずかにいる鼈甲業者の利益は相対的に小さい。もちろん、鼈甲産業が歴史ある日本の文化であることはわかっている。しかし、そのために貴重なウミガメを絶滅に追いやるのは、バランスを欠いている。したがって、タイマイの輸入は即時停止すべきである。」と自分のロジックに気分を高揚させながら述べた。ところがこれに対し、畠山さんは微笑みながら驚くような返事をした。

「You are right」

え、と思って畠山さんの顔を見ると、平然と続けた。

「貴重な動植物を守るべきという価値観は人類共通であることは間違いない。そして、一国のローカルな文化が人類共通の価値観に劣後することもその通りだろう。」

相手は、主張が理解されたと思ったのか、やや安堵した顔をしながら言った。

「ミスターハタケヤマ、その通り。ローカルな伝統とか文化は重要だが、世界人類に普遍的な価値観には道を譲るべきだ。日本はもう大国なのだから」

畠山さんが淡々と続けた

「ところで、人をむやみに傷つけたり殺めたりしない、というのは、希少動植物の保護以上に人類普遍的な価値観だと思う。」

「そうだ。」

「アメリカには、世界にも希な、銃を持つ自由というものがある。しかし、そのために、貴重な人命が多く失われている。もちろん、銃は、アメリカの伝統であり、文化であり。規制が政治的に難しいこともわかっている。しかし、人類に普遍的な価値観がローカルな文化や伝統に優るのであるから、偉大な大国である米国には、銃規制強化に取り組んでもらいたい」

相手のロジックを受け入れ、援用して、やり込める。私は、本当のタフ・ネゴシエーターの神髄を目の当たりにした気持ちがして、メモを取る手を止めて、対峙する二人の顔を見つめていた。

先方は、一本取られた、おぬしやるな、という顔を一瞬見せながら、それには直接答えず、いくつかのやりとりをして、米国が強硬に主張する留保の即時撤回は免れた。畠山さんの反撃が功を奏したことは明らかであった。（その後、何度かの協議を経て、タイマイの留保は

2 年後に撤回された。) 帰国後、畠山さんが官邸や与党の重鎮の方々に顛末を説明する際も同行したが、彼らの応対が、国難を救う行政官に対する信頼と敬意に満ちていたことも、今となっては懐かしい光景である。

(なお、その後何年かして、ご著書(「経済統合の新世紀」)などで銃火器の国際コントロールの必要性を説いておられるのを拝見して、畠山さんのおっしゃっていたことは、交渉のための仮構の主張ではなく、人類愛に根ざした信念でもあったことを知ったことを追記しておきたい。)

3. 最後まで失わなかったユーモア

畠山さんの最後の偉大な業績の一つは、本誌の復刊だ。大変な努力をされて復刊を実現された後、自ら、編集会議を主宰されていた。自分が復刊を主導した以上は、という責任感からであろう、ご不自由な体を押して編集会議を主宰される畠山さんに打たれ、微力ながらお手伝いをさせていただいた。結果として、最晩年まで警咳に接することができたのは望外の幸せであった。車椅子の上でも、畠山さんの分析の鋭さや舌鋒、そして、ユーモアも、衰えることはなかった。ある日の編集会議の最中、一瞬まどろんで、はっと目覚められた畠山さんは、少しばつの悪そうな表情をされながらおっしゃった。「薬の副作用で、突発的に寝てしまうんです……。むろん、車の運転は控えておりますので、ご安心ください」

一同、一瞬、ここで笑っていいのかと戸惑ったが、やはりここは、呵々大笑することがユーモアを失わない畠山さんへの敬意だろうと皆が思ったのだと思う。一拍おいて、全員の明るい笑い声が続いた。出席者の目はこころもち潤んでいたであろう。

4. 最後のタフ・ネゴシエーター

畠山さんが通産省におられた 1950 年代末から 90 年代初頭にかけては、日本が復興から高度成長を経て、米国をも脅かす経済大国になる時期だった。そして、奇しくも、畠山さんが通産省を離れられてまもなく、日本の競争力は徐々に低下し、経済摩擦も少なくなり、「摩擦解決人」としての、通商産業省の役割も縮小した。(早くも 2001 年の省庁再編の際に省名から「通商」の文字が消えたのは、象徴的なことであるとともに、予言的でもあった。)

まさに、日本の製造業の勃興と栄光の時代を畠山さんは担った。そして、そのために、容赦なく降りかかってきた数々の経済摩擦を、透徹したロジックと卓抜なリーダーシップで

鬼神の如く戦い抜いた。しかし、畠山さんの最大の武器は、一国だけではなく、相手のこと、ひいては世界全体のことを考えるという発想だった。一筋縄ではいかない各国の交渉相手も、最後はそこに感じて矛を収めたのである。そして、もう一つの小さな武器は、ユーモアあるいはウィットであった。

畠山さんの交渉上の数々の武勇伝については、他の方々が優れた文章をお寄せになっていることと思うので、本稿では、晩年まで比較的親しくさせていただいた者として、この二つの「武器」について、冗長のそしりを覚悟しつつ述べさせていただいた。

畠山さんが通産省で活躍された 30 年間から、さらに次の 30 年間で過ぎた。畠山さんのご逝去で、日本の製造業が輝いていた時代、故に摩擦が絶えなかった時代、そして、日本が「タフ・ネゴシエーター」を必要としていた時代は「歴史」になった。しかし、まさに今現在のように、世界が、わが国が、新しい困難に直面したとき、「畠山さんならきつとこうするだろう」、と考えることが、「最後のタフ・ネゴシエーター」から直接薫陶を受ける特権を有した我々の責務であろう。高潔なる国土は我々の心に生き続けるのである。

“Inherited from Mr. Hatakeyama”

Ambassador Dr. Mahmoud Karem

(元駐日エジプト大使)

The news of the passing away of HE Mr. Noburo Hatakeyama has brought to me grief and sadness. Indeed, he was a great man, a leader, an excellent administrator, an interlocutor, and above all, a true and genuine Human Being full of passion, kindness, and compassion. To me, he was a mentor and a dear friend.

As Ambassador of the Arab Republic of Egypt to Japan from 1999, till 2003, I have witnessed from Mr. Hatakeyama support, guidance, and dedication to his work. JETRO is a unique organization that is not matched or paralleled all over the world. JETRO's unique function of helping nations, augmenting mutual understanding, encouraging, and helping trading partners, import promotion, make this institution or JETRO, very special and distinctive. As Chairman of JETRO Mr. Hatakeyama was incomparable and exceptionally unique. His office doors were always open for me despite his busy and hectic schedule. He also kept long and late hours of work since some of my meetings with him, urgently requested, were done at a very late work hour. Many times, I felt embarrassed to keep him working so late by night.

I shall always be grateful to him.

Yet most importantly, I felt from him a deep desire to help Egypt and developing nations, increase their exports to Japan and lessen their trade deficit.

Over several years I opened the Egypt gallery in the very well-known and important FOODEX expo, with great help from JETRO. Mr. Hatakeyama was always there to cut the ribbon with me and admired the Pharaonic gallery of Egypt. One year I was told that due to the presence of the Netherlands Minister of Foreign Trade celebrating the Netherlands as a special guest of FOODEX this year, Mr. Hatakeyama was too busy to attend our gallery. Much to my surprise, he came and yet again cut the ribbon with me

giving us all a lesson on how world leaders like him act and behave.

One time when we were inspecting the Egyptian expo and goods, I stopped at a section of Egyptian products of plants and cereals. I noticed that besides each Egyptian plant there was a description in Japanese explaining the kind of plant, its history, as well as its medicinal or homeopathy values. For example, the Egyptian plant mint was described to be good for digestion, Hibiscus grown from the times of pharaonic Egypt, was also designated to be effective, in a natural way, to lower high blood pressure. Mouloukhia was well described...etc. Next to each plant, there was a detailed description to encourage Japanese importers and the public to buy from Egypt. I was extremely happy at this section of our gallery because it symbolized the true friendship and special relations bonding Japan to Egypt.

Mr. Hatakeyama kindly explained that JETRO was adopting such a project worldwide and in Egypt, helping a group of selected farmers to plant, irrigate and cultivate these healthy plants to be exported to Japan. From Egypt alone, 37 plants were displayed. As much as I was amazed by the beneficiary role of JETRO, I felt very indebted to its Chairman Mr. Hatakeyama. FOODEX in Chiba prefecture each year adopted new projects from JETRO helping small and medium-size third world enterprises and workers find their way to success.

Thank You JETRO.

Allow me now to recount a personal story bonding me more to Mr. Hatakeyama. I discovered that MITI ex-officials each year in early January held a special artistic painting exhibition . Yes, a large number of beautiful paintings done by MITI OBs (Old Boys) were exhibited. Each painting was beautifully displayed and carried the name of the artist at the bottom. I wondered how and when they found time to paint such beautiful artistic works. But the idea itself excited me as I wondered around the exhibition enjoying these fine artworks. Until I came before a painting of an old street in Hungary with a road paved with many floor tiles. The painting was so beautiful and colorful, and I asked my host; who had the patience to paint each floor tile so meticulously.

Much to my surprise, I discovered that it was the artwork of Mr. Hatakeyama himself. My respect for him grew even stronger.

As this was the year my embassy was celebrating a cultural year with Japan, we conducted and invited many events in Cairo and all over Egypt in full cooperation with the Embassy of Japan in Cairo. Ueno Museum hosted 130 pharaonic statues in a lovely exhibition. I saw in that museum what the Samurai exhibition wrote on their trips to Egypt in 1862 and 1864, a full detailed impressive report.

The Cultural Centre Opera House in Cairo hosted artists, pianists from Japan. Groups performed traditional Japanese dancing, with the Kagura tradition. Kabuki, and Noh dancing performances were extremely successful and colorful at the footsteps of the Pyramids and the Sphinx. We started a Japanese Friendship Forest close to the Mediterranean where each tree was planted by a Japanese Tourist and carried the name of his Family. We inaugurated a river cultural Centre at Kitakami bonding the old Nile River with this historic old faithful river in Japan. Over centuries, our societies both relied on rivers and water for creativity and life.

People-to-people contact was stronger than ever.

We also hosted a special exhibition for Japanese arts and paintings in one of the most popular and famous art galleries in Egypt. As my Cultural Attaché of the embassy was doing his job, an idea came up to me. Since I fell in love and awe with the painting of Mr. Hatakeyama, I ventured to ask him if he would agree to send his painting with that exhibition to Egypt? Much to my surprise he kindly agreed. So, this beautiful painting went to Egypt, became part of our celebration of the Cultural Year, and was visited by hundreds of Egyptians visiting the Gallery. On a light note, I felt obligated for the safety of all the paintings fearing a mistake of mishandling from workers in airlines or elsewhere, unloading and repacking probably causing an accident which sometimes happens. I remember I made many phone calls to Cairo stressing the safety of the paintings and the need for extra care in packaging, transport, and shipping back to Japan. Here I must share a secret. I felt extremely obligated to Mr. Hatakeyama who

agreed to send his painting overseas with all the risks, so I had to make sure that it came back safe and sound. All the paintings returned safely.

Every winter I continued to visit the MITI OBs' exhibition for paintings.

When it was time for me to bid farewell to my beloved Japan summer 2003, a huge surprise happened. As a farewell gift to the departing Ambassador of Egypt and knowing my Love for that beautiful painting Mr. Hatakeyama, gifted me with the same lovely painting which hangs on the walls of my villa in Cairo and is still admired by my guests at home. Paintings and artworks are dear to their painters, dear like sons, and daughters.

I felt extremely happy and honored that Mr. Hatakeyama gave me such a precious gift.

I am so proud to own a piece from Mr. Hatakeyama.

Thank You Forever, my Dear Beloved Friend.

We shall all miss you.

Ambassador Dr. Mahmoud Karem

June 26, 2021

畠山襄氏の矜持

木村 福成

慶應義塾大学 経済学部 教授

東アジア・アセアン経済研究センター (ERIA) チーフエコノミスト

手元に 1 冊の報告書がある。2002 年度、財団法人国際経済交流財団から委託をいただいた『新しい日米関係のあり方に関する調査研究報告書』である。トピックは日米自由貿易協定 (FTA) であった。慶應の私のゼミ出身の清田耕造君 (現・慶應義塾大学産業研究所教授)、藤井孝宗君 (現・高崎経済大学経済学部教授)、安藤光代君 (現・慶應義塾大学商学部教授) と一緒に 4 か月ほどで取りまとめた。当時、畠山さんが同財団会長だったこともあり、気合いを入れて分析・執筆に当たったのを覚えている。関税、非関税障壁、サービスと投資その他、グラヴィティ・モデルと応用一般均衡 (CGE) モデルを用いた数量分析などが盛り込まれている。この手の分析のための道具立てはこの時点ではほぼ揃っていたことがわかる。

当時は日本の国際通商政策もマルチ一辺倒から FTA 戦略へと転換が図られていた時期で、シンガポールとの間で最初の経済連携協定を締結し、メキシコとは交渉中、東アジア全体の FTA 構想も進みつつある状況であった。しかしまだ貿易自由化に対する国内の抵抗も強く、日米といった「大国」同士の FTA にも抑制的な考え方が大勢を占めていた。畠山さんがこの時期に日米 FTA の可能性を検討しておこうとされたのはよく先を読んだお考えだったのだろう。

畠山さん、報告書の発表会の中では概ねニコニコと私たちの主張を聞いていらっしやっただが、2 点、私の印象に残ったことがあった。1 つは日本あるいは日本経済の相対的な地位低下を認めたくないという強い気持ち、もう 1 つは通商交渉における米国への強い警戒心である。数量的に計測される日米 FTA の経済効果が小さいことに抵抗感を示され、また内外価格差を用いた日本の非関税障壁計測に反論されたのを覚えている。沈着冷静な頭脳の影に、あの日米構造協議を戦ってきた矜持をお持ちだったのだろう。

それから 20 年弱経ち、日本を取り巻く国際環境は大きく変貌し、日本自身も変わった。まず日本が大国だという認識は国内外いずれにおいても薄れた。この背景には中国の台頭もあるが、それ以上に残念ながら日本自身が 30 年間も低成長を続けたことが大きい。これからはいかにしてミドルパワーとしてうまく立ち回っていくかが問われている。環太平洋

パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）、地域的な包括的経済連携（RCEP）協定、さらには日欧経済連携協定も、ルールに基づく国際貿易秩序をできる限り守っていこうとするミドルパワー・コアリションであり、メガ FTAs のハブとなった日本は重要な役割を果たしうる立ち位置にある。

しかしおそらく、畠山さんはミドルパワーという言葉はお嫌いでしょうね。一時期、G7 はワークしていない、G20 はメンバーが多すぎる、したがってもう少しメンバーを絞り込んだ会議体、たとえば G10 を作るべきだ、という議論をされていた（ITI 季刊 No. 112, 2018 年 6 月）。さすがに日本を「超大国」と呼ぶことはできないが、まだまだ「大国」なのだと聞いたかったのだろう。メガ FTAs のハブとなってもミドルパワーの 1 つということで満足してはいけない、日本が国際貿易秩序再建の先陣を切れねばならない、今ならたぶんそのようにおっしゃるのではないだろうか。

もう 1 つの点、通商交渉において日本が常に守りの側にいたということ、この点もずいぶん状況が変わった。FTAs 交渉には次第に慣れてきて、農業保護は相変わらずだが、それ以外の部分では問題となる関税等は撤廃できるようになった。他国も、日本市場の成長が止まっていることもあり、強引に貿易自由化を迫ってくることもなくなった。CPTPP では、米国の退場後、日本が主導権を握って協定をまとめることができた。日米貿易協定交渉における当面の米国の攻めはあっけないものだった。ここまで来れば、かつてのように自らの非関税障壁を気にする必要もない。

とはいえ、これで守りから攻めに転ずることができたのだろうか。国内向けには、かつての外圧を用いての国内改革という構図が消滅し、内発的にも改革意欲がなく、日本経済は少子高齢化を口実に落ち込むばかりである。メガ FTAs 戦略でも、米中対立によってルールに基づく国際貿易秩序が弱体化する中、何とかそれを守ろうとすることには貢献できているが、自らのイニシアティブで新たな時代を切り開いていこうとすることはできていない。これは意欲がないということではなく、我々研究者を含めソフトパワーが十分に備わっていないということなのだろう。

米トランプ政権誕生後、「日本は自由貿易の王道を歩むべきだ」と唱えられた（産経新聞 2017 年 2 月 10 日）。国際経済関係のリアリティに通じていらっしゃるからこそ、国際通商政策のできること、自由貿易を先導することの価値を高く評価されていた。畠山さんのご主張は今、さらに重要性を増している。

FTA の地政学

今野 秀洋

(一財) 貿易・産業協力振興財団 理事長

FTA/EPA（自由貿易協定/経済連携協定）の採用について、日本は世界的にみて遅れてスタートを切ったが、今やその最先端を走っていると言えそうだ。長年交渉を積み重ねてきた TPP12 が米国の離脱で暗礁に乗り上げたとき、日本がリーダーシップをとって残る国々をまとめ、2018 年に TPP11 を発効させた。その翌年には日・EU、さらに今年 1 月には日・英の EPA の発効に漕ぎ着けた。そして今国会で、世界の貿易総額の 3 割、日本の貿易総額の 5 割を占める地域との RCEP が承認された。

言うまでもなく FTA/EPA は、加盟国間の経済活動の国境障壁を無くし国内制度上の障害も減らすもので、経済活性化の重要なツールである。本来 WTO の補完と位置づけられるものだが、WTO を通じる自由化交渉が頓挫してしまっているこんにちでは、国際的な貿易自由化推進の主役を担っているといって過言でない。

FTA/EPA には、経済的効果に加えて、もう一つ、地政学的な意味合いがある。FTA/EPA の先駆けともいうべき EC（現在の EU）は、欧州で二度と戦争を起こさないという政治的大義のもとに独仏を中心として創設された。アジアで先鞭をつけた ASEAN も、憲章の「第一条 目的」に「地域の平和と安全を図るために」「政治、安全保障、経済、社会文化の協力を推進する」と掲げる政治同盟であり、その結成にはベトナム戦争を戦っていた米国の後押しがあった。

1990 年代末、日本が FTA/EPA 採用に舵を切るに当たっての議論を振り返ると、WTO を補完する貿易自由化推進のツールとしての経済的意義がもっぱら強調され、地政学的な政策手段としての意味合いについてはあまり表だって論じられなかった。当時重層的通商政策を主導した与謝野馨経済産業大臣は FTA/EPA の政治同盟としての本質を重視しておられたが、社会の雰囲気としては全方位外交などという言葉が残っていたほどで、世界を彼岸と此岸に分けるような議論をはばかりの向きが多かった。地政学的側面に正面から向き合う

ことについてのためらいは長く尾を引いて、日本国民にとって FTA/EPA 戦略をわかりにくくしてきたように思う。

こんにち日本は米中関係緊張のなかで、自由で開かれたアジア太平洋戦略を掲げ、日米豪印の QUAD（クアッド）を提唱して特徴ある積極外交を展開している。TPP11 はその戦略展開の重要な一環として海外諸国から評価されている。RCEP はどうか？米国抜きで中国が大きな比重を占めるアジアの地域協定に日本が参加するのは、日米同盟と矛盾するのではないか？この答えは、例えば 2020 年現在においても米国の最大の貿易相手国が中国であることを考えに入ると見えてくる。日・EU、日・英の EPA ももちろん自由貿易立国日本の経済成長策の一環ではあるが、同時に、欧州諸国との戦略的な連携を図るものでもある。

このような解釈は私見であり、当然異論もあると思うが、地政学的な見地から FTA/EPA を議論すること自体は今日あまり違和感なく受け入れられると思う。それだけ日本を巡る国際環境が厳しくなり、日本が自らの存立のために政治・経済を包含した総合的戦略を展開する必要性が高まっているということであろう。

日本の重要な経済政策・対外政策の手段となっている FTA/EPA だが、その端緒は畠山襄氏なくしては語れない。1998 年日本が FTA/EPA 採用を検討していたとき、最初に日本の扉を叩いたのはメキシコであり、その後紆余曲折を経て最初に結ばれた FTA/EPA はシンガポールとのものだったが、その両国とも最初に打診してきたのが畠山襄さんだった。当時メキシコの商工大臣だったブランコ氏も、またシンガポールの商工大臣だったジョージ・ヨー氏も、かねてから畠山さんと深い親交があった。そのとき畠山さんは JETRO 理事長をしておられたが、その立場もさることながら、心広く、新しいことに取り組むのを厭わない畠山さんの度量と行動力に着目して相談相手に選んだに違いないというのが、当時通産省に勤務して畠山さんの剛速球を浴びていた私の印象である。2015 年に国際貿易投資研究所理事長室にブランコ氏をご案内して、この二人の偉大な国際通商政策リーダーの再会の場に立ち会う幸運に恵まれたとき、改めてそのことを確信した。ちなみに、このとき ITI 理事長室の正面に掲げてあった畠山さん作の風景画は、今はメキシコシティでブランコ氏の執務室に飾られているはずである。

Remembering Noboru Hatakeyama

Dr. Arthur I. Cyr ¹

Director, Clausen Center Clausen Distinguished Professor Carthage College

(元シカゴ外交問題評議会委員)

The Honorable Noboru Hatakeyama leaves a powerful legacy, which influences many people and organizations. In my case, that includes family and personal matters along with work and professional matters. He and I first became acquainted in the latter environment, in Chicago Illinois.

In 1976, Mr. Hatakeyama was a relatively new member of JETRO Chicago. The Japan External Trade Organization has a substantial presence in the city and the Midwest region, reflecting the great economic success of Japan, the challenges accompanying this triumph, and the ability and dedication of the impressive JETRO staff. The ever more apparent challenges were a result of a variety of factors. Above all, Japan was accumulating tremendous long-term success in rapidly expanding desirable, marketable exports to the U.S., in an impressive wide array of sectors. These ranged from industrial products to an increasing array of consumer goods, including automobiles, radios and televisions.

In that same year, I began work at the Chicago Council on Foreign Relations. The Council was active and growing under the determined and effective leadership of President John E. Rielly. He had spent six years on the staff of United States Senator and Vice President Hubert Humphrey. Humphrey is recognized and honored for courage, integrity, dedication to principles, and sustained success in achieving legislation and policies supporting arms control, civil rights, the United Nations and other admirable objectives. Among other things, young Mayor Humphrey of Minneapolis secured historic commitment of the Democratic Party to equal rights for all Americans at the 1948 party convention.

Before the move to Chicago, I worked at UCLA in Los Angeles. The position combined teaching with administrative work, and was relatively secure, but the extremely large bureaucracy, and seemingly endless forms and procedures could be frustrating. The opportunity in Chicago was considerably riskier, by definition uncertain, but offered fresh opportunity, relative freedom, and at least potentially greater reward over the long term.

I have never regretted the decision to leave Southern California for the Midwest, and working with JETRO and learning much more about Japan is one important reason why this is true. Meeting and collaborating with Noboru Hatakeyama resulted from taking the job in Chicago. An acquaintance active with the Council and JETRO kindly brought the two of us together over lunch. Quickly, I became aware of Mr. Hatakeyama's exceptional intelligence, command of English, strong personality and unceasing curiosity. All of his qualities combined in facilitating his success as a professional as well as a person. His curiosity remains clearly in memory; that quality reinforced his imagination and ability to think in fresh and novel ways. Ultimately, this helps explain his remarkable success as a negotiator, including in high-stakes meetings with American and other officials, ultimately at the pinnacle of his career as Vice Minister of MITI.

In Chicago, Mr. Hatakeyama was a wonderful representative of Japan in pursuit of the mission, program and goals of JETRO. Specifically, we worked together to initiate an active and successful seminar on trade and related economic matters, plus political and social concerns, between Japan and the United States. His powerful work ethic, unwavering attention to the tasks we must accomplish, availability and commitment all contributed to making this seminar project a success. I must also recognize the importance of his wonderful sense of humor, which was regularly in evidence and made the burdens of work much more manageable, and more enjoyable, than would otherwise have been the case. Over the following two decades, the Council steadily developed a substantial program of education, research and publications on Japan and Asia, Japan-U.S relations and the wider roles of our two nations. The initial seminar with JETRO suggested, inspired and spurred this much larger longer-term effort. The Council proved

to be successful in raising substantial new financial support from foundations in Asia and the U.S. for the work. These sources included the Japan Economic Foundation, on the recommendation of Mr. Hatakeyama.

In the early 1990s, I visited Japan under JETRO auspices and was fortunate to bring my young son Tom. Our guide was Yuko Maeda, a recent university graduate who was one of the first female JETRO professionals. Our two weeks' travel around Japan was positive and helpful in every way. Influenced by that experience, Ms. Maeda decided to attend graduate school in the U.S. and remained to work in financial services. Today, she and her family live in Virginia. The Japan visit was helpful to all three of us, and we remain in contact. Mr. Hatakeyama's acute perceptiveness and good heart were evident in this experience, as throughout his life.

Noboru Hatakeyama has many positive and lasting accomplishments, personal as well as professional. During our final meeting in 2019, at his office in Tokyo, he showed me several attractive pictures he had painted. His spirit and legacy remain strong.

With gratitude, Arthur I. Cyr
July 2021

1 畠山氏のジェトロ・シカゴ次長着任と同年の1976年、Chicago Council on Foreign Relations 委員に就任。同 Council は1922年創立され、Foreign Affairs 誌発行など全米で伝統と権威ある対外関係評議会として有名。ジェトロと同 Council はセミナー共催、有識者交流など多岐に亘る事業実施を通じて密接な関係にあった。

畠山襄氏と日 EU 通商交渉

田中 素香

東北大学 名誉教授

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

はじめに

畠山襄氏は近著『経済統合の新世紀：日本の進路』の第8章「EU と経済統合」において、1991 年 7 月の日 EU（当時は、EC：欧州共同体）通商交渉の顛末を詳しく紹介している。1996 年刊行の氏の著書『通商交渉 国益を巡るドラマ』（近著刊行時点で絶版）から大部を転載しているので、氏にとってこの日 EC 自動車交渉の最終局面的一幕はよほど強くまた誇らしく思い出に残ったのであろう。

畠山氏の一文を拝読しながら、コラムを書いていたら、当時単一市場統合の研究のために EU 各国を 3 年続きで訪問してインタビュー調査した時のあれやこれやを思い出して、文章が長くなってしまった。論文というより回想記の類いである。

1. 1974/75 年世界恐慌と単一市場統合―日 EC の産業調整格差―

1970 年代後半から 91 年まで日欧貿易摩擦の時代が 15 年近く続いた。1970 年代後半の貿易摩擦は鉄鋼など重厚長大製品に起きたが、1980 年代になると、マイクロエレクトロニクス（ME）関連分野と自動車前面に出てきた。この問題の背後には、この時代の日欧の産業調整の格差があった。

数十年に一度、時代を画する世界恐慌が起きている。1974/75 年恐慌は戦後型製造業とケインズ主義に牽引された資本主義の終焉、新時代への転換の始まりを画した。2008/09 年のリーマン恐慌はグローバル金融資本主義の自己崩壊であり、新自由主義の資本主義からの転換の始まりだった。

1974/75 年世界恐慌は 73 年 10 月の OPEC（石油輸出国機構）の原油価格 4 倍引き上げを引き金として爆発したが、すでに 1960 年代末から戦後の高度成長を牽引した戦後型製造業に過剰生産能力の蓄積があり、それを背景にした過剰生産恐慌だった。恐慌後にケインズ政策を打ってもインフレを強めるスタグフレーションに米欧日すべてが陥り、やがてマネ

タリズムと新自由主義の勝利へ動いた。

この 1970 年代を巧みに乗り切ったのは日本だった。アメリカが公開した半導体、マイクロエレクトロニクス (ME) の技術を改良して、日本企業はあらゆる機械に導入し、小型化・軽量化・低価格化に成功した。輸出主導部門は、繊維と重厚長大部門だった 1970 年からわずか 10 年で機械部門 (SITC 第 7 部) へ転換した。その製品を世界市場に売りまくり、日米・日欧の貿易摩擦が熾烈化した。

この産業転換・時代転換に EU (当時は欧州共同体 EC。以下 EC) は決定的に乗り遅れた。EC は 1980 年当時 9 か国、その後ギリシャ、スペイン、ポルトガルが加盟し、86 年 12 か国になった。1974/75 年恐慌の衝撃で上記 3 か国の独裁政権が倒れて民主主義化を進め、EC 加盟へと向かったのである。

ヨーロッパの時代転換の動きは一般的に鈍い。一定の生活スタイルに満足するとそれに徹底的に固執する癖がある。1970 年代にも戦後四半世紀の間に実現した完全雇用と福祉国家に企業も労働組合も満足していて、産業構造転換への動きは鈍かった。たとえば、EC の自動車生産は 1970 年～80 年の 10 年間に 1,191 万台から 1,255 万台へわずか 64 万台、5% 増えたに過ぎない。同じ 10 年間に EC 向け日本車の輸出台数は 5 万 1,000 台から 85 万 6,000 台へ、17 倍の増加だった (通産省資料による)。EC の経済成長率は落ち込み、80 年代前半には 2 桁失業に陥った。「欧州動脈硬化症」という言葉が流行った。なお、ソ連も 1974/75 年世界恐慌以降の産業転換の時代についていけず、80 年代半ばから経済が悪化し、やがて体制崩壊へと向かった。

EC の巨大企業の多くは停滞する市場により窒息させられた。関税同盟により関税は統一されているが、各国の規制や技術標準などはバラバラであった。つまり、非関税障壁によって EC 諸国の国民経済は並立し、大企業は多くの国に子会社を置いて、当該国の規制や標準に適合する製品を作り、輸出に際しては 12 か国毎に相手国の規制に適合した別々の製品を作っていたのである。その結果、大企業は域外への FDI に力を入れ、域内で経済空洞化が起きた。

その非関税障壁を「全廃」して、EC12 か国を「モノ・サービス・カネ・ヒトの域内自由移動」の単一市場にするのが市場統合であった。「モノ・サービス・カネ・ヒトの自由移動」は一国内でのみ実現している。だから、EC 全体を広域国民経済に転換する大事業であり、経済面の連邦化と言ってよい。単一市場を管理する権限は EC、具体的には EC 委員会 (現在は欧州委員会) に移るのである。統合が成功すれば、大企業は製造を少数の大工場で行い、

貿易により EC 全体に供給すればよい。銀行や保険業は国を超えて自由に営業できる。加盟国と EC のあり方が変わるまさに「世紀の大事業」であった。

2. 1980 年代の日欧貿易摩擦

日本企業は、産業調整に遅れた EC の事情には理解が及ばず、当時の日本国内の「同業他社との競争」を輸出市場でも展開した。1980 年代前半期に小型・軽量・安価の ME 製品、VTR、CD プレーヤー、電子レンジなどの対 EC 輸出は数年で 10 倍、20 倍に急増した。悲鳴を上げた EC 企業は EC 委員会に反ダンピング措置を要請し、輸入を抑えた。80 年代後半には急激な円高（1985 年前半の 1 ドル 270 円から 87 年には一時 120 円台へ）で対米輸出を対 EC 輸出に切り替えた効果も重なり、工作機械、カラーTV、半導体、電子プリンター、エクスカベーターなどが次々に反ダンピング措置の対象となった。半導体は日本の輸出 6 社と EC 委員会の間でアンダーテイキング（DRAM に最低価格を向こう 5 年間設定）が適用された。先に行われていた日米半導体交渉における日米半導体取り決めのやり方を EC が要求したのである。

通産省（通商産業省、現在は経済産業省）をはじめとする日本の当時の認識は、GATT 条文にいう互惠性とは競争の「機会の均等」を保証するのみで「結果をバインドするものではない」というものであった。競争力の強い国が勝つのは当然だ、というわけである。だが、大量失業がさらに悪化する事態を前に、EC がそんな論調を受け入れるはずはない。

日本からの輸入については、フランス、イタリア、イギリスの 3 大国の態度は厳しく、国別に規制を敷いて、対応を強めた。EC の小国、ベネルクス 3 国やデンマークなど自由貿易主義の国に向けた日本の輸出は大いに伸びたが、3 大国はそれら加盟国に圧力をかけ、EC 委員会に EC 規模の規制を求めたのである。

このように米欧の輸出規制や管理貿易により輸出を制限された日本企業は、1980 年代後半の円高にも背中を押されて、次々に現地生産に乗り出した。日本企業の「欧米進出時代」が始まったのである。こうなると、EC の輸入規制は現地生産によって尻抜けとなる恐れが出てきた。EC 諸国（主として上述の 3 大国とスペイン）は FDI および現地生産の条件を厳しくした。原産地規則、実質的工程（ある製造工程を EC に移すことを進出の条件とした。半導体など）、ローカルコンテンツ（現地部品などの高い採用率を強制）などの手法で日本企業の FDI を抑えようとした。

それでも、日本企業は現地に進出する方針を変えるわけにはいかなかった。米欧への進出は日本企業にとって初体験であった。筆者は 88 年春 2 か月間のブリュッセル滞在中にベルギー、ドイツ、スペインなどに出かけて現地の日本企業にインタビューした際に苦労話を聞かされた。90 年に再訪した企業では日本人社員も現地に慣れて余裕すら感じられた。英語のインタビューはかゆいところに手が届きにくい。ヨーロッパで日本語のインタビューができる有り難さを思った。

残る重要課題は乗用車であった。自動車生産においても 1980 年の時点で EC 先進国は日本に大きく遅れてしまい、保護主義的な輸入規制を連発して自国市場を守っていたのである。1981 年 EC 委員会は日本製乗用車の輸入監視制度を導入、さらに、1986 年には単年度ベースの輸出台数の伸びを EC 委員会と日本政府が協議する自主規制措置が始まった。それとは別に EC 加盟大国がそれぞれに規制をかけてきた。

このような各国ごとの規制の根拠になったのは EEC 条約第 115 条であって、この条項により EC 各国は国境税関で外国品の輸入を規制することができた。日本の企業だけでなく、外務省や通産省の役人を泣かせたのがこの条項であった。日本の乗用車の対 EC 輸出台数は 81 年の 70 万 5 千台から 86 年 79 万 1 千台に増えただけであった（後掲の拙著〔1991 年〕137 ページの資料による）。フランスと南欧の規制は厳しく、自由貿易を主張する英国も、日本車のシェアを英国市場の 11% に制限していた。

ところが自由移動の単一市場が完成すると 115 条は廃止され、国境での規制は不可能になる。保護主義諸国は日本車に対する新たな規制を EC 委員会に強力に働きかけた。EC 委員会と日本政府はポスト単一市場の自動車の制限交渉に進まざるを得なくなった。当時通商産業審議官だった畠山氏の出番が来たのである。

3. 日 EC の自動車交渉とその結果

日 EC 自動車交渉で EC 委員会は輸入規制だけでなく、EC 現地に進出した日本企業の生産台数にまで規制をかけようとした。そこで、当時の日本自動車企業の EC への現地進出について若干説明しておこう。

ホンダは 1980 年、ブリティッシュ・レイランド社（BL）と合弁会社を設立し、ホンダ系の乗用車を BL 工場で生産した。ホンダマニュファクチャリング UK（HUM）は 1985 年に設立され、スウィンドンの工場で、鋳造、エンジン組立、プレス、溶接、塗装、自動車組立

などの製造工場を運営していた。

日産は英国サッチャー首相（1979 年～91 年）のたつての依頼を受けて 81 年から英政府と交渉に入り、84 年進出に合意、86 年サンダーランド工場で生産開始、20 万台の生産を目指した。トヨタも 89 年には英国バーナストーン進出を決め、92 年に生産を開始した。

英国でも 1980 年代には英国労働組合連合（TUC）のストが多発するなど、現地進出には大きなリスクがあった。だが、輸出を規制されると、現地進出しか道はなかった。EC を見渡すと、反日意識の強い大陸諸国に比べて英国はまだましだった。英国に進出していた米系、大陸欧州系の自動車工場は手抜きが顕著で、英政府も TUC も、税金をつぎ込んでようやく延命している唯一の国策企業 BL に将来を期待できない状況になっており、1990 年代初めには TUC も日本企業の受け入れを容認する方向へ動いた。

1991 年の日 EC 自動車交渉を担ったのは海部俊樹政権（1989 年 8 月～91 年 11 月）、相手はジャック・ドロール委員長下の EC 委員会だった。だが、フランスには「日本は敵、世界征服を狙っている」などと公言する反日のクレソン首相（欧州問題担当相を経て、1991 年 5 月～92 年 4 月首相）がいたりして、日本政府の対応は大変だった。

91 年早々の時点で EC の自動車業界は「日本の輸出自主規制を 93 年から 7 年間継続し、その期間は日本車のシェアを輸入と現地生産合計で 15%に抑える」と主張していた（90 年の日本車のシェアは 11%）。EC 委員会は、期間 5 年、18%を主張したが、輸出自主規制と現地生産台数とを合わせて規制する方針は同じであった。EC 委員会のアンドリーセン委員は 91 年 7 月の日 EC 交渉でその要求を持ち出した。ロンドンで G7 会合があり、その折のロンドンでの交渉であった。

対する海部政権の方針は、畠山氏の近著によれば、通産省の基本原則を対処方針としており、次の 3 点であった（181 ページ）。①EC 側の対日自動車輸入制限は GATT 違反であるが、良好な日 EC 関係の維持のため輸出自主規制は受け入れる、②輸出自主規制を行って欲しいとの EC 側の文書が不可欠（後の GATT 対応を考慮しての要求）、③日本企業の現地生産の販売数量の監視などは受け入れられない。要するに、輸出自主規制は継続するが、現地生産台数の規制は拒否するという方針であった。③は GATT の規定にはないが、EC 諸国と日本との通商航海条約の規定に沿っている（184 ページ）。しかし、日本企業が自主的に販売数量を自己規制するというのであれば、話は別である。アンドリーセン委員の提案はこの「自主規制」を日本に受け入れさせようとしたのである。

日本側の現地生産台数制限の拒否という方針を聞いたアンドリーセン委員はサイドレタ

一を受け取ってくれ、と行ってきた。サイドレターには日米半導体交渉の苦い思い出があった。そこに漠然とした表現で書かれた文言が後に日本政策の約束（コミットメント）として米議会で取り上げられるなど、その後の日本批判のベースになったのである。そこで、中尾栄一通産大臣はアンドリーセン提案を言下に拒否したが、アンドリーセン委員はもう一度中尾大臣と話をしたいと言った。

その代役を畠山氏が引き受けることになり、その夜の 12 時過ぎまで、サイドレターがダメなら口頭での要求を受け入れてほしい、いやそうはいかないと丁々発止のやりとりが続き、さらにフランス首相の指示を受けたフランス政府の総局長まで出現してくる。アンドリーセン委員は海部首相が翌日オランダのハーグで調印予定の日 EC 共同宣言に調印しないぞと脅しをかけたりもするのだが、その顛末は畠山氏の近著をご覧ください。通商交渉の現場とは、なんといえればいいのか、こんなに生臭いモノものなのか、と筆者（田中）は感じ入った。

結果的に事態は好転した。EC 側は 7 月 18 日ハーグでの日 EC 共同宣言に調印し、日 EC の新時代が開かれることになった。EC 委員会と通産省との自動車交渉は 7 月に決着した。日本からの輸出のモニタリングは EC 市場全体と英仏伊西ポルトガルの 5 か国（輸入制限実施国）について行う。EC 市場全体については、99 年の総需要を 1,510 万台と仮定して、同年の日本からの輸出レベルの見通しは 123 万台とする。

おわりに

日 EC 貿易摩擦の中で種々の規制を押しつけられた日本企業や通産省が、単一市場統合は「ヨーロッパ要塞」づくりだと言ったのは理解できるが、それは第 115 条をベースとする現状と単一市場統合の性格を直結している点で間違っていた。当時、筆者（田中）は市場統合の研究を進めていて、91 年に著書『EC 統合の新展開と欧州再編成』（東洋経済新報社）を刊行した。この著書や当時書いた論文の中で、筆者は、単一市場統合は「要塞」作りではなく、EC が経済を再生し自由貿易へ向かう動きなのだと、主張した。そもそも、日本企業が「同業他社との競争」をヨーロッパで展開するなど許されるはずはない、GATT 条文が「結果をバインドしない」などといってみたところで、GATT の前文をよく読んでみれば、そうとはいえないはずだ、などとも書いた。

あなたの主張は気に入らないと、通産省のお役人がわざわざ仙台の東北大学にまで抗議

に出向いてこられて、恐縮したこともあった。通産省が燃えていた、いい時代だったのであろう。畠山氏のロンドンでの MITI 会のくだりを読むとますますそう思えてくる。

畠山氏は、単一市場統合という大事業は、「日本の官民の協力があって初めて実現したものだ。この事実は内外とも案外知られていない」とも述べている。結果的に「結果をバインドした」通産省の英断を評価されたのであろうが、市場統合の成功が日 EC 自動車交渉に負っていたというのはどうだろうか。

近著の最後で畠山氏が気にしておられた日欧 EPA は、18 年最終合意 19 年 2 月に発効した。氏も満足されたのではなかったか。

並行して締結された日欧 SPA（戦略的パートナーシップ協定）により日 EU が国際的な法の支配や民主主義の強化拡大などで協力を進めることになった。覇権国のアメリカと超大国の中国が覇権をめぐる熾烈な「新冷戦」を繰り広げる時代に、対米中スタンスに共通点の少ないユーラシア大陸の東の民主主義国と西の民主主義圏（英国を含む）が手を取り合えるのはなんといっても心強い。

「ブレインストーミング」の思い出

田中 友義

駿河台大学 名誉教授

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

畠山襄元理事長（以下では、畠山さんと呼ぶことをご容赦願う）と出会いは、筆者が投稿したばかりの論考「EU 銀行同盟の行方」（ITI フラッシュ 175、2013/10/22）の内容について、説明をしてほしいというご依頼があって、理事長室に伺った時が最初であった。当時、畠山さんは健康そのもののご様子であったことをよく覚えている。

筆者は週一日しか研究所に出向しないので、その時には秘書の山本さんから理事長室にご足労願いたいといった電話があったり、畠山さんと直接、電話でブリーヒングしたりといったことが間々あった。

その時の細かいやり取りは、今となってはよく覚えていないが、いつも事前に準備したメモ書きを見ながら質問され、筆者の説明を丹念に書きとっておられたが、その真摯な態度に大変敬服した。

畠山さんの遺作となった『経済統合の新世紀』の執筆が始まったころ（2014 年末か 2015 年初めか定かではないが）、対面あるいは電話によるブリーヒングが頻繁になった。筆者の説明に満足されず、経済統合に関する参考文献や、根拠となる EU の条約・法律・規則などを明らかにするよう要求されることが多かった。特に、現在の EU（欧州連合）の前身である 1950 年代の EEC（欧州経済共同体）、1960 年代の EC（欧州共同）の時期の関連の条約・法律・規則などに関連する官報を短時間で見つけ出すことはかなり大変だったことを覚えている。筆者にとって今、懐かしく思い出される「ブレインストーミング」と呼んでよい瞬間であった。

さて、畠山さんの追想文を書くにあたって、遺作を初めて読んだ。特に、第 8 章「EU と経済統合」について、思いつくままに感想を述べたい。

一つは、1991 年のハーグ宣言（「日本と EC およびその加盟国との関係に関するハーグ共同宣言」署名前夜のエピソードである。ハーグ共同宣言は、戦後の日欧関係の深化・拡大を目指す画期的なものである。ただ、宣言署名と同時に進行的に EC の対日差別規制の撤廃、とりわけ、日本車の差別規制撤廃を巡る交渉が難航していた。畠山さんが通産審議官として、

重い責任を背負いながらご苦労された交渉の秘話を読むととても胸が一杯になる。

もう一つは、日 EU・FTA 構想についてである。遺作では日 EU 経済連携協定（日 EU・EPA）を巡る交渉が緒に就いた 2013 年まで記述されている。協定は 2018 年に署名、2019 年 2 月に発効した。EU が締結した FTA の中でも最も野心的な協定であり、自由で公正なルールに基づく、世界の経済秩序のモデルになることが期待されるものである。

畠山さんの病状はこのころ、相当お悪かったようである。お会いすることもお話することもなくなった。日 EU・EPA 署名・発効の事実をご存じだったろうか。気がかりである。

ご冥福をお祈りいたします。合掌

Rethinking and Reconnecting Asia

Ambassador Simon Tay

Chairman, Singapore Institute of International Affairs

Associate Professor National University of Singapore Faculty of Law and

Ambassador of the Republic of Singapore

An Essay in Honor of Noboru Hatakeyama

I have been honored to know and learn from Noboru Hatakeyama for some two decades. When we first met, he was chairman and CEO of JETRO, after serving as MITI Vice-Minister. In that period, Hatakeyama-san and I served together on the ASEAN-Japan Eminent Persons group that presented a Vision report for the partnership in 2001. In that same period, I also participated in the study and negotiations for the Japan-Singapore Economic Partnership Agreement (JSEPA) and, while he was not formally part of the negotiations, Hatakeyama-san was of great help and counsel. Entering into force in 2002, JSEPA was the first bilateral free trade agreement for Japan and the first between two East Asian partners, and set a precedent not only for the ASEAN-Japan free trade agreements but for many other efforts that followed.

My exchanges with Hatakeyama-san continued for many years when, as Chairman and CEO of the Japan Economic Forum, he established the JEF Asia Pacific roundtable as an annual forum to discuss key issues facing economic integration in our region. Personally, despite his seniority, and in whatever roles he played, Hatakeyama was always willing to exchange perspectives and seek cooperation, and would always share his analysis and opinions candidly and clearly.

In this essay in his honor, please allow me to share some of the thinking we exchanged on issues of common concern to increase understanding, cooperation and integration across the region.

Global Order and the USA

While the alliance with the USA was critical to Japan, Hatakeyama was always aware of the differences and costs in that relationship. This was sharpened by the Asian crisis when the USA did little to assist the region, the protests against free trade and globalization that grew strongly evident from the Seattle World Trade Organization (WTO) meeting at end 1999 (dubbed the battle of Seattle), and the growth of China. In this way, Hatakeyama's thinking and perceptions of these issues pre-dated the election of US President Trump and the on-going Sino-American trade war and broader competition.

Unlike some others however, Hatakeyama did not loudly criticize either of these powers. He sought to engage each of them. He was moreover not given to polemics and instead sought practical initiatives to move forward. If the global order and WTO would struggle, what could Japan and the rest of us do in response?

JSEPA and Intra-Asian Cooperation

In this context, Hatakeyama was very receptive to the need to step up intra-Asian cooperation. When the idea of a free trade agreement between Japan-Singapore was first raised in 1999, he was quick to see how it could be useful. He welcomed the possibilities of such an agreement and, moreover, of partnership with my small country even while others in Japan were skeptical or even negative; continuing to emphasize the global system in the WTO, and wondering why Singapore might merit being Japan's first partner. In his own talks and within key circles to which he had access, Hatakeyama played a major role to push forward the JSEPA.

In this process, Hatakeyama met and discussed this idea with Singapore's top leaders. In subsequent years, these relationships would continue and broaden to share perspectives about other key countries in the region. For me, as a think tank leader and part of the Singaporean negotiating team for JSEPA, I would often meet him in this period. I would also speak about the prospects for JSEPA in the region and in Japan,

including larger business symposiums at the Keidanren as well as closed door discussions with Japanese MPs (I was then a Nominated Member of Parliament in Singapore). Preparing for such occasions, I would often consult Hatakeyama and gain from his insights.

Japan's Policy Leadership

In these interactions with Hatakeyama, I came to realize that the arguments for and against the JSEPA were often not just about the international trade and relationship between the two countries but related more deeply and immediately to Japan's internal politics and its self-perceived role in Asia – and on these he was a wise guide. In these discussions, he and I came to agree that JSEPA was not only important in itself for our two countries, but could play a role to ignite intra-ASEAN economic cooperation and integration that could involve many more countries (including China) and in many more ways than traditional trade and tariff reduction. This insight that Hatakeyama held has clearly been upheld in the slew of FTAs and other economic cooperation agreements that have followed after JSEPA.

Japan's own policy and internal dynamics too has shifted in the intervening years. Japan has departed from being a “fundamentalist” about global WTO trade, to embrace a multi-layered trade policy and the reality of bilateral and regional FTA networks. The most recent and largest of these – the Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP) and the Japan-led Comprehensive and Progressive Trans-Pacific Partnership (CPTPP) – would not have been possible without that change in Japanese thinking and policy. While these agreements were negotiated after he had retired, key elements have grown from the thinking and insights that Hatakeyama had earlier developed and articulated.

A Legacy to Be Defended and Advanced

Voices that doubt the benefits of international trade and economic engagement have grown in the world today. Despite the defeat of President Trump, his slogan of “America First” will not be the last. These voices are also present in Asia and may well have grown

stronger from the pandemic.

Yet all rational calculations are that the region as a whole has gained much and can yet gain more from closer cooperation and deeper integration. The work of Noboru Hatakeyama and others who have pushed forward on these issues therefore has not only a past legacy in the JSEPA and other Japanese FTAs and the wider economic agreements that have ensued, of which the CPTPP and RCEP are the largest. This work and the thinking that underscores it, to which Hatakeyama-san dedicated so much of his life and work, also has a future that should be defended and advanced.

「菊づくり 菊見る時は……」

筑紫 みずえ

株式会社グッドバンカー 代表取締役社長

畠山襄さんと初めてお会いしたのは、1981年1月、天然ガス鉱業会の新年賀詞交歓会の席上である。

当時の私は、フランスのエンジニアリング会社テクニップ社日本連絡事務所のエグゼクティブセクレタリーとして、フランス人代表の補佐をしていた。しかし、補佐とは名ばかりで、当時31歳で初めて会社というものに勤めた私は、フランス語／英語でのコミュニケーション能力は何とかなったものの、実務の常識が全くなく、毎日の業務をこなすのに四苦八苦していた。

それでもクビにならなかったのは、ひとえにフランス人上司が出張がちで、韓国、台湾、インドネシアと、アジアを飛び回って、ほとんどオフィスを留守にしていたからである。

特に困ったのが、石油・化学業界の用語が全くわからなかったことだった。石油化学プラントに必要な機器の調達が主たる業務なのに、日本メーカーとのやりとりの中で「サイクロン」「クリスマスツリー」「ビット」などの機器名が出てくるのだが、サイクロンは「インド洋に吹く風」のはずで、ビットを英和辞書で引くと「やりの穂先」と出てくる。「なぜ石油化学プラントにクリスマスツリーが？」と大混乱に陥っていた。上司の代理で出席した賀詞交歓会では、司会者の席にも近く、あまり人のいないテーブルに「あそこが一番見晴らしが良い」とさっさと着いた。そこに白髪の方たちばかり三人ほどおられて、会場で唯一の女性であった私に、めずらしげに話しかけて下さったのが、大阪ガスの副社長だった花岡さんで、来賓挨拶をなさったのが当時資源エネルギー庁の石油部長であった畠山襄さんだった。

花岡さんに畠山さんをご紹介された私は、フランス人の上司と二人でいかに苦勞しているかを力説、「何か困ったことがあったら来て下さい」というお言葉に、翌日すぐにお電話してお会いしに行った。

畠山さんから「石油化学やエネルギーのことを教えてあげて下さい」と言われた部下の私たちは、さぞや困ったことと思うが、ポケットマネーで「石油化学の基礎知識」という本を買って下さった。そこには章ごとにテスト問題が付いており、私はテストの答えを持って、当時の通産省に通うことになった。業界のことも、監督官庁との関係も何も知らなかった私

は、ただただ、通産省のお役人とは、何と親切な人たちだろうと、まるで、ある種の鳥のヒナが生まれてすぐに目にしたものを親とみなして一生慕う、インプリティンク（刷り込み現象）さながらに、畠山さんと通産省のお役人に懐いてしまった。その後、金融業界に転じた時に、ある通産省のお役人から「銀行というのは、晴れているときに傘を差しだし、雨が降っているときに傘を取り上げると巷間言われているが、そんな産業に社会的存在意義があるのかね」と言われたことは衝撃であり、やがて現在の仕事である SDGs、ESG につながる SRI（社会的責任投資）を日本でやりたいという強い思いにつながった。アジアで初めての SRI・ESG 商品としてエコファンドを世に出す前、1990 年代初めからコンセプトについて、またそれが企業に与えるインパクトについて、畠山さんにずっとご相談をしてきたので、ある意味畠山さんは、日本における ESG 投資のゴッドファーザーであったともいえる。その後、SDGs、ESG がブームになって、あたかも自分がそれを世に出したかのような言説の人々に不満をもらした私に、畠山さんは、「まあ、そう怒りなさんな。菊づくり、菊見る時はただの人、と言うんだよ」と笑っておっしゃった。ご自分でもそのような経験をなさったのだと拝察されたが、それ以上何もおっしゃらなかった。プリンシプルを持ち、フェアであること、ロジカルであることを重んじ、同時に寛大さも併せ持った畠山襄さんという方の聲に接したこの 40 年間で、私のビジネス人生にとって、はかり知れない恩恵であったと、あらためて感謝の気持ちで一杯である。ご冥福を祈ると共に、畠山さんに教えていただいたことを、次の世代に伝えていくことを自分の責務としたい。

畠山さん、本当にありがとうございました。

APEC の発足と畠山襄

中川 淳司

中央学院大学 教授

APEC（アジア太平洋経済協力）は 1989 年 11 月、オーストラリアのキャンベラでの閣僚会合でスタートした。音頭を取ったのはオーストラリアである。しかし、APEC の発足に向けて日本が主導力を発揮したことはよく知られている。そのきっかけとなったのは、1988 年 2 月、当時の竹下首相の指示を受けて通産省が発足させた「アジア太平洋貿易開発研究会」である。研究会は同年 8 月に「新たなるアジア太平洋協力を求めて」と題する中間とりまとめを提出、コンセンサスアプローチによる多層的・漸進的協力の推進を提案した。この中間とりまとめを受けて通産省は同年 9 月に産業界、学識経験者を交えた「アジア太平洋協力推進懇談会」を発足させた。懇談会は 1989 年 6 月に「開かれた『協力による発展の時代』」を副題とする報告書を提出した。EU（欧州連合）型の閉鎖的な地域統合ではなく、貿易担当大臣による開かれた協議体を目指すという APEC の基本的なコンセプトが示された。

畠山襄は 1989 年 6 月、APEC の立ち上げ前夜のこの時期に通商政策局長に就任し、引き続いて 1991 年 6 月から 2 年間、通商産業審議官を務めた。APEC の立ち上げから最初の地歩を固める時期に日本政府当局の枢要な交渉担当ポストを歴任したことになる。通商交渉担当者としての事績を振り返った『経済統合の新世紀 元通商交渉トップの回想と提言』（東洋経済新報社、2015 年）には、この時期の日本政府部内における調整過程や対外的な交渉の舞台裏についての興味深いエピソードが語られている。しかし、それにもまして興味を引くのは、開かれた貿易（投資）の自由化という、今日に続く APEC の基本的なコンセプトが、早くもアジア太平洋協力推進懇談会報告書に盛り込まれていたことである。諸々の事情から APEC の開催を主導する役割をオーストラリアに譲った形になったが、日本が APEC の生みの親であることは間違いない。『経済統合の新世紀』には、APEC 誕生に至る過程での通産省の活動が淡々と綴られている。渦中であって交渉担当その他の重責を担った畠山の矜持が感じられる筆致である。

10 年以上前のことだが、当時、国際経済交流財団会長を務めていた畠山をオフィスに訪ねて話を伺ったことがある。日本の EPA（経済連携協定）政策の始まりについてのヒヤリングが主目的だったが、話の合間に APEC のことが話題に上った。「開かれた自由主義」を

構想し、実現にこぎつけたことを生き生きと語った畠山の姿が今も目に浮かぶ。

（文中敬称を略した。）

“Hatakeyama- San’s Legacy on Japan-Israel Relations”

Ambassador Moshe Ben-Yaacov

Former Ambassador of Israel to Japan, China and Singapore

(元駐日イスラエル大使)

It is an honor for me to write a few words about my old friend Hatakeyama:

I met Hatakeyama in 1996 when I first came to Japan as the Ambassador of Israel and he was the Chairman and CEO of JETRO - Japan External Trade Organization. During that time, we had effective professional conversations.

Hatakeyama had a keen interest in extending Japan’s international cooperation. He aimed to promote balanced global trade and international understanding of Japan’s market.

Within this framework, Hatakeyama was the key person in establishing the JETRO office in Israel that promotes business relationships, trade and investment between Israel and Japan as well as adding a remarkable contribution to Japan’s international trade. The opening of the JETRO office in Israel reflects the special relations existing between Japan and Israel.

Hatakeyama and myself had cultivated a long-time friendship and cooperative relationships. I was honored to cooperate with Hatakeyama and acknowledge the courtesy extended to me during his tenure.

The good relations continued even after my term in Japan ended. Every time I visited Tokyo as a former Ambassador, I visited Hatakeyama in the ITI offices. We met as old friends and the conversations between us were enjoyable as ever. Hatakeyama was happy to share with me his beautiful personal paintings. It was my pleasure to hear how proud Hatakeyama was with his paintings, especially city paintings of various cities in the world.

Hatakeyama Visited Israel for several times. He was a member of the Ben-Gurion University Board of Governors, one of Israel's leading research universities.

Hatakeyama was a spiritual person, intellectual, a good conversationalist, a man of the world who contributed a lot to the advancement of the Japanese economy and good international relations, including Japan and Israel. Above all, he was a true friend. I had the privilege to be one of his friends and admirers.

Moshe Ben-Yaacov

In Memoriam of Noboru Hatakeyama

Dr. Herminio Blanco Mendoza

(元メキシコ商工振興大臣)

With the sadness of saying goodbye to a special human being, I write this short summary of my enjoyable and fruitful experiences through the many years I had the honor and pleasure of Hatakeyama san's friendship.

If my memory does not fail me, I first met him during the unsuccessful gathering of the Uruguay Round negotiations in Brussels in 1990; at a time when he was a committed multilateralist member of the Japan's MITI delegation, while I was Undersecretary of Foreign Trade of Mexico.

Our interactions on multilateral negotiations continued during his tenure as Vice Minister, but our professional relationship truly intensified when he became President and then Chairman of the Japan External Trade Organization (JETRO). At that time, I would frequently visit him in Tokyo to discuss about Mexico-Japan economic relationship and how to enhance Mexico's growing success in attracting Japanese corporations. His warm advice and support were especially valuable for me.

I believe that we became friends after year 2000, when I started traveling to Japan at least twice a year, as an adviser of some wonderful Japanese corporations, and Hatakeyama san was the Chairman of the Japan Economic Foundation (JEF).

Our conversations mostly dealt with the progress in the negotiations of a free trade agreement between Japan and Mexico and about the diverse integration initiative in Asia. Actually, one of the most intense lectures that I got from him on these subjects, was sitting together with Hatakeyama san on a trip back to Japan from Singapore, after an interesting seminar on free trade negotiations in Asia, in which we both participated.

By far, the most memorable meeting with Hatakeyama san was in 1998, at the Crescent

Club, which was located in front of the inspirational Zojoji Temple in Tokyo. That lunch was organized and attended by the excellent Ambassador of Mexico to Japan, my very good friend the late Manuel Uribe.

Hatakeyama san, at the time Chairman of JETRO, expressed diplomatically, but very forcefully, his disappointment for the discrimination that Japanese goods were suffering in Mexico because of the NAFTA and, even more disappointed, by the beginning of the negotiation of a free trade agreement between Mexico and the European Union.

I then suggested a solution to the disadvantageous situation in which Japanese exports to Mexico were vis à vis American exports and would be vis à vis European exports: to negotiate a free trade agreement between Japan and Mexico.

He was surprised and intrigued by my suggestion. As a result of our conversation, some weeks later, I had the honor and pleasure of welcoming Hatakeyama san in Mexico City. In our first meeting in Mexico City, he inquired about the seriousness of my suggestion to negotiate a free trade agreement between our countries. I told him that very fortunately I had the enthusiastic support of President Ernesto Zedillo to initiate negotiations with Japan, as soon as feasible.

For Hatakeyama san that short visit to Mexico was the beginning of a long and very difficult road to convince his colleagues, key members of Parliament and, especially, Prime Minister Keizo Obuchi, to move away from Japan's traditional multilateral strategy and to consider the negotiation of a free trade agreement with Mexico.

Fortunately, Hatakeyama san had a good ally in this process, his friend and also my friend, the late ex-Prime Minister Ryutaro Hashimoto. Together they worked to dissipate fears and doubts and convinced the Prime Minister of Japan to launch a formal bilateral study about the benefits of negotiating a free trade agreement with Mexico.

Since mid 1998, during the negotiations process and until the final signature of the

Economic Partnership Agreement (EPA) in 2004, Hatakeyama san played a most critical role to finally make the free trade agreement between Japan and Mexico, a reality.

Since the entering into force in 2005, the EPA has been a success story that has further strengthen the friendship and the economic relationship between Mexico and Japan; there is no other person than Hatakeyama san who could truly be called the father of the EPA.

During the many years that I had the honor of knowing Hatakeyama san, I had the pleasure of enjoying the company and admiring the intellect and the strength of a passionate free trader, first committed to the multilateral Uruguay Round negotiation, who then had the pragmatism, courage and political ability to almost single-handed move the trade establishment of Japan from multilateralism to bilateral and regional free trade negotiations.

He was a true policy innovator and a prolific writer, who was not afraid of proposing new ideas and was able to communicate to a vast public. Hatakeyama san was also a wonderful expressionist painter.

I think that at the end of our relationship we were close friends. In October of 2015, I visited him at his office, together my dear friend Hidehiro Konno. During that visit, I congratulated him for one of his beautiful paintings.

In an extremely generous gesture, Hatakeyama san, sent to Mexico that beautiful painting, an incredible gift which I will treasure until the end of my days.

畠山大先輩を偲んで

細川 昌彦

明星大学経営学部 教授
(元経済産業省)

畠山元理事長とは経産省の現役時代の数々の思い出はいずれも刺激的なものだった。私の今日の思考、価値観に大いに影響を与えていただいた方なので、あえて畠山大先輩とお呼びすることをお許しいただきたい。経産省では通商・安全保障分野を長く経験させていただいたことから、とりわけご薫陶を頂く機会が多かった。

私が米国担当の米州課長の時、大きな懸案が 95 年に締結された日米自動車協定の再延長問題であった。かつて日米貿易摩擦の最大のテーマであった自動車問題が 95 年に決着した日米自動車協定を 5 年の期限が来る 2000 年に再延長するかどうかだ。

この間、自動車産業は国際的に激変していた。メキシコなどでの現地生産も急速に進展して、自動車業はもはや二国間協定にはなじまない実態になっていた。米国はもちろん再延長を求めてきたが、私は「打ち切るべし」と主張していた。もはや時効なので申し上げれば、当時、経産省幹部の中には「あえて日米関係に波風を立てる必要はない」として、再延長論に与する人もいた。そうした中で、当時ジェトロ理事長でいらした畠山先輩は「筋の通らないことはやめるべきだ。細川、頑張れ」と背中を押していただいたのがどれだけ心強かったか。米国を押し切れる力を与えていただいた。

畠山大先輩から熱心に言われたのが「日本は国際ルールを提唱すべし」だった。ご著書の中でも紹介されているが、90 年代前半に安全保障貿易管理課長であった私をご指導いただいたのも当時、通産審議官であった畠山大先輩であった。冷戦が終結して、それまでの輸出管理の国際的枠組みである対共産圏輸出統制委員会（ココム）が廃止され、ポスト・ココムの新たな国際的枠組みとしてワッセナー・アレンジメントが合意されるプロセスだった。

新たな輸出管理のルールをどうするか。武器輸出国とそうでない国、国家の裁量を主張する国と拘束性を強めようとする国等参加国の綱引きを複雑だった。そうした中、ワッセナー・アレンジメントのたたき台を提案したのは実は日本であったことはあまり知られてい

ない。提案し、説得し、妥協し、成立させていくプロセスで主導権を取れ。これが畠山大先輩の強いご意向であった。

今、米中対立の中で日本に求められるのはまさにこの「国際ルール」の提唱」だろう。

中国との向き合い方で直面している深刻な課題がいくつかある。

第 1 に、米中の技術覇権を巡る対立の中で、中国への技術流出を阻止すべく輸出管理でどう対応すべきかが問われている。前述のワッセナー・アレンジメントが前提としていた国際的な安全保障環境は激変している。特に主戦場である半導体分野では、日米欧の有志国が共同歩調を取れる輸出管理の新たな枠組みを必要としている。

第 2 に、中国のデジタル覇権、デジタル保護主義の動くにどう対処するかも喫緊の課題だ。中国の問題だけではない。米欧間にもプライバシーを巡る対立もある。デジタルの巡るルール作りが求められる所以だ。

第 3 に、中国の新疆ウイグル自治区を巡って人権問題も深刻な問題になっている。欧米では強制労働に関与したモノを供給網から排除する動きも強化されつつある。日本政府が人権問題に腰が引けている中で、日本企業も米中の狭間で対応に苦慮している。企業が身を守るためには国際的なルールを必要としているのだ。

こうした問題はいずれも日本は受け身でいると、叩かれやすい弱い立場であることは明らかだ。積極的にルールを提案していくことでこそ道が開かれる。

天国から畠山大先輩のそうした声が聞こえてくる。

畠山さんを偲ぶ ―「自由貿易の王道を進め」―

前田 茂樹

駐キルギス共和国 特命全権大使

<エレガントなマフィア>

2002 年 1 月、世界経済フォーラム年次総会（通称ダボス会議）が、前年 9 月 11 日の同時多発テロ事件に対する団結のアピールから、初めてダボスを離れニューヨークで開催された。畠山さんがジェトロ理事長として参加され、私は随行の榮に浴した。原則随員は会場内に入れないが、策を講じて参加パスを取得した私が、会場となったウォルドルフ・アストリア・ホテルで目の当たりにしたのは、四方八方から掛かる“ Mr. Hatakeyama!” の声。親しげな挨拶替わりの立ち話が終わると「彼はメキシコの経済大臣。彼女はマレーシアの通産大臣」と都度教えていただいた。世界の通商交渉の場に各国代表として参加する常連メンバーは「通商マフィア」と称されるが、畠山さんはまさに日本のボス。高著「通商交渉 国益を巡るドラマ」に記されたとおり、「戦争」に擬えられるほど通商摩擦が激化した時代に、米欧との協議、ガット UR から WTO 体制への移行、APEC などの舞台で、国益を背負うタフな交渉を行われた結果、カウンターパート達は「戦友」となりコミュニティとなったことが窺えた。マフィアと呼ぶには皆さん、あまりに知的でエレガントであったが。

畠山さんがジェトロ副理事長に着任されたのは 1995 年 7 月。その年の 1 月 1 日には WTO が設立され、直前の 6 月には、日米貿易摩擦の転機となったジュネーブでの日米自動車協議が行われていた一橋本通産大臣がミッキー・カンター USTR 代表の構える竹刀の先を喉元に当てたシーンは鮮烈だった。着任 3 年後の 1998 年 6 月からは理事長に就任され、ジェトロでの在任期間は 2002 年 7 月まで、ちょうど 7 年間に亘る。WTO 体制により多国間自由貿易の枠組みが強化されるとともに、日本の通商政策は、米欧との摩擦対応から、WTO にコミットしつつ、それを補完する FTA/EPA へと転換する時代であった。

<洒脱なコラムと先見性>

尊敬するジェトロのある大先輩は、「畠山さんと接するといつも背筋が伸びる」と語って

いたが、親子程の歳の差の私には、面と向かうと背筋どころか前身が硬直し、曖昧な発言などしようなものなら、眼光だけで身体中の血液が逆流するような存在であった。ただし 7 年間を通じ、指摘に理不尽さを感じたことはなく（後述の 1 点を除き）、心底納得できる結果、打ちのめされてもわだかまるところか、清々しさすら感じていた。

畠山さんがジェトロに着任された当時、私は調査部に所属して、マクロ経済全般をカバーし年 2 回の貿易と投資の「白書」発行を担当していた。効率重視の畠山さんは、特に調査案件については内線電話で担当へ直接連絡されるので、出勤早々の直電に大いに驚き、寄せられる質問への対応や資料作りは、緊張の連続。急ぎの案件では、指先から出る（冷や）汗で、ペンがまともに握れないという、人生初の体験をした。ただし、たまに褒められようものなら、副理事長室からの帰路は雲の上を歩くが如く。調査マンとして最も鍛えられ、のちの基礎（体）力となったと確信している。

畠山さんは「かた（堅・固・硬・難）い」イメージで語られがちだが、ジェトロ時代に新聞に寄稿されたコラムは、国際関係は勿論、芸術、スポーツ、ご自身のエピソードと驚くほど多岐に亘った。知的で理を極め示唆に富む一方で、堅苦しさはなく洒脱。説得力、斬新な視点と深い洞察、結末の「オチ」やどんでん返し、クスッと笑わされる内容は、まさにお人柄を映していた。本稿の執筆にあたり、日経新聞の「明日への話題」（1996 年 7 月 2 日～同年 12 月 24 日：26 回）と、東京新聞の「放射線」（1999 年 7 月 1 日～同年 12 月 17 日：24 回）を是非もう一度読み返してみたいと、ジェトロの広報課に半ば諦めつつお願いしたところ、PDF で全編見事に送ってくれた。一気に読み進み、改めて畠山さんの『凄さ』を思い知らされた。

90 年代後半、貿易摩擦対策としての輸入促進は、依然としてジェトロの最重要課題で、96 年の 7 月から連載が始まった日経「明日への話題」の 1 回目のタイトルは「輸入振興」。「JETRO の E は Export ではなくて External だが、今や輸入振興一色」と紹介されたが、そこから先が畠山さん「らしい」。1995 年に日本の製品輸入比率が 6 割に達したことに加え、米国は同比率が 6 割を超えた後に 5 年で 8 割に拡大し、ドイツ・フランスは 5 年で 15 ポイント上昇したデータを示しつつ、「輸入促進を懐かしむ時代の到来が、今世紀中は無理としても意外に早いのかもしれない」と結んでいる。事実ジェトロは、2000 年代に入ると

早々に、経済活性化・地域経済国際化への支援のために輸出促進事業を再開。改めて、畠山さんのデータに基づく先見性に驚かされた。

畠山さんの副理事長時代、1997 年末頃と記憶しているが、くだんの直電で「日中韓三国間の貿易構造が知りたいので、輸出入統計をまとめて欲しい」とご下問をいただいた。作業に近い内容に安堵しつつ、資料をお届けに上がると、「日中韓の自由貿易協定を考える材料にしたいので」との背景説明を受け、愕然とした。日本が初めて FTA・EPA を締結したのは、5 年後の 2002 年の日シンガポール EPA。当時の日本の通商政策は、設立間もない WTO 体制・マルチ重視で、地域経済圏や FTA は排他的と見る向きがあった。加えて、当時の日本（名目 GDP4.4 兆ドル）と中国（同 1 兆ドル弱）・韓国（同 5,700 億ドル）とは経済格差が大きく、輸出競争力では日本が圧倒的なもので、貿易自由化に中国や韓国が同意するはずがない。さらに、韓国経済はアジア通貨危機の渦中。思わず「恐れながら…」と反論に近いコメントを口走ると、「君の意見を聞くつもりはない」—これが既述の唯一の理不尽なやりとり。2 年ほど経った 2000 年、この話をご本人に持ち掛けたところ、「（やり取り自体は）覚えていないが、それは失礼した。日本企業の対中投資は加速化し、一部は韓国にも波及する。三カ国の自由貿易圏はお互いにメリットをもたらし、外交関係の安定化にもつながるという考えは今も変わらない」。

<「自由貿易の王道」を進め>

昨年 11 月、東アジア地域包括的経済連携（RCEP）協定が署名され、日中韓など 15 カ国が参加する地域協力・経済統合の枠組みがスタートした。日中韓がひとつの枠組みに入ったのは、あの資料作成から 20 数年を経たが、今想えば、畠山さんの構想は「先見性」を越えていた。畠山さんは 4 年程前 ITI 理事長として、当時のトランプ政権の通商政策に対し「日本はあらゆる保護主義に対し、特にアジア太平洋諸国を中心に仲間を集め、RCEP や TPP などを通じ、先んじて国際ルール策定に努め、自由貿易の王道を堂々と進むべきだ」とコメントされた。「自由貿易の王道」こそ、畠山さんの一貫した信念であり哲学であった。

最後に、私が一番感心したコラムをご紹介したい。東京新聞「放物線」の最終回、タイトルは「XYZ」。何の意味？と思ったら、種明かしだった。アルファベットと同じ数の 26 回目

のシリーズから、テーマを1回目 A：アゼルバイジャン、B：ボン、C：(野球の) キャッチャーと ABC 順に続け、最後は「X マス景気」「Y2K」と続けるはずが、12 月末の 2 回は夕刊の休刊と知り、最終回が一气呵成に「XYZ」。誰ひとりその法則には気付いていなかった。本当に、洒脱な方であった。

(本稿は、世界経済評論 7・8 月号に掲載されたものを転載したものである。)

畠山襄氏の思い出

松下 満雄

東京大学 名誉教授

元 WTO 上級委員

私が畠山襄氏に最初にお目にかかったのは 1977 年のことであつたので、かれこれ 45 年ほど前になる。私は 1977 年から 78 年にかけて、米国ハーバード・ロー・スクールにおいて客員教授を務めたが、この時に畠山氏はシカゴ・ジェトロ (Japan Trade Center, Chicago) の次長であられた。私はボストン郊外のケンブリッジという町に在住していたが、たまたまシカゴ・ジェトロ主催の国際会議があり、それに出席するためにシカゴに行ってそこではじめてお目にかかった。国際会議は冬 (1 月か 2 月) に行われたが、私がこの会議に出席している間に、米国東北部は猛吹雪 (これは The Blizzard of 1977 として米国民には語り継がれている。) に見舞われ、ボストン空港は 1 週間ほど閉鎖になり、私はシカゴで一週間足止めを食ったが、その間、この猛吹雪はジェトロの責任ではないにもかかわらず、畠山さんに宿舎の手配その他に大変なご配慮をいただき、まことに有難い次第であつた。

私はハーバード大学において担当していた日本法の講義の特別講師として、シカゴにおられる畠山さんをお願いして時局講演をしていただいたことがあつた。この当時、もうエズラ・ヴォーゲル教授の「ジャパン・アズ・ナンバーワン」は出版されており、日米貿易摩擦は本格的に始まっていた。まだ日米構造問題協議 (1989-90) の前であり、日米半導体協定 (第一次は 1986 年、第三次まであり、1995 年に WTO が設立されるまで続いた。) 以前であつたが、すでに米国の知識人の間において日本に対する関心は高く、特に「日本的経営」と「通産省の産業政策」は日本の保護主義の二大シンボルとして、畏敬、羨望、疑惑、反感の的になっていたようである。畠山さんの講演はこのような状況下で行われたが、この講演に関する関心は極めて高いものがあつた。

この講演には、米国反トラスト法の泰斗であつたドナルド・ターナー教授、及び、フィリップ・アリーダ教授、現在米最高裁判事となっている当時の若き日のスティーヴン・ブライヤー准教授その他の教授陣、及び、外部のゲストも出席していたが、講演の後の討論の時間には予想していた通り日本の政策を巡り激しい論戦になった。日本の産業政策・通商政策は戦前からの統制経済の続きではないか、日本には企業の自由はなく全てが「万能の通産省」

(Almighty MITI) の匙加減にあるのではないかとの批判に対して、畠山氏は敢然と反対され日本は自由経済の国であり、また民主主義のフロンティアであると主張され、通産省の産業政策・通商政策は自由経済の流れをスムーズにするためにあり、通産省のイデオロギーは自由主義経済であると実例を挙げて鋭く反論された。この会議における聴衆の議論、これに対する畠山さんの反論はまことに格調高く、印象深いものであった。

畠山氏の政治経済哲学は、端的に言うとも自由経済、自由貿易主義であった。後年財団法人国際貿易投資研究所の理事長に就任されてからも、その機関紙「国際貿易と投資」の巻頭言でしばしば健筆を振るわれたが、ここでも畠山さんの自由貿易に対する信念が遺憾なく表明されており面目躍如たるものがあつた。

晩年には病を得てお体が不自由になりお気の毒なことであつたが、それでも明晰な現状分析と鋭い舌鋒は衰えることがなかった。

ハーバード大学の特別講演から幾星霜を経て、現在の日本は衰退期に入り企業倫理は退廃し、特に折からのコロナ禍を巡る政府の対策の不手際、混乱は目を覆うばかりである。畠山さんがご存命でつたら、この現状をどのようにご覧になったであろうか。今は幽明境を異にする彼の仮借なき鋭い一喝が聞こえるような気がする。

畠山さんのご冥福を心からお祈り申し上げます。

畠山さんに学んだ対米交渉の勘所と愛嬌

薮中 三十二

元外務事務次官

畠山さんとの出会いは、アメリカとの通商交渉の場だった。1980年代、日米貿易摩擦は激しさを増していた。その最前線で通産省を代表して交渉に当たっておられた。

私は在アメリカ大使館の経済班にいて、さまざまの貿易交渉に携わり、東京から来られる経済官庁高官や政治家の方々の交渉ぶりもつぶさにみてきていた。

それらの場合、日本の特殊性をあれこれと説明し、なぜアメリカの要求を受け入れることが困難かをくどいほどに申し立てるのがいつものパターンだった。そこにはロジックはなかった。とにかく、日本の特殊性に免じて許して欲しい、といったニュアンスがあった。

このやり方では、何の効き目もなかった。日本は自分の市場を閉じておいて、アメリカに輸出攻勢をかけてくる、これはアンフェアだ！と反発し、ますますアメリカの対日要求が厳しくなっていく。

ところが畠山さんの交渉姿勢は違った。アメリカの主張の不当性を突いていったのだ。半導体交渉などでも、アメリカが企業努力をせず、日本に物を買えというのはおかしい、と鋭く反撃するのだった。

激しい反撃、それでも、どこか愛嬌のある畠山さんの口調にアメリカは反発しながら、相手の理を認め、妥協点を見いだそうとしてくる。

そんな交渉風景だった。

こうした畠山さんの交渉姿勢に学ぶことが多かった。なにより新鮮だった。そしてアメリカ相手の交渉に効果的だった。

私自身、その後のアメリカ相手の交渉では、まさに畠山さんの交渉スタイルに学び、相手の理不尽なところを攻め、ロジックで対応することに努めた。しかし、畠山さんの愛嬌のあるやりとりは、なかなか真似の出来ないものだった。

役所も違い、一回りも上の大先輩だったが、畠山さんには優しく接していただき、ご指導頂いた。9.11事件の時は日米中西部会で出張してこられていて、カンサス州でご一緒したが、飛行場が閉鎖になり、シカゴの総領事公邸にお招きした。その時、シカゴ在勤時代の経験を懐かしく語っておられたことが思い出される。ご冥福をお祈りいたします。

「万難を排して自由貿易を擁護したサムライ」

チャールズ・レイク

アフラック 生命保険株式会社 代表取締役会長

アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド 取締役社長

国際社会は、地球規模の貿易・投資のアーキテクチャーの構築において重大な役割を果たされた畠山氏の訃報を深い悲しみと共に受け止めている。日本の通商政策史における畠山氏の功績は多大である。畠山氏は1980～90年代に日米通商交渉が重大な局面を迎えていた時代、通商産業省（当時）幹部として強力なリーダーシップを発揮し、30年が過ぎた今でも多くの米国関係者の間でその功績が語られる人物である。生前、畠山氏が示された通商交渉に関する考え方や姿勢そして思い出を振り返ることを通じて、追悼メッセージとさせていただきたい。

畠山氏に初めて私がお挨拶したのは、1990年に開催された日米構造問題協議（SII）の場であった。当時、米国通商代表部（USTR）次席代表を務めておられたリン・ウィリアムズ大使のカバン持ちであった駆け出し官僚にとって、通商政策局長だった畠山氏は「重厚感あふれるタフネゴシエーター」というのが第一印象であった。その後、私はUSTR日本部長を拝命し様々な二国間協議や世界貿易機関（WTO）の設立交渉にも参加していたため、1993年に畠山氏が通商産業審議官（当時）を退官されるまで、交渉の席で一緒すご縁をいただいた。退官後も、畠山氏が主催される勉強会や座談会などにお招きいただき、この十年ほどは環太平洋パートナーシップ協定（TPP）を取り巻く国際情勢について意見交換をする機会を何度か得た。大先輩との時間は私にとって貴重な財産である。

思い起こせば、畠山氏と初めてお会いしたころの日米通商交渉を取り巻く政治経済環境は今では想像し難いほど、困難な状況であった。1970年代から始まった日米通商摩擦は、1980年代に米国の対日貿易赤字が増大するに従って、その政治的影響により更に激化していた。米国議会是对日貿易政策を前提として1988年に米国通商法を改正し、大統領にスーパー301条（不公正貿易国への対抗措置強化条項）の活用を求めている。そして、1989年に誕生したジョージ・W・ブッシュ政権（第41代大統領）の閣僚として米国通商代表に指

名されたカーラ・ヒルズ大使の上院議会承認では、対日通商政策を強硬な姿勢で展開することが強く求められた。こうして米国議会を中心に対日貿易不均衡是正の圧力が高まる中、USTR はスーパー301 条に基づき、日本を「優先交渉国」と認定し、優先交渉分野を 3 つの品目（人工衛星、木材、スーパーコンピューター）に特定した。同時に、マクロ経済政策、産業構造や競争政策等、日米両国で貿易と国際収支の調整の上で障壁となっている構造問題に取り組む SII を開始したのである。当時の通商交渉者は **trade warriors**（貿易戦士）と呼ばれ、世界中を駆け巡り徹夜の日々を過ごしていた。

このような困難な状況にあっては、交渉者同士の信頼関係が交渉を大きく左右する。畠山氏も「長年通商政策に関わってきた者として一つたしかに言えるのは、国と国との関係も所詮は人と人との関係だ、ということである」¹と書かれている。SII 当時、ブッシュ政権で USTR 次席代表を務めておられたリン・ウィリアムズ大使に畠山氏の訃報をお伝えすると、大使は、「畠山通商産業審議官（当時）のことはとてもよく覚えている。通商政策局長、そして通商産業審議官として、米日関係が貿易摩擦によって最悪の状態にあった時期に、日本政府の中で最も重要な役割を果たされたお一人である。畠山氏は、二国間関係を強く支持し、彼のリーダーシップはその関係修復において不可欠なものであった。激しい論争の中にあっても、畠山氏は、多くの論点が日本の消費者と米国の生産者の双方にとって同様に重要であることを見抜いていた。こうした長期的なものの見方こそ、彼が審議官としてはもとより、退官後も継続して、国際的な通商政策の分野におけるリーダーであり続けた所以であろう。米日二国間関係、そしてグローバルな自由貿易体制への畠山氏の貢献は非常に大きく、彼と共に仕事できたことは私にとって大変光栄であった」とお話になられていた。

畠山氏は、SII 後も自由貿易を推進するためのグローバルアーキテクチャーの強化に尽力なされた。WTO が中核を担う多角的貿易体制の確立、それを補完する形で地域内、多国間、2 国間での自由貿易協定 (FTA) や経済連携協定 (EPA) などにおける日本の役割について、畠山氏は強い考えを示しておられたのである。1996 年のご著書『通商交渉 国益を巡るドラマ』では、「自由貿易は、市場経済メカニズムの貿易分野における原則である。今日、それなしに、世界経済の繁栄はありえない。したがって、日本は、今後、万難を排して自由貿易を擁護していかなければならない」²と述べられている。

しかし、2000年代に入るとWTOによる「ドーハ開発アジェンダ」が失敗に終わり、WTOは自由化交渉を促進する上での機能不全に陥る。更に、一方的な報復措置に対するWTOルールの抑止効果の機能低下、紛争解決手続きの空洞化も発生していく。多くの国々が、2国間及び地域間でのFTAやEPAの締結に力を入れるようになる。こうした状況になることを畠山氏は、早くから予測していたのではないだろうか。1996年に「日本も聖人君子ではありえない。今後、日本はポスト・ウルグアイ・ラウンドを目指して、マルチラテラリズムの理想を追う一方で、地域通商政策の流れの現実も直視していく必要がある。しかも、日本の地域通商政策の中身も、APECに加えて、他のいかなる枠組みが可能か、タブーを設けずに重層的な検討を進めるべきであろう」³と書いておられた。

WTOの事務局次長を2017年から2021年（3月）まで務め、ジミー・カーター（第39代大統領）政権のUSTR（当時はSTR、特別通商代表）で次席代表でもあったアラン・ウルフ大使に畠山氏の訃報をお伝えした。ウルフ大使は、「2008年12月、畠山氏と私は、米日両国よりビジネスリーダー、行政の幹部経験者、政策専門家を集めた会議の議長を共に務め、来るオバマ政権に向けた提言という形で共同行動指針を策定した。米日二国間関係に更なる調和と緊密さをもたらすことを目指し、通商分野に留まらず安全保障分野をも含んだものとなったが、これは畠山氏が当時抱かれていた使命そのものであり、彼の尽力によって生まれたこの会議の成果は、今なお大きな意味を持つ。畠山氏は、世界で最も重要な二国間関係の一つである米日関係にとって、色褪せることなく現在に通じる、重要なレガシーを残された」とお話になられていた。

その後、米国や日本を含めたアジア太平洋地域内の12か国が集い、オープンでルールに基づく貿易・投資の体制を構築しようと交渉を重ねたTPPの交渉が活性化される。そして、米国はTPPから離脱するが、最終的には2018年末に発効したCPTPP（環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定）へと発展し、高水準な21世紀型の貿易・投資ルールの構築において大きな成果をあげた。日本は、米国が離脱した後、CPTPPの合意形成において、畠山氏が期待したリーダーシップを発揮したのである。そして、日本は「自由で開かれたインド太平洋構想」を掲げ、包括的かつ透明性のある方法でルールに基づく国際秩序の確保を通じて自由で開かれたインド太平洋地域を「国際公共財」として発展させることを目指している。正に、「万難を排して自由貿易を擁護」する戦いが、畠山氏の後輩交

渉者達によって続けられているのである。

世界では米中覇権争いやパンデミックを背景に、デジタルトランスフォーメーション分野、先端技術の輸出規制、医療関係のサプライチェーンの多様性や柔軟性の強化など、経済安全保障に関する取組が各国で加速している。こうしたニューノーマル時代の課題解決に貢献する新たな構想や日米同盟の在り方に関する高度な政策論争が必要な今、畠山氏のお考えをお聞きできないのは極めて残念であり悲しいことである。

畠山様のご功績に深甚なる敬意を表し、衷心より哀悼の意を捧げます。

1 畠山襄『経済統合の新世紀 元通商交渉トップの回想と提言』東洋経済新報社, 2015, P.174

2 畠山襄『通商交渉 国益を巡るドラマ』日本経済新聞社, 1996, P.272

3 畠山襄『通商交渉 国益を巡るドラマ』日本経済新聞社, 1996, P.296

第二部（追悼論文）

「通商政策の新たな地平」

1. 畠山元理事長の ASEAN 共同体論および東アジア共同体論について

石川 幸一

亜細亜大学 特別研究員

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

はじめに

畠山襄国際貿易投資研究所元理事長（以下、畠山氏）は、メキシコとの FTA の検討により日本の通商政策の GATT・WTO を中心とする枠組みから FTA を同時に推進する重層的な通商政策への転換に極めて重要な役割を果たされるとともにシンガポールおよびスイスとの FTA 交渉に向けても大きな役割を果たされた。メキシコとの FTA は、畠山氏がメキシコでブランコ商工大臣（当時）から打診を受け、与謝野通産大臣（当時）に伝え、通産省内に FTA 問題全般について研究するチームが作られたことが発端となっている。畠山氏はこれが日本にとって FTA の初めての検討であり、メキシコは日本の FTA の重い扉を開けた国でもあると評している¹。

日本の初めての FTA であるシンガポールとの FTA は、畠山氏が 1999 年 10 月にシンガポールを訪問した際にリー・シェンロン副首相とジョージ・ヨー外相から「ゴー・チョクトン首相が 12 月の訪日時に星日 FTA の提案をするつもりだが、日本側の回答は前向きだろうか」と尋ねられ、「共同研究の開始が前向きな回答に含まれるとすれば前向きである」と回答したことが契機となった²。畠山氏は帰国後、小渕恵三首相（当時）を訪ね、シンガポールとの FTA を説明、首相からの何か問題はあるかとの質問に対し、農業問題もなく何も問題がないと答え、小渕首相が「じゃあ、やろうじゃないですか」と言われた。12 月 6 日に訪日中のゴー首相と会い、日本側は FTA 開始に前向きな回答をすると思うと説明をしている。そして、首脳会談でゴー首相から新時代の FTA を日本と結びたいとの提案があり、産官学の研究会実施で合意した。日本シンガポール FTA は 2000 年 3 月から産官学共同研究、2001 年 1 月から政府間交渉、2002 年 1 月に署名、11 月に発効し、日本の FTA 第 1 号となった。

欧州との初の FTA であるスイスとの FTA は 2002 年に「日本との FTA を締結したいがどのようにしたらよいか」というスイスの経済大臣の問いに対し、畠山氏がスイス経済省と

JETRO との共同研究会がよいと応じたことが端緒になっている。共同研究は 2003 年 2 月から 2004 年 7 月にかけて実施された。日本スイス FTA は 2007 年 5 月に交渉入り、2009 年 2 月に署名、9 月に発効している。

畠山氏はこのように日本の FTA 政策への転換、最初の FTA 交渉および最初の欧州の国との FTA に大きな役割を果たされたが、執筆活動も旺盛に行ってこられ、通商政策や経済統合について 2 冊の著書と多くの論文を発表している³。これらは、豊富な経験と深い学識と思索に基づいており今でも多くのことを学ぶことができるが、本論では ASEAN 経済共同体および東アジア共同体についての論考を紹介し検討している。

1. ASEAN 経済共同体 (AEC) について

ASEAN 経済共同体 (AEC) は、畠山 (2015) で詳しく論じられている。ASEAN 共同体の年内 (2015 年) の実現は、①インドネシアの保護主義=反 FTA の動き、②ASEAN 諸国から統合体への主権譲渡がまったく行われないうという 2 つの理由で FTA を超えたものになるかどうか大きな疑問を持っていると述べている⁴。①の論拠は ASEAN 全体と日本との FTA をインドネシアは批准しておらず、その原因はインドネシア国内、とくに議会で反 FTA の動きが強いということが指摘されている⁵。②については、「私の考える共同体の定義では、共同体は加盟国から主権の、少なくとも一部譲渡を受けなければならず、EU にはそれがあるが ASEAN 共同体にはない」と指摘している。さらに、流通、金融、労働のいずれかの域内移動が自由でないと共同市場ではないが、ASEAN で共同市場ができるかも怪しいとしている。したがって、「2015 年の ASEAN 経済統合は AFTA と同レベルの FTA にしかなれず、あとは将来の夢を綴った作文になるのではないかと推測し、ASEAN 経済統合はうまくいって共同市場であろうと論じている。

畠山氏の議論は ASEAN の経済統合の本質をついたものである。2015 年に成立した ASEAN 経済共同体 (AEC) は、FTA プラス (包括的 FTA) というべき経済統合である。サービス貿易、投資の自由化、貿易の円滑化も進められており、AFTA レベルを超えた経済統合であることは確かである。しかし、AEC は共同市場ではない。サービス、投資、資本の移動は例外分野が残され、条件や制約がある。人の移動は熟練労働者が対象であり、かつ、極めて限定的である。畠山氏の指摘のとおり、AEC は国家主権を加盟国が堅持した経済統合であり、市場統合と通貨統合について国家主権を EU に委譲した EU の経済統合とは異

なる。AEC が類似している経済統合は経済連携協定（EPA）である（表 1）。EPA は物品、サービス、投資の自由化、商用訪問者などの移動の自由化、貿易円滑化などを規定しているが、域外共通関税は設けておらず、共通通貨も目指していない。

ASEAN は 2015 年 12 月末で ASEAN 共同体が成立したと宣言している。畠山氏は「共同体は成立しない」と論じているが、これは共同体の定義が異なるためである。畠山氏は「国家主権の少なくとも一部の譲渡があること」を共同体の定義としている。一方、ASEAN はこうした厳密な定義を設けず主権国家が主権を維持したまま ASEAN 地域の協力と統合を行う形態を共同体と呼んでいるのである。

ASEAN は 1967 年の設立時から「共同体」を志向していた⁶。ASEAN 設立宣言（バンコク宣言）では、ASEAN の目的として「繁栄して平和な共同体の基礎を強化するために、平等とパートナーシップの共同の努力により地域の経済成長・社会進歩・文化発展を加速する」と謳っている。1976 年の第 1 回 ASEAN 首脳会議で採択された ASEAN 協和宣言では、ASEAN の原則と目的の一つとして「地域的なアイデンティティ、強力な ASEAN 共同体」を掲げている。これらの宣言では、共同体の定義は示されていない。そして、2003 年の第 9 回首脳会議で採択された第 2ASEAN 協和宣言では、ASEAN 安全保障共同体（APC、のちに政治安全保障共同体 APSC に改称）、ASEAN 経済共同体（AEC）、ASEAN 社会文化共同体（ASCC）という 3 つの共同体から構成される ASEAN 共同体を目指すことが提示されている。3 つの共同体は安全保障、経済、社会文化分野で地域協力を進めるもので主権の譲渡はまったく言及されていない。たとえば、経済共同体は、物、サービス、投資の自由な移動、資本のより自由な移動、平等な経済発展、貧困の削減などを実現するとしており、経済統合のレベルは FTA プラスである。

安全保障共同体は国際関係論の研究者により提唱されている。この分野の代表的研究者であるアミタフ・アチャリヤは、「ドイツが定義する安全保障共同体は「統合された」集団であり、このような共同体は参加単位の正式な政治的合併を通して「融合」されうるし、メンバーが独立や主権を維持したままの「多元的共存」にとどまることもある」としている⁷。そして、主権国家間の多元的共存型の安全保障共同体を「人々が平和的変革への確かな期待を維持している主権国家から構成される、トランスナショナルな地域」と定義している。このように安全保障共同体についての議論では、主権を委譲していない場合でも共同体と呼ばれている。こうした主権を維持した国家による東南アジア地域の安全保障面の地域協力を ASEAN では安全保障共同体と呼んでいる。社会文化共同体も農村開発、貧困削減、健

康、疾病、食料、災害、環境、教育、文化およびASEAN アイデンティティ推進などの分野の地域協力を内容としており、主権国家による多元的な共存により地域協力を行うものである。

表 1 ASEAN 経済共同体、欧州共同体、経済連携協定の目標の比較

	欧州共同体 (EC)	ASEAN経済共同体 (AEC)	経済連携協定 (EPA)
関税撤廃	○	○	○
非関税障壁撤廃	○	○(＊)	△
対外共通関税	○	×	×
サービス貿易自由化	○	○(＊)	△
規格・基準の調和	○	△	△
人の移動の自由化	○	△	△
貿易円滑化	○	○	○
投資の自由化	○	○	○
資本移動の自由化	○	△	△
政府調達の開化	○	×	△
共通通貨	○	×	×

(注) 1. ○は目標、△は目標だが限定的、×は目標になっていないことを示す。＊は目標だが実現は難しい、あるいは一部実現することを示す。ただし、厳密な評価ではない。

2. EEC は 1967 年に欧州石炭鉄鋼共同体 (ECSC)、欧州原子力共同体 (EURATOM) との 3 つの共同体の主要機関が共通の機関として整備されこれら 3 機関を総称して EC と呼んでいたが、1992 年にマーストリヒト条約により EEC は EC (欧州共同体) に改称された。

(出所) 筆者作成。

2. 東アジア共同体について

厳密な定義により共同体を考える畠山氏は東アジア共同体構想についても厳しく批判している⁸。畠山 (2015) では、その理由として、①東アジア共同体推進論者の多くが安全保障を現在のように日米安保条約を中核とする体制で行くのか、あるいは「東アジア共同体軍」に守ってもらうのか判然としない、をあげている。「東アジア共同体軍」はできていないし、できるとしてもずっと先の話だからそんなものにわが国の安全を保証してもらうわけにはいかないとしている。次に、②東アジア共同体が経済共同体であれば東アジア FTA とどう違うのかを明らかにしてもらいたいと主張している。東アジア経済共同体は各国の主権の一部を譲渡する覚悟が必要と指摘し、東アジア共同体が共同市場に留まるのであればその旨を明確にすべきとして、中身が「共同市場」に留まるのに「共同体」と言いふらすのは最

近流行の偽装商法であると批判している。さらに、「内容を今明らかにすることはできないが、合意可能な機能について合意し、合意を積み重ねていけば東アジア共同体と呼ばれるに相応しい経済統合ができあがる」という機能論者の主張について、共同体の定義を避けているという主張の本質的欠陥を隠そうとして機能云々と言っているにすぎないと述べている。

畠山（2005）では、主権の一部を譲渡して共同体を設立するのであれば加盟諸国が共通の価値観を持たねばならず、EU は自由と民主主義、基本的人権の尊重、法の支配という価値観を共有していると指摘している。ここから、東アジア共同体のメンバーと考えられている中国とは価値観を共有していないというファンダメンタルな問題がでてくる。一方、民主主義国であり、GDP が大きく、WTO のメンバーである台湾は不可欠であるとしている。リーダーシップを取る国については、①日中韓のいずれかの国、あるいは②日中韓が一体としては日中韓の関係から現実性はなく、③ASEAN は主権譲渡の覚悟がないので無理であると論じている。

日本では一時期、アジア共同体あるいは東アジア共同体への関心が論壇やメディアで大いに高まり学会が設立され多くの本が刊行された。時間の経過とともに関心が薄れ最近話題にも上らなくなった。東アジア共同体論がブームとなったのは 21 世紀の最初の 10 年間であったが、2010 年に中国が GDP で日本を抜いて世界第 2 位の経済大国となり米国との差を着実に縮小していること、2013 年以降一帯一路構想により途上国を中心に影響力を強めていること、2009 年ころから海洋進出を積極化するなど、時間の経過とともに中国が経済と安全保障面で急速に台頭したことが理由であろう。アジアでは経済、軍事力、政治などで中国の影響力が圧倒的に強くなり、中国が主要メンバーとなる共同体構想の非現実性が明らかになったためである。2010 年以降の東アジアの展開をみると畠山氏の議論が正鵠を得ていたことを認識すべきである。

畠山氏は東アジア共同体に代わり実現可能性のある構想として①EAFTA（東アジア FTA）、②アジア太平洋民主主義同盟を例示している。EAFTA は 2020 年 11 月に調印された RCEP（地域的な包括的経済連携協定）として現実のものになったといえる。アジア太平洋民主主義同盟は自由と民主主義、基本的人権の尊重、法の支配など普遍的な価値観を共有している国々をメンバーとする構想であり、米国、日本、韓国、インドネシア、フィリピン、タイ、豪州、ニュージーランド、インドなどがメンバーとしてあげられている。この構想は、自由で開かれたインド太平洋構想として進められているといえるだろう。

3. 経済統合の分類と経済共同体

畠山氏は経済統合の段階についても新たな考えを提示している。畠山（2015）は、経済統合は加盟国の発展段階により中身が異なり、構成要素についてはいろいろ議論があり、コンセンサスがあるわけではないとして、①FTA、②関税同盟、③共同市場、④共通基準、⑤共同体、⑥連合、という経済統合の6段階説を提示している（表2）⁹。①FTA、②関税同盟、③共同市場はバラッサ（後述）の分類と同じだが、②関税同盟は未来がないと指摘している。シンガポールのようなほとんどすべての品目に関税率ゼロという国が関税同盟に参加しようとする他の加盟国の関税率に合わせるために特定品目の関税を引き上げざるを得ず、さらに他の品目の関税引き下げという代償を払わねばならず、関税を引き下げる品目を見つけることは容易ではないためである。

③共同市場については、FTAと関税同盟に加え、域内流通自由化、金融域内流通自由化、労働域内移動自由化の3項目からいずれか一つ以上を実施する場合と定義している。④共通基準については、WTOに技術社会委員会を設置し、当面乗用車と食品の世界共通安全基準を策定する活動を開始し、FTAで世界共通基準策定を助けるという提案を行っている。⑤共同体については、主権の一部を加盟国で形成するグループの本部あるいは事務局などに譲渡することとしている場合に限り、共同体と呼ぶことができるとしている。従って、この定義に該当するのはEUのみである。⑥連合については、通貨統合、エネルギー統合、環境統合などの新種も経済統合ができる場合に備えて連合という名称を残すとし、とりあえずEUを例としてあげている。WTOとの関係では、共同市場、共通基準、共同体、連合もGATT24条4項の「任意の協定」に含まれ、GATTの規律下にあるとしている¹⁰。

経済統合の分類および段階は、ベラ・バラッサの5段階説がよく知られている。バラッサは、経済統合の段階を①自由貿易地域（free trade area）、②関税同盟（customs union）、③共同市場（common market）、④経済同盟（economic union）、⑤完全な経済統合（complete economic integration）の5段階で説明している¹¹。自由貿易地域は参加国間で関税（と数量制限）を撤廃する。関税同盟は商品の移動の差別の撤廃に加え、非加盟国への関税を共通化する。共同市場は貿易の制限だけでなく生産要素の移動への制限が廃止される。経済同盟では経済政策の違いによる差別をなくするためある程度の経済政策の調和が行われる。完全な経済統合は金融、財政、社会、景気政策の統一を前提とし、加盟国を拘束する決定を行う超国家機関の設立を必要とする。

表 2 畠山氏の経済統合 6 段階説

	域内関税撤廃	域外共通関税	域内流通自由化、金融域内流通自由化、労働域内移動自由化の一つ以上を実施	主権委譲	通貨統合、エネルギー統合、環境統合など
自由貿易地域	○	×	×	×	×
関税同盟	○	○	×	×	×
共同市場	○	○	○	×	×
共通基準	○	○	○	○	×
経済共同体	○	○	○	○	○
連合	○	○	○	○	○

(出所) 畠山 (2015) 262-286 頁により筆者作成。

一方、EU 研究者であるペルクマンズは 6 段階説を提唱している¹²。すなわち、①FTA、②関税同盟、③FTA プラス（関税同盟プラス）、④深く包括的な FTA、⑤共同市場、⑥単一市場である。ペルクマンズは、ASEAN 経済共同体は第 3、第 4 段階であるとしている。第 3 段階は FTA プラスおよび関税同盟プラスであり、WTO の対象分野を含む FTA および関税同盟と定義している。第 4 段階は、深く包括的な FTA および関税同盟であり、WTO プラス（WTO 協定に含まれていない分野）の分野を対象とする。第 5 段階は共同市場であり、財、サービス、労働、資本の自由な移動、共通競争政策、越境インフラのための共通予算や共通調整支援などが実現している第 6 段階は単一市場（Single Market）であり、EU も実現しておらず、野心的な目的としての経済的なコンセプトである。単一市場の完全で包括的な定義はないが、物品、サービス、資本、労働、技術の 5 市場で、相互市場アクセスと無差別を確保する深く広範囲の自由化と市場の制度と規制の両面における広範囲の積極的統合を伴う統合であるとしている¹³。

ペルクマンズの分類は、バラッサの分類をベースに対象分野を拡大し近年の包括的 FTA の実態を取り入れて 6 段階に拡大したものであり、現在増加している様々な名称の FTA を理解するのに役立つ。一方、畠山氏の分類は、主権の譲渡を基準に含めるとともに共通基準、経済共同体、連合という分類を取り入れており、独創的なものである。経済統合は今後も多様な形で増加していくと思われ、その中でこの 6 分類について検討していくことが必要である。

参考文献

- ・ 石川幸一 (2007) 「ASEAN 経済共同体形成の現状と課題」、『アジア研究所紀要』第 33 号、亜細亜大学アジア研究所。2007 年 3 月
- ・ アチャリヤ・アミタフ、平川幸子訳「ASEAN と安全保障共同体－構成主義アプローチからの理解」、山本武彦・天児慧編『東アジア共同体の構築 1. 新たな地域形成』岩波書店。
- ・ 畠山襄 (1996) 「通商交渉 国益を巡るドラマ」日本経済新聞社。
- ・ 畠山襄 (2003) 「政治が変わらないかぎり日本は没落する」、『中央公論』2003 年 12 月号。
- ・ 畠山襄 (2005) 「東アジア共同体の幻想を捨てよ」、『中央公論』2005 年 9 月号。
- ・ 畠山襄 (2005) 「日本は FTA の初心を失っていないか」、『論座』2005 年 5 月号。
- ・ 畠山襄 (2009) 「大型 FTA で海外市場の拡大をめざせ」、『中央公論』2009 年 7 月号。
- ・ 畠山襄 (2010) 「めざすべきは「一人前の通商国家」」、『中央公論』2010 年 7 月号。
- ・ 畠山襄 (2015) 「経済統合の新世紀 元通商交渉トップの回想と提言」東洋経済新報社。
- ・ Balassa, Bela (1962), The Theory of Economic Integration, George and Unwin, London, (Routledge Revivals)
- ・ Pelkmans, Jacques (2016), The ASEAN Economic Community, Cambridge University Press.

-
- 1 畠山 (2003) 51 頁。
 - 2 畠山 (2015) 62－66 頁。
 - 3 参考文献を参照。
 - 4 畠山 (2015) 230－231 頁。
 - 5 ASEAN と日本の経済連携協定 (AJCEP) のインドネシアに批准は他の国から 10 年遅れの 2018 年 3 月に行われた。
 - 6 石川 (2007) 69－73 頁。
 - 7 アチャリヤ (2007) 550 頁。
 - 8 畠山 (2005) 155－161 頁および畠山 (2015) 282－285 頁。
 - 9 畠山 (2015) 262－286 頁。
 - 10 GATT24 条では、物の貿易の経済統合について、①今より障壁を高めてはいけない、②実質的にすべての貿易をカバーしないといけない、③妥当な期間内に行わなければならないという 3 つの要件を規定している (畠山 (2015) 299－304 頁)。
 - 11 Balassa (1962) p2.
 - 12 Pelkmans (2016) pp.18-40.
 - 13 Pelkmans (2016) pp.92-93.

2. 後回しにされたトランプ劇場の「後始末」

馬田 啓一

杏林大学 名誉教授

はじめに

アジア太平洋の通商秩序を大きく揺さぶった「トランプ劇場」が、米国の政権交代によって4年で幕を閉じた。トランプ前政権の暴走に翻弄されながらも、日本は米国の TPP 復帰も視野に置いて、いわゆる「4 正面作戦」を軸とした通商戦略に取り組んできた。

今、その日本の通商戦略が曲がり角にある。最も気がかりなトランプ劇場の「後始末」をバイデン政権が後回しにしてしまったからだ。果たして米国は TPP に復帰する気があるのか。中国は TPP 参加への関心を示し、米国に揺さぶりをかけている。本稿では、米国の TPP 復帰の可能性と日本の通商戦略の行方について論じてみたい。

1. 通商秩序を揺さぶったトランプ劇場

(1) 米国の TPP 離脱：未完の対中包囲網

トランプ前大統領は、環太平洋経済連携協定 (TPP) により米国の輸入が増え国内の生産と雇用が減るとして、2017 年 1 月の就任早々、TPP からの離脱を表明した。しかし、米国の TPP 離脱は、日本の通商戦略やアジア太平洋における経済統合の動きに大きな打撃を与えただけでなく、米国も通商上の利益を失うことになった。

TPP がアジア太平洋における米国の影響力を強める重要な手段の一つであったことは言うまでもない。中国がアジア太平洋の覇権を狙い、米国に取って代わろうと積極的に動いていただけに、米国の TPP 離脱は中国の思う壺となった。

TPP 交渉を主導したオバマ元政権は、ポスト TPP を睨み、将来的には中国も含めて TPP 参加をアジア太平洋経済協力会議 (APEC) 全体に広げ、アジア太平洋自由貿易圏 (FTAAP) を実現しようとした。ASEAN、韓国、台湾など、APEC 参加国が次々と TPP に参加し、中国の孤立が現実味を帯びてくれば、中国は TPP 参加を決断せざるを得なくなる。TPP への参加条件として、中国に国家資本主義の転換とルール遵守を迫るというのが、米国が描いたシナリオであった。だが、TPP による対中包囲網を目指した米国の通商戦略を、トランプ

前政権は愚かにもドブに捨ててしまった。

米国の TPP 離脱によって、FTAAP への道筋について APEC 内の力学は一変した。TPP の先行きが不透明となる中で、これまで TPP の脇役だった東アジアの地域包括的経済連携 (RCEP) の存在感が高まった。TPP の頓挫をチャンスと見た中国は、途上国も参加し易い低レベルの RCEP を軸に FTAAP の実現を主導する構えを見せた。

米国の TPP 離脱はサッカーのオウンゴールのようなものだ。中国は「しめた」とばかりに小躍りして喜んだが、それも束の間、TPP11 の妥結により糠喜びだったと知るのである。

(2) 日本が描いた通商シナリオ

機能不全に陥った世界貿易機関 (WTO) が頼りにならない中、米国の「暴走」を止めるために日本がとった通商戦略が、いわゆる「4 正面作戦」である。それは、米国の TPP 復帰を見据えながら、米国抜きで TPP11、日 EU・EPA (経済連携協定)、RCEP、日米経済対話の 4 つの交渉をセットにして進めるようというものだった。

TPP11、日 EU・EPA、RCEP の 3 つのメガ FTA (自由貿易協定) 交渉の合意によって、「米国企業がアジア太平洋から締め出されてしまう」と米国を焦らせ、日米経済対話の場を利用して米国の TPP 復帰を説得するというのが、日本が描いたシナリオである。

トランプ・ショックからまる 4 年、3 つのメガ FTA 交渉はすでに合意に達している。TPP11 は 2018 年 12 月末、日 EU・EPA は 19 年 2 月初めにそれぞれ発効した。そして、RCEP (インド除く 15 か国) も 20 年 10 月に署名され、21 年中の発効を目指している。二国間主義と保護主義に傾く米国を牽制し、多角的で自由な貿易体制の重要性を訴えるという意味で、日本にとってこれら 3 つの決着は大きな意義がある。

(3) なぜ TPP11 に舵を切ったか

米国の TPP 離脱によって一旦は片足を棺桶に突っ込んだ TPP だったが、日本の主導で TPP11 か国が結束し、2018 年 12 月末の TPP11 (正式名は CPTPP) の発効にこぎつけた。離脱した米国の要求で盛り込まれた一部の項目 (知的財産権や紛争処理、政府調達など 22 項目) については、実施を一時凍結した。将来的に米国が復帰すれば凍結は解除される。

日本が当初は消極的だった米国抜きの TPP11 に舵を切った理由はどこにあるのか。第 1 に、米国への説得工作が不調に終わり、TPP が塩漬けのまま時間が過ぎていくと、TPP11

か国の結束が緩み、TPP からのドミノ離れが生じる恐れがあったからである。

第 2 に、多国間よりも二国間の交渉に重点を置くトランプ前政権を牽制する狙いもあった。TPP11 の発効によって米国を焦らせ、TPP への復帰を促す考えであった。

第 3 に、対中包囲網の形成という TPP のもつ戦略的な意義へのこだわりもあった。TPP への参加条件として中国に国家資本主義からの転換を迫るというシナリオは、日本も共有していた。そのため、APEC において RCEP を推す中国が FTAAP 実現の主導権を握ろうとしていることに、日本は警戒心を強めた。TPP11 の妥結によって TPP が首の皮一枚残れば、中国の目論見を潰すことができる。これが、TPP11 の実現に動いた大きな理由の一つであった。そこには、FTAAP 実現への道筋を見据えた日本のしたたかな戦略があったのである。

2. 曲がり角にある日本の通商戦略

(1) 同床異夢の日米経済対話

紆余曲折の末に TPP11 の発効にこぎつけたが、米国が抜けたままでは日本の通商シナリオはまだ道半ばである。日本が米国の TPP 復帰を粘り強く訴えていく場として日米経済対話を考えたが、その後、厳しい局面を迎えることになった。

日米経済対話は、為替操作や自動車問題で対日批判を強めていたトランプ前政権に対し、日米摩擦を避けたい日本が、日米間の経済問題について 3 つの分野（貿易投資のルール、財政・金融・構造改革、分野別の日米協力）に分けて幅広く議論する場を提案して実現したものである。

しかし、日米経済対話は同床異夢、日米の思惑には大きなズレがあった。日本市場へのアクセス拡大を目指す貿易交渉の場だとして、日米 FTA の交渉に意欲を示す米国に対して、米国の TPP 復帰を望む日本は、アジア太平洋のルールづくりに向けた日米協議の場にしたと考えた。貿易交渉だけに集中すれば、米国から農産品や自動車などで厳しい要求を突き付けられる。そこで、インフラ開発やエネルギーなど分野別の日米協力も持ち出して米国の圧力を弱めたいというのが、日本の本音だった。

だが、「魚心あれば水心」はトランプ前政権には通用しなかった。日米協力の案件をいくらか提示しても、結局、対日要求はあまり手加減されなかった。日本の思惑とは裏腹に、その後、交渉の舞台は日米経済対話から日米の新貿易協議（通称 FFR 協議）に移り、次第に日

米 FTA の交渉へと引きずり込まれていった。

(2) ディールの罠に嵌った日本

2018 年 9 月の日米首脳会談で、FFR 協議の下で日米貿易協定の交渉を開始することが合意された。日米 FTA 交渉には応じないと断言していた安倍前政権だったが、米通商拡大法 232 条（安全保障条項）にもとづく自動車の 25% 追加関税の対象から日本を除外させることが最優先課題となってしまう、米国の要求を受け入れるしかなかった。結局、追加関税で脅しながら相手国に譲歩を迫るトランプ流の「ディールの罠」に日本も嵌ってしまったのである。

当初、19 年 1 月下旬に予定された日米貿易協議の開始は、米中の貿易協議がもつれた影響で大幅に遅れ 4 月にずれ込んだが、交渉はわずか半年でスピード決着した。9 月の首脳会談で「日米貿易協定」と「日米デジタル貿易協定」の合意に達し、10 月に署名、20 年 1 月に発効した。

ただし、日米合意は最終的なものではなく、「第 1 段階の合意」と呼ばれるように、交渉の範囲を物品とデジタルの分野に限定した部分合意である。これは、中国との貿易協議が難航する中、米国が大統領予備選に突入する前の決着を急いだからだ。

物品貿易の争点となった農産品と自動車について、日本は米国に対する牛肉など農産品の市場開放についてはほぼ TPP 水準の範囲内で食い止めたが、米国の自動車と自動車部品の関税撤廃は事実上、継続協議になった。

日本が最も懸念していた自動車への 25% 追加関税と対米自動車輸出の数量規制を回避する一方、米国も牛肉・豚肉の対日輸出における不利な状況を解消するなど、日米とも最重視していた成果は得た。

一方、デジタル貿易が交渉対象に追加されたのは米国の提案による。日米デジタル貿易協定は、TPP の第 14 章（電子商取引）をベースとしながら、新たな規律（TPP プラス）が盛り込まれた。

合意文書によれば、日米は協定の発効後 4 か月以内に、第 2 段階交渉の対象範囲を決めるはずであった。しかし、新型コロナウイルスの感染拡大とそれに伴う米中対立の再燃によって、交渉開始は先送りとなった。

さらに、米大統領選挙の結果トランプ政権からバイデン政権に交代したため、第 2 段階の交渉は棚上げとなり先行き不透明となっている。バイデン政権がコロナの影響を受けた

国内経済の立て直しを優先し、通商交渉は当面行わない方針を打ち出したからだ。4 正面作戦を軸とした日本の通商シナリオは最終局面で足踏みを余儀なくされている。

3. 新たなシナリオを模索する日本

(1) 中国の TPP 参加は本気か

中国の習近平国家主席が 2020 年 11 月、APEC の首脳会議で TPP への参加に前向きな姿勢を表明した。その狙いは一体何であろうか。RCEP の協定が署名された直後のタイミングを狙って、中国が自由貿易の推進者であるかのごとく見せる戦略的ポーズにすぎないとの見方も少なくないが、中国は案外本気かもしれない。そう思わせるような根拠が少なくとも 3 つ考えられる。

第 1 に、TPP を通じてアジア太平洋の対中依存度を高めるのが狙いか。習主席は 20 年 4 月の中央財經委員会で、磁場のようにグローバルなサプライチェーン（供給網）が中国に依存する状態を目指すと明言した。裏読みすれば、米国その他からの制裁を想定して中国の威嚇・反撃能力を強化するため、アジア太平洋におけるサプライチェーンの一角に中国を組み込ませようとしているのではないか。

因みに、報復条項を盛り込んだ中国の「輸出管理法」が 20 年 12 月から施行され、これにより外国企業が米中の板挟みになる可能性が高まっている。もし中国の反発を買えば、中国から次々と嫌がらせを受けている豪州の「二の舞」となりかねない。

第 2 に、TPP による対中包囲網を阻止するのが狙いかもしれない。質の高い包括的な 21 世紀型 FTA を目指した TPP は、対中戦略の一環として位置づけられた。TPP の拡大により孤立を恐れた中国を TPP 参加に追い込み、構造改革を中国に迫るとというのが日米共有のシナリオだった。トランプ前政権の TPP 離脱で頓挫しかけたが、日本の主導で米抜き TPP が発効した。米国不在の間に TPP を中国の色に染めるつもりなのか。

第 3 に、APEC が FTAAP の実現に向けて主導権を握るのが狙いなのか。対中包囲網を警戒した中国は、TPP の対抗手段として ASEAN を議長に担いで RCEP の早期実現を目指した。RCEP ならハードルが低く国家資本主義の温存も可能だと考えたからである。

米国が TPP、中国が RCEP を通じて FTAAP の主導権を争った米中角逐の構図は、トランプ前大統領によって崩れた。しかし、APEC 内には「TPP の延長線上に FTAAP がある」といった議論が燦っており、米国のオウンゴールも中国の糠喜びに終わり、依然として大き

な火種が残っている。このため、RCEP 交渉の妥結を果たした中国が TPP 参加への関心を示し、米国に揺さぶりをかけたのか。

いずれにせよ、中国が本気でも実際のところ TPP への参加は難しい。RCEP と違い、中国にとって国有企業規律や知的財産権の保護など TPP のハードルは高い。日本は 21 年、TPP の議長国である。日本は TPP の戦略的意義を踏まえ、中国から様々な誘惑や脅しの圧力を受けても、決してブレてはいけない。例外措置を講じてまで中国の TPP 参加を認めるべきではない。参加を表明している他国への影響も懸念される。

21 年 2 月、英国が TPP への参加を正式に申請した。英国との交渉で悪しき前例ができれば、TPP 参加条件の緩和を狙う中国の思う壺となる。むしろ、現行基準の受け入れという一線を譲ることなく、英国の TPP 参加を実現すれば、TPP の価値を高めるだけでなく、中国に対して不都合な現実を突きつけることができる。英国は、香港国家安全維持法の制定や新疆ウイグル自治区の人権問題などを問題視し、中国に対して強硬姿勢に変わっているからだ。TPP 参加国の承認を取り付けねばならない中国にとって嫌な存在となろう。

(2) 早期の TPP 復帰に慎重なバイデン政権

中国よりも米国の TPP 復帰の方が先決であることは言うまでもない。だが、政権交代後の TPP 復帰の道筋をどう描けばよいのか。バイデン大統領は以前から TPP が完全ではないと考え、復帰する場合には再交渉が前提になるとしている。この点は政権発足直後にサキ大統領報道官も明言している。しかし、米国の修正要求を他の 11 か国に受け入れさせるような再交渉はハチの巣を突くようなもので、容易なことではない。

バイデン政権は早期の TPP 復帰に慎重な姿勢を貫いている。支持基盤の労働者層に雇用が流出することへの警戒感が根強いからだ。民主党が 2020 年 8 月に採択した政策綱領には、「米国の競争力に投資をするまで新たな FTA 交渉はしない」と明記されている。4 月の施政方針演説でも、22 年の中間選挙を控え、世論の風当たりが強い TPP 復帰には一切触れていない。

そうした中、米議会が大統領に通商交渉権限を与える大統領貿易促進権限（TPA）が 21 年 7 月、期限切れとなり失効した。米政府が他国との交渉で締結した貿易協定について、議会の修正なしで一括承認を得るためには TPA が不可欠である。しかし、バイデン政権は新型コロナウイルス対策と雇用対策など内政を優先し、通商交渉は後回しにする方針で、議会に TPA の再付与を要請する動きはない。

TPA 失効に対するバイデン政権の対応を見てもわかるように、日本は長期戦を覚悟しなければならないだろう。安全保障と人権問題で国際的な連携強化に基づく対中包囲網の構築を図るバイデン政権に対して、TPP の戦略的意義を粘り強く説得していく一方、英国やタイ、フィリピン、インドネシアなどの加盟拡大によって TPP の存在感を強め、参加しないと不利になると米国を焦らせるしか今のところ手はなさそうだ。

(3) TPP 拡大への大きな試金石

TPP が枠組みの拡大へ動き出した。日本など TPP 参加 11 か国が 2021 年 6 月、オンラインで閣僚級会合「TPP 委員会」を開き、2 月に参加を申請した英国との交渉入りを決めた。参加が決定すれば、発足時のメンバー以外で初めてとなる。

TPP を広げる意義は大きい。英国が参加すれば、TPP 参加国合計の国内総生産（GDP）は世界全体の 13%から 16%に増える。アジア太平洋地域の枠を超えたサプライチェーン（供給網）を強化することもできる。米国の TPP 復帰の可能性も見据え、英国の参加を TPP 拡大への呼び水としたい。

TPP 委員会は作業部会を設けて、22 年中の参加決定を目指す。今後の交渉の焦点は、英国が関税撤廃と TPP のルールをどこまで受け入れるかである。外国企業が進出先の政府を相手取って国際的な仲裁を申し立てることができる「ISDS 条項」など、英国が慎重な姿勢を見せている項目の扱いが争点となりそうだ。

TPP 参加国が英国との交渉で下手に譲歩すれば、悪しき前例になる可能性があるだけに、TPP の将来を決める大きな試金石となる。英国との交渉では、中国をはじめ韓国やタイなど関心を寄せる国々の動向をにらみつつ、TPP の拡大と高水準のルール維持をどう両立させていくかが問われている。議長国である日本の踏ん張りどころだ¹。

1 故畠山氏は、TPP の質低下を憂いて、中国の TPP 参加問題について次のように言及している。「拡大 TPP は、高度の自由化率を誇る「高根の花」で、中国などは加入不可能と最初から諦めているかのごとき印象を与えていたが、拡大 TPP の質の低下により、中国にとっても「手の届く存在」になってきた。これは、単にメンバー候補国が一つ増える、という以上の意味を持っている。」（畠山襄『経済統合の新世紀』東洋経済新報社、2015 年 11 月、159 頁）

3. 自由で開かれたインド太平洋（FOIP）構想： 目的、課題、日本の役割¹

浦田 秀次郎

早稲田大学 名誉教授

（一財）国際貿易投資研究所 客員研究員

新型コロナ・パンデミックはグローバル経済・社会を危機的状況に陥れた。中国を始めとする少数の例外を除き、多くの国が大幅なマイナス成長を記録する一方、諸国間の所得格差が拡大している。同時に、多くの国々で富裕層と貧困層の所得格差も拡大している。こうした二つの所得格差が今後、社会的、政治的な不安定を一層助長する可能性がある。パンデミックが長期化する一方で、今後、新たな感染症が流行する可能性もあり、パンデミック以前から続く米中の覇権競争の激化がもたらした政治的・経済的不透明性は、ここに来て深刻の度合いを深め、経済の見通しも悲観的なものになりがちである。しかし、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）構想が今後順調に進展していけば、こうした問題を改善することが可能となるだけでなく、急速な経済成長を遂げているアジアやアフリカの国々を含む、インド太平洋という地域経済の底上げにも繋がる。同構想が実現すれば、世界経済の成長と安定化にも寄与する。本稿では、FOIP 構想について、目的および課題を議論し、それらの議論を踏まえて FOIP 構想の実現にむけて日本の果たすべき役割を考えてみたい。

1. FOIP 提唱の背景

安倍晋三首相（当時）は 2016 年 8 月、ケニアで開催された第 6 回アフリカ開発会議（TICAD）で行った演説で FOIP に言及している。但し、そもそもの構想は 2006 年から 2007 年の第一次安倍内閣時代に生まれたものである。2007 年にインド国会で行った「二つの海の交わり」と題する演説で安倍首相は太平洋とインド洋について触れ、自由の海、繁栄の海として、この二つの大海がダイナミックに結合している、と語った。

日本政府は FOIP を重要な対外経済政策であり、二つの海の国際的な安定と繁栄、ならびに二つの大陸の連携を実現する鍵であると考えている。アジアは急速に成長を遂げる一方、アフリカはこれから大きく成長する可能性を秘めている。また、FOIP は排除の論理を採用

しておらず、インド太平洋地域の自由で開かれた海洋の秩序を維持・強化することは、すべての関係国に安定と繁栄を約束する「国際公共財」を提供するものと考えている。FOIP は、米国、豪州、インド、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟国とこれまで築きあげてきた国際協調関係をベースとして、こうした目標の達成を目指している。

FOIP の誕生には三つの力が働いている。中国の台頭、米国の国力の相対的低下、そして悲観的な日本経済の将来見通しである。目覚ましい経済発展・成長を遂げた中国は、一帯一路（BRI）を旗印に、借款を始めとする様々な手法により、自らの影響力を地球規模、特にアジアで伸ばしつつある。世界経済における米国経済の相対的低下ならびに国際社会における米国のプレゼンスの低下は、主に 2007 年から 08 年にかけての世界金融危機に端を発する、経済成長の鈍化がその背景にある。また、所得格差の拡大や失業率の高止まりなど、内政問題に拘泥するあまり、インド太平洋地域を含む国際社会における米国の影響力に陰りが見られる事態となった。こうした外的要因の変化と相まって、急速な少子高齢化が進む日本では、経済の先行きに悲観的な見通しが広がりつつある。日本にとっては国民の生活水準の向上と国際政治経済での影響力の維持・拡大が重要な課題であるが、それらの課題への対応には持続的な経済成長は不可欠である。持続的経済成長の実現には、高い経済成長が予想されるインド太平洋地域との経済的な繋がりを拡大させると共に、同地域の持続可能な経済成長—ひいては地域の平和と政治的な安定—に寄与することが重要であるが、これらの目的の達成にあたっては、自由で開かれたインド太平洋地域構想の推進が大きく貢献する。

2. FOIP の三つの柱

FOIP に関する取り組みには三つの柱が存在する。一つ目は法の支配、航行の自由、自由貿易など、基本原則の推進と強化。二つ目は国際水準の良質なインフラの開発など、連結性の向上による経済的繁栄。そして三つ目は平和と安定に対するコミットメント。これには海事法の執行、海賊対策、減災、核不拡散を推進する能力の強化に対する支援が含まれる。

そもそも FOIP は国家の安全保障問題に対処するために生まれたという経緯がある。経済発展や多国間協力という名目はいわば後付けで、経済的な側面も守備範囲は限定的であると言わざるを得ない。上にあげた三つの柱のうち、最初の二つは経済に関するものであるが、最初の柱は経済的繁栄の実現にとって重要である。一方、二本目の柱は三種類の連結性

に焦点を当てている。すなわち、1) 港湾、鉄道、道路、エネルギー、情報・通信技術 (ICT) など、良質なインフラの整備を含む物理的な連結性、2) 人材育成による人と人との連結性、3) 通関手続きなどの簡素化による制度的な連結性である。近年重要性を増している、自由貿易協定などを介しての経済的連携の構築や投資協定なども制度的な連結性に含まれる。ルールに基づく貿易や投資環境の確立、ならびに連結性の向上が実現すれば、インド太平洋地域がグローバルバリューチェーン (GVC) を基盤とする経済成長を牽引していくことも可能である。

3. 国際協調

日本政府は自国と志を同じくする国々と緊密に連携して FOIP の重要性に関して共通の認識を確立した上で数多くの政策を実行してきた。こうした友好国には米国、豪州、インド、四か国安全保障対話 (Quad) 加盟国に留まらず、カナダ、ASEAN 諸国、さらにはイギリス、ドイツ、フランスなどのヨーロッパ諸国も含まれる。FOIP の枠組みの中で実行された経済政策の代表的なものには、環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定 (CPTPP) や自由貿易を推進する日米貿易協定などがある。連結性の向上に向けては、メコン地域の南部経済回廊 (SEC) や東西経済回廊沿いの道路や橋梁の建設など、数多くのインフラ開発事業が実施されてきた。2019 年に大阪で開催された G20 サミットでは、質の高いインフラ投資に関する G20 原則への支持を参加国から得ることに成功したが、これには開放性、透明性、経済性、債務の持続可能性という、インフラ建設事業に関する日本の優先事項が含まれている。

4. 中国の一帯一路への対抗措置

FOIP の重要性を理解するためには、中国の一帯一路構想 (BRI) に付随する問題を考えるのが近道である。すなわち、FOIP が目指しているのは、インド太平洋地域が BRI に支配されたり、それに関係する問題によって「汚染」されることを防ぐことである。

中国が BRI を最初に発表したのは 2013 年のことである。インフラ構築によりアジア、ヨーロッパ、アフリカ大陸の連結性を向上させるとともに、こうした地域において多様性に富み、均衡が保たれ、独立性が高く持続可能な開発を実現することを目的としていた。公式の文書や声明では、素晴らしい文言が並べられていたが、実際に発生しているものや、ある

いは潜在的なものを含め、様々な問題点が指摘されている。そうした指摘の殆どは、中国が BRI を利用して国力や経済力を拡大する一方で、BRI に参加している関係国はその恩恵を受けられていない、という事実に基づくものである。以下に幾つか例を示す。

一つ目の例として、関係国でのインフラ整備は BRI の肝となる部分であるが、こうしたプロジェクトの多くは、中国企業—特に国有企業（SOE）—が受注し、機材や材料は中国本土で調達したものが使用される。労働力に関しても、多数の労働者を中国から連れてきて業務にあたらせている。このように、BRI は中国国内の機材や材料の過剰供給への対応や労働者の雇用機会の拡大に役立っている。一方、ホスト国はビジネス機会や雇用が増えるわけでもなく、技術移転の恩恵を受けることもない。

二つ目の問題点として、インフラ整備事業に携わる中国企業が、環境、安全、労務、競争などの分野におけるホスト国の規則や政策を遵守していない例が挙げられる。こうした中国企業の行動は、ホスト国の市場経済の健全な発展を阻害している。

三つ目に、中国政府による BRI を介した「借金漬け外交」の問題がある。通常、中国政府がホスト国に融資を行い、ホスト国はその資金でインフラを整備するが、こうした融資には高利など、大変厳しい条件が設定されている。最も顕著な例は、スリランカのハンバントタ港建設プロジェクトである。一部観測筋は、中国政府がスリランカ政府に対する現実的に返済不可能な融資と引き換えに、99 年租借権を得たとしている。ラオスやキルギスタンなど、債務の持続可能性を適切に検討することなしに中国が融資を供与したと思われる国は他にも存在する。

こうした事例から中国のある思惑が指摘されている。すなわち、中国は BRI を利用して資金力に乏しい開発途上国に権威主義的な政治制度を輸出あるいは移植することによって国際社会における自らの影響力を拡大し、現在の国際秩序を自国に有利なものに変えていこうとしているのでは、という疑念である。

5. FOIP の成功へ向けての課題

FOIP の一つの課題はプロジェクトなど事業の拡大である。これまで、BRI には 120 を越える国が署名し、現在、六つの巨大経済回廊を含む数多くの事業が進行中である。一方、FOIP においてはインフラ整備事業の包括的な青写真はまだ描かれていない。11 のアジア太平洋諸国を構成メンバーとする CPTPP は発効し、ルールに基づく貿易体制ができ上がった

た。また、15 の東アジア諸国が参加する、地域包括的経済連携協定（RCEP）は署名がなされ、現在各国による批准が進んでいる。しかしいずれの協定も単独では FOIP に参加する可能性のある国のすべてを網羅してはいない。

FOIP が掲げるビジョンを共有する国々は一堂に会して意見交換を行い、青写真を描き、具体的な事業を策定する必要がある。また、枠組みを策定しながら、既存の事業を統合あるいは拡張することによって進行中の事業を拡大する必要がある。

日本、米国、豪州は質の高いインフラに関する共通の基準を構築し、政府、民間部門、市民社会との協力を進めることを目的とした「ブルー・ドット・ネットワーク」を立ち上げている。本計画は今後、ビジョンを共有する国を受け入れていくことによって更に拡大していくことが重要である。

一方、CPTPP と RCEP も加盟国を増やしていく必要もある。米国は CPTPP に戻ることが期待されているが、2021 年 1 月に発足したバイデン政権は、新型コロナ・パンデミックからの経済の回復を最優先としており、CPTPP への復帰は期待できない。一方、欧州連合（EU）から離脱したイギリスは CPTPP 加盟を申請している。フィリピン、インドネシアなどの ASEAN 諸国も関心を示している。インドは RCEP の加盟を再検討する可能性もあり、そうなればスリランカやバングラデシュなど、南アジア諸国もそれに追随する可能性がある。RCEP の加盟国に必要なのは、規約をアップグレードし、CPTPP のそれに比類するものとするところである。こうしたステップをクリアすることにより、FOIP の枠組みの下、望ましい貿易体制の構築が可能となる。

FOIP プログラムの策定および実施に当たっては、ASEAN に中心的な役割を与えるべきである。これは、ASEAN が FOIP という枠組みにおいて重要な位置にあるということだけでなく、FOIP 参加国の多くといくつもの事業で広範な連携を行っているためである。事実、ASEAN は東アジアサミットや ASEAN 地域フォーラムといった数多くの地域枠組みの策定・運営に重要かつ効果的な役割を果たしている。日本、豪州、米国、インドなど、その他の FOIP 参加国は、ASEAN と緊密に協力していく必要がある。

FOIP は中国を除外し、中国包囲網を構築する構想ではない。少なくとも構想立案段階では、そのように考えられていたと思われる。実際、2018 年には日本は中国との第 3 国におけるインフラ協力に合意し、プロジェクトも始めている。前述したように、中国のインフラ整備事業は透明性の低さや債務持続性の検討が十分になされていないことから批判的になっているが、中国は日本とのインフラ協力によって、こうした問題に向き合い、インフラ

整備事業の質を高め、国際的な支持を得ることを望んでいるようであった。このように見える行動を中国がとるならば、FOIP での協力を積極的に進めていくべきであるが、近年における中国の国際秩序を変更するような挑戦的行動が抑制されなければ、協力は難しい。

6. FOIP を成功に導くために日本がなすべきこと

現在直面する最重要課題は何といても新型コロナ・パンデミックの収束・克服である。ワクチンが全世界に普及すれば、経済や社会活動も回復に向かうであろう。ポストコロナの時代における経済的繁栄および政治的・社会的安定の達成に向けた様々な政策や施策の実行を加速するには、まさしく今が好機である。FOIP はそうした目的を実現する、重要な政策と言える。

日本は、FOIP の推進・実施に積極的な役割を果たしていくことによって創設国としての責任を果たしていく必要がある。中国が急速に台頭する中、すでに米国、豪州、インド、ASEAN 諸国といった、経済的および政治的利害を共有する国々と緊密に連絡を取り合い、FOIP の重要性に対する理解を深める努力を行っているが、こうしたネットワークを広げ、カナダ、韓国、イギリス、ドイツ、フランスといったその他の主要国を仲間に引き入れる必要がある。そうすることで、将来的に FOIP に参加する可能性のある国々とも連絡を取り合うことも可能となる。また、中国を FOIP から排除するべきではない。というのも、中国は、日本を始めとする FOIP 参加国とのコミュニケーションや協力関係を通じて、適切な政策や行動を学び、また取り入れていくことができるのであれば、この地域の経済発展や政治的安定に貢献することが可能であるためである。近年における中国の挑戦的行動は、FOIP での協力を難しくしているが、WTO、G20、APEC、RCEP などの枠組で対話を続けていかなければならない。

米中対立が続くと予想される状況において、今後、FOIP を前進させるためには、日本は中核的グループを形成し、青写真を描くと共に、議論を先導していくべきである。そうしたグループには、日本の他、豪州、カナダ、インド、インドネシアなどのミドルパワー諸国であり ASEAN 対話パートナーである国々をメンバーとすべきである。こうしたグループは必要に応じて拡大することも可能である。また、FOIP を効率的に機能させるため、コミュニケーションと対話のためのフォーラムを設ける必要がある。APEC での経験は FOIP の実現に向けたロードマップ策定にも役立つと思われる。具体的には、外務大臣、経済担当大

臣から始め、将来的には首脳会合に格上げしたい。上述した中核メンバー候補はいずれも G20 参加国であることから、G20 会合の機会を利用して会合を行うことが望ましい。インド太平洋地域での経済的繁栄や政治的・社会的安定に大きく貢献する FOIP の実現にあたっては、日本の強いリーダーシップが不可欠である。

-
- 1 本稿は Canadian Global Affairs Institute 主催の会議（2021 年 3 月 3 日）での発表のために執筆された論文「The Economics of the Free and Open Indo-Pacific Vision: The Objectives, Challenges and Japan's Role」
https://www.cgai.ca/the_economics_of_the_free_and_open_indo_pacific_vision_the_objectives_challenges_and_japans_role
「自由で開かれたインド太平洋（FOIP）ビジョンの経済学：目的、チャレンジ、日本の役割」（日本語訳）
https://d3n8a8pro7vhmx.cloudfront.net/cdfai/pages/4628/attachments/original/1616096653/CGAI_Canada_and_Japan_FOIP_Visions_%28Japanese%29.pdf?1616096653
を加筆修正したものである。

4. 「日中地方発展協力モデル区」における産業集積の形成

朽木 昭文

放送大学 客員教授

はじめに

米中覇権争いの下での中国に関する日本政府にとっての問題として、台湾の独立性などの地政学的脅威、人権問題、不公正な取引慣行、技術力競争での企業や政府機関へのハッキング、世界的な脅威・COVID-19 パンデミックがある (Mike Dankler and Arimi Yamada (2021))。すべて問題が深刻である。

ところで、ヨーロッパのアンケートとして、アメリカと中国に対する国民の立場に関する調査がある。米中のどちらの国にも立場を置かない「中立」とする人の割合が、イギリスで 68%、ドイツで 82% と過半数を大きく超える (田中素香(2021))。政府、国民、企業のそれぞれの主体が米中に対する立場として異なることがある。

日本のマスコミは政治面の日中関係の悪い面を報道することが多い。しかし、日本企業としては、米中の世界での GDP シェア・トップが数年で交代することと企業の将来利益を考えると、中国での経済活動を抜きに考えることができない。経済面では日本企業の中国での活動は継続しており、さらに進出を強化している企業もある。

中国側の中央政府は、北京自由貿易試験区などに日本企業の受け皿を用意している。また、地方政府も独自に受け皿を用意し、中央政府がそれを支援している。

本稿は、地方政府が以前から準備する 6 つの「日中地方発展協力モデル区 (中国では、「中日」となっているが、「日中」と記す)」を説明する。本稿のキーワードは、産業集積と「日中地方発展協力モデル区」である。

1. 国家发展改革委員会による「日中地方発展協力モデル区」

2035 年に向けた中国・中央政府の産業集積政策の目玉は、首都の「北京自由貿易試験区」である。北京大興国際空港はその核となる。また、目玉となる集積政策は、6 都市の「日中地方発展協力モデル区」である。日本企業は、この産業集積にどのようにコミットするかにより将来を左右される。

中国の産業集積（クラスター）の形成は、新しい段階に入った。上海自由貿易試験区は2013年に初めて設置され、自由貿易試験区は2020年に21カ所となり、首都の北京自由貿易試験区も設置された。

北京自由貿易試験区はデジタル経済を主要な特徴とする。北京の新たな目玉は、首都国際空港に加えて2019年に開港した「大興国際空港」である。この空港を起点として北京大興国際空港臨空経済区がある。この大興国際空港は北京の南部に位置し、天津に近い。北京自由貿易試験区は、北京・天津・河北省の京津冀（北京・天津・河北）協同発展につながる。そして、北京経済技術開発区・「日中国際協力産業園区」の越境EC産業園区において中科電商谷が設置された。

また、国家発展改革委員会は、2020年5月14日に江蘇省蘇州市、山東省青島市、四川省成都市、上海市、天津市、遼寧省大連市と日中合作地方発展モデル区に関して批准した。中国の6都市の「日中地方発展協力モデル区」において産業集積が形成される。その6都市の集積産業とは、1. 青島「省エネ関連」、2. 上海「新エネルギー」、3. 成都「アニメ等エンターテインメント」、4. 大連「先端装備・新素材」、5. 蘇州「スマート製造業」、6. 天津「医療等健康」である。

日中地方発展協力モデル区設立のポイントは、次の4点である。第1に、日中協力分野の焦点化であり、「産業集積」の業種を絞る。第2に、経営環境の最適化であり、モデル区建設のために法律、行政手続、市場などの分野で良好な条件を作り、集積の条件を整える。第3に、政策体系を充実化であり、既存政策を活用し、投資、財政、税などの分野で省・市のサポート力を強める。第4に、宣伝力を強化であり、各種メディアを通じて日中地方発展協力モデル区の成果を宣伝する¹⁾。

日本企業が中国市場への参入する際には中国中央・地方政府や中国企業の協力が望ましい。したがって、日本企業にとっては、進出地域やパートナー企業の選定は重要であり、日中地方発展協力モデル区が重要な要素の1つとなる。

2. 6都市の産業集積

(1) 青島市の「省エネ関連」集積

青島西海岸新区は、全国19個の国家級新区の1つである。青島国際経済合作区管理委員会は、現代的な日本向け協力ビジネスハブの構築を目指す。「青島日本国際ビジネスハブ」

プロジェクトは、10.6 km²の青島西海岸新区に位置し、「青島日本国際ビジネスハブ」および「日中地方発展協力モデル区」が含まれる。

高レベルの日中地方発展協力モデル区は、三菱地所設計・野村総合研究所設計がその企画に参加し、「日中省エネ・環境総合フォーラム」で2019年12月に認定された。このモデル区は、中国と日本の間の「省エネと環境保護」の分野で唯一の全国レベルのモデル区である。和・合をコンセプトとし、日本の文化要素と現代的なビジネス風を取り入れる。建設の目標として、展示、説明、取引、インキュベーションなどの機能を一体化させた協力プラットフォームの構築を目指す。モデル区には3.2 km²の日本科技城があり、日本富士精密研磨器具、日本ライト医療機器などが進出している。

「五化」基準とは、施設低炭素化、産業集積化、機能統合化、文化融合化、政治・産業・学習・研究一体化である。建設する「五大機能」区とは、生産・製造、科学研究・オフィス、商業・商務、生活・居住、インフラ・サポーティングである²。

具体的な助成制度として、第1に、新規登録本部企業に入金額が1億元以上で10億元未満、10億元以上で20億元未満、20億元以上に対して、それぞれの最高額1,000万元、2,000万元、4,000万元の補助金を交付する。第2に、既に認可されている本部企業に対し、資本金増資の場合は実際の入金額の1%で計算し、最高額2,000万元までの補助金を交付する。上記の支援策については金額を30%、30%、40%の割合で3年以内に交付する（市と区の財政により体制規定に基づいて負担される）。第3に、新しく設置された多国籍企業の本部または地域本部に対し、実際の外資入金額が1,000万米ドル及びそれ以上の場合、その年実際に入金された外資金額の2%で計算し、最高額1億元までの奨励金を支給する（市の財政により負担される）³。

2025年までの目標として、進出企業200社超、工業生産額350億元（約5,250億元、1元約15円）、GDP100億元、雇用者数3万5,000人を掲げる⁴。

(2) 上海市の「水素エネルギー」集積

上海は、中国のイノベーションの拠点として北京の中関村科技园と双璧である。日中地方発展協力モデル区は、「上海自由貿易試験区臨港新片区内奉賢パーク」で新エネルギー産業を振興する。設置は2020年7月24日であり、中・日両国が水素エネルギー分野を中心に協力する（2020年7月27日 新華社）。第1期エリアは、敷地面積が約107ヘクタールであり、水素の製造装置や貯蔵設備の製造に関するプロジェクトを推進する。完了した提携契

約は、日本では住宅設備機器メーカー長州産業と自動車部品製造のサムテックがある（2020年7月24日）。

臨港新片区は、「水素エネルギー」産業集積を形成し、上海と長江デルタの既存のプロジェクトを足掛かりに日中両国の主要な関連企業の誘致を強化する（臨港新片区管理委員会の朱芝松常務副主任）。新片区奉賢パーク内に水素ステーションの第1号が2020年下半年（7～12月）に完成し、日中水素エネルギー産業連盟が7月24日発足した。水素エネルギーのサプライチェーンに関する研究開発や製造、運営サービスを手掛ける。基礎研究機関や部品サプライヤーなどにも参加を呼び掛け、マッチングのための協力プラットフォームを構築する（上海臨港奉賢経済発展の鄒林昆董事）。

(3) 成都市の「アニメ・ゲーム・文化エンターテインメント」集積

2018年5月に四川省政府と日中経済協会が四川日本産業協力パークの共同建設を提案した。2020年に国家発展改革委員会は、中日発展協力モデル区を批准した。このモデル区は、成都高新区管理委員会が管理し、成都高新中日産業協力パークと呼ばれる。3地域の場所は、①ガゼリ谷区（4.6 km²）、サービス貿易協力区の②騎竜区（5.3 km²）、産業協力開拓区の③成都未来科学城（27 km²）である。成都高新区管理委員会が半導体やIoTなどの次世代情報産業、ロボットなどのスマート製造、金融やビジネス・サービスなどのハイエンド専門サービスの産業集積を目指す。「文化プラス」をテーマに日中双方の発展、西部文化クリエイティブ産業の発展、第三国市場共同開拓を目指す。誘致業種として、「アニメ、ゲーム、コンテンツ」である。

清華大学・野村総研中国研究センターが、モデル区の計画・立案に加わった。TOD開発（公共交通指向型都市開発）により6つの駅のプロジェクトの一体的設計により建設される。施設として、①ガゼリ区にはデジタル文化・クリエイティブ協力区がある。②騎竜区には国家級のインキュベータープラットフォームである「中日共同イノベーションセンター」、アニメリゾートが一体の「都市アニメテーマパーク」、企業本部の「日本センター」、「国際アニメ・漫画エリア」がある。

「集積」形成政策としては、「人材」奨励政策としては、各種人材に対して、最大220平米のマンションと500万元（1元15円）の起業資金を提供する。産業育成政策専門「資金」を設立し、段階ごとにユニコーンおよびトップ企業の育成に取り組み、最高200万元の奨励金を一括で支給する。科学技術イノベーション政策としては、科学技術イノベーション発

展「資金」を設立し、企業の研究開発とイノベーションをサポートし、最高 1,000 万元（1.5 億円）の補助金を支給する。産業サービス政策としては、主導産業に対して、産業エコシステムを構築し、研究開発、販売などの一部に最高 1,000 万元の「補助金」を支給する。また、産業誘致政策としては、高レベル企業と重要産業に対して最高 1 億元の「補助金」を支給する⁵。

モデル区への 4 件の入居契約として、イトーヨーカ堂 BPO 中国本部、A8 国際音楽産業基地、日中アニメ地区、日本 DAC 南西部本部、アジア太平洋イノベーションセンターなどがある⁶。

日本側から旅行会社、銀行、物流会社、商社、不動産会社、自治体などの 138 社・団体 198 人が、2020 年の成都対日開放協力プロモーション活動に参加した（6 月 23～24 日）。ホテルオオクラが進出契約を締結し、オリックスが都市開発や金融覚書締結した（同 11 月 26）。なお、成都市に 326 社の日系企業が進出済みである（ジェトロビジネス短信 2020 年 7 月 6 日、11 月 19 日、11 月 26 日、12 月 18 日。田中一誠）。

成都市の集積政策は、情報産業集積形成の初期条件を満たしている。つまり、「人材」育成と招致、そして「資金・補助金」制度の整備である。この適切な政策による 2 条件により集積は次の段階に進むことができ、長期的に「集積」が完成する（理論的な説明は、Kuchiki（2019）、（2020）、（2021）参照）。

(4) 大連市の「ハイテク装備・新素材」集積

大連は、遼寧省から東北中国の発展の拠点であり、これまで相対的に中国国内で鉄鋼、造船などの重工業などの技術進歩の遅れた地域であった。大連の代表的な日系企業として、スター精密が、CNC 自動旋盤など工作機械を生産する。マブチモーター大連は、広東省・東莞に R&D 部門を設置し、大連でモーター部品生産する。大連アルプス電子は、電子部品や音響部製品を生産する。また、パナソニックが中国のデベロッパーと合弁企業を設立し、スマートシティ計画に参加している⁷。ソフトウェアの開発センターは 2020 年に新オフィスを開設し、面積を約 2.5 倍とした⁸。

日中地方発展協力モデル区は、「ハイテク装備製造・新素材産業」について、技術革新と産業の連携を目指す。金融プラットフォーム構築は、「若い自由貿易」をテーマとし、日中韓 FTA 締結（地域的な包括的経済連携協定の一環として）を睨み、地理的有利性を生かし、遼寧沿海経済圏の発展を推進する。

「金普新区」は、2014年に中国国務院に国家級新区の批准を受けた。新区は、大連市の中南部に位置し、大連市金州新区などを含み、総面積が2,299 km²である。日中地方発展協力モデル区は、「金普新区日本工業団地」を核とし、渤海と黄海沿岸を両翼とし、「一核二翼多区域連関」という全体的な空間パターンの構築を目指している。総面積は52.92 km²であり、工業地域、松武道地域、西中島地域、華源口地域からなる。デモンストレーション・ゾーンに関して、誘致業種は、ハイテク設備製造、新素材産業のみならず、新エネルギー産業、物流産業、芸術品、アニメーション産業を含む。モデル区における施策として、駐日事務所と越境 EC 日本館（ホテル・娯楽施設・クリニック）を創設する。

対象企業は、e コマース関係の企業、新エネルギー関係の企業、コールドチェーンを利用する食品関係企業、美術品や工芸品を取り扱う企業である。モデル区において推進中のプロジェクトとして、新エネルギー産業基地、コールドチェーンの物流センター、北東アジア芸術品取引センター設計、健康協力センター、金石灘国家観光・リゾート区に京都風情街を建設する（ジェトロビジネス短信 2020 年 5 月 27 日李莉）。政策例として、関税免除があり、対象品目はエリア内で使用される建材、機器、設備、消耗品などである。

(5) 蘇州市の「スマート製造」集積

日中地方発展協力モデル区は、江蘇自由貿易試験区に位置し、「スマート製造業」を対象とする。モデル区には日本（東京）オフショアイノベーションセンターがある。

概要として、モデル区は、日中のスマート製造業の協力と共同開発のためのサービスプラットフォーム及び実証地域として位置付けられ、第三国市場共同開拓を目指す。場所は、蘇州市相城区全域（489 km²）である。2018 年に「相城区」に対して、蘇州市政府が支援し、江蘇省が支持した。国家開発改革委員会は、2020 年 4 月に全体 6 つのモデル区の 1 つとして相城区を認可した。誘致業種は、スマート製造業、ハイテク R&D、ハイエンドサービス産業、金融、新小売等である。

相城区に関して、野村総合研究所が空間配置計画を完成させた。中核エリアは、「一核二翼（38.5 km²）」からなる。「一核（6.5 km²）」は、中枢コアサービスであり、国家級相城経済技術開発区に位置し、中日産業相談窓口と技術協力革新センターを創設する。二翼のうち「東翼（10 km²）」は知力サポート翼であり、ハイレベルな長江デルタ国際研究開発コミュニティが建設され、研究開発企業の科学技術「人材」の集積地が建設される。また、「西翼（22 km²）」は、技術転換翼であり、相城区に位置し、「スマート製造業集積」が形成される。

そのほか「交通インフラ」建設として、「京滬高速鉄道蘇州北駅」は、東翼に近く、江蘇省の総合ハブ 2 大重点地域の 1 つとして容量の拡大と改築を推進する。1 日の最大旅客数を 100 万人目標に 30 ラインと 12 プラットフォームの建設を目指す。総路線距離 316.4 キロの地下鉄 15 本の建設が計画され、高速鉄道と国際空港が直結する。

「一核」の日系高級施設として、水辺「居酒屋」通り、桜ウォーターストリート、コミュニティサービスセンターが建設される。また、新しいランドマークを形成し、インターナショナルスクール、タレントアパートメントや日系医療サービスセンター等の公共設備が導入される。

モデル区は、2020 年に 228 のプロジェクトを開始し、総投資額が 914.2 億元である。みずほ銀行、伊藤忠商事、三菱重工業スマートシティ、伊藤中国本社など 58 件の日系プロジェクトが調印し、150 件以上の日系プロジェクトがマッチングした⁹。

ハイエンドサービス業に関して、産業総投資額 191.6 億元の 29 の集中産業プロジェクトがある。6 つの 10 億元を超えるプロジェクト、2 つの 20 億元を超えるプロジェクト、そして 199 の産業プロジェクトの集中署名がある（1 元約 15 円）。

相城区は、「人材」集積を準備し、「交通インフラ」を整備し、「スマート製造業集積」の形成を目指す（理論的な説明は、Kuchiki（2019）、（2020）、（2021）参照）。

(6) 天津市の「健康医療産業」集積

天津には自動車産業や電子通信産業を中心とした集積がある。ここに、約 55 近くの国と地域から累計 5,613 社の外資企業が進出した。日本企業が 2018 年当時で 445 社あり、トヨタ自動車、デンソー、アイシン精機、トヨタ紡織などがあり、「自動車産業」集積ができている¹⁰。天津は、元々はモトローラが携帯電話端末の生産で大きな存在であった。そして、2013 年にフレトロニクスがモトローラから社員や生産設備を引き継ぎ、同社からスマートフォンなどの生産や修理業を受託した¹¹。

天津は、ユーラシア大陸を東西に結ぶ鉄道「欧亜大陸橋」の起点であり、天津滨海新区は 2006 年から成長加速した。2002 年に一汽トヨタが生産開始した。2007 年に北京新幹線が開通し、北京と天津の 120 km が約 30 分で結ばれた。

概要として、日中地方発展協力モデル区は、健康を中心に産業を創造していく「スポーツ・プラス」をテーマに日中双方の発展、「健康医療産業」の発展、第三国市場共同開拓を目指す。場所は、「団泊新城西区」であり、北は独流減河、西は津文線、東は団泊湖西岸生態黄

線、南は港静線に囲まれた 38.55 km²である。誘致業種は、医療、ヘルスケア、教育、スポーツ産業である。モデル区の重点任務は、漢方医薬産業推進、スポーツ園の建設、現代健康生活モデル地区の建設、国家医療システムの基地建設、ヘルス&ウェルネスサービスのモデル形成、産学研究の発展である。

モデル区の発足式とプロジェクト調印・推進会議が、2020 年 6 月 30 日に静海区トゥアンボ新城西区にある天津漢方大学で行われた。中国神農溪谷、静海湾スマートタウン、中国国際サッカー技術目的地地域センター、腫瘍陽子線治療国際医療センターを含む 13 のプロジェクトが署名され、総契約投資額は 500 億元近くになった¹²。

3. 最後に

集積政策は、理論的な説明は、Kuchiki (2019)、(2020)、(2021) により情報産業集積形成の初期条件を満たしている。つまり、「人材」育成と招致、そして「資金・補助金」制度の整備である。「日中地方発展協力モデル区」は、この適切な政策による 2 条件により集積し、長期的に「集積」が完成する。

日中協力のモデル地区としては、青島市の「青島西海岸新区・日本科学城」、上海市の「上海自由貿易試験区臨港新片区内奉賢パーク」、成都市の「ガゼリ区・騎竜区・成都未来科学城」、大連市の「金普新区日本工業団地」、蘇州市の「相城区」、天津市の「団伯新城西区」がある。これら地区が長い期間をかけて国家の支援を受け、地方が主体となって開発する。

それぞれの日中地方発展協力モデル区は、地方が独自の特徴ある産業集積を形成していく。その各地域の産業に合わせた日本企業の対応が望まれる。

参考文献

- ・ Dankler, Mike and Arimi Yamada, “Forecasting Future Trade Policies at the Half-Year Mark of Biden’s Presidency,” Michael Best Strategies、シカゴ・ジェトロ講演、2021 年 7 月 13 日。
- ・ 田中素香、講演「EU の中国政策」、国際貿易投資研究所、2021 年 7 月 12 日。
- ・ Kuchiki, A. (2021) “Sequencing Economics’ on the ICT Industry Agglomeration for Economic Integration,” *Economies* 9(1) :2. <https://doi.org/10.3390/economies9010002>.
- ・ Kuchiki, A. (2020) “A Flowchart Approach to Industrial Hubs and Industrialization,”
- ・ In *The Oxford Handbook of Industrial Hubs and Economic Development* (A. Oqubay and

J. Lin eds., Chapter 19), Oxford: Oxford University Press, 345-77.

- ・ <https://doi.org/10.1093/oxfordhb/9780198850434.013.19>.
- ・ Kuchiki, A. (2019) “The Existence of Economies of Sequence: A Theory of Architecture in Building an Industry Agglomeration,” *Regional Science Policy & Practice* 11: 597-612. <https://doi.org/10.1111/rsp3.12199>.

-
- 1 日中投資促進機構、<http://jcipo.org/jcipo/activityreport2/Post/1289> (アクセス 2021 年 5 月 5 日)
 - 2 青島日本国際ビジネスハブ、<https://www.cjch-qd.com/zrryweb/ktmemo.action?parentId=28> (2021 年 6 月 1 日アクセス)。
 - 3 青島西海岸新区東京事務所、<http://invest-qingdao.com/privilege/> (2021 年 6 月 1 日アクセス)。
 - 4 JETRO ビジネス短信 2020 年 6 月 1 日朱秀霞。
 - 5 日中投資促進協会、<http://jcipo.org/jcipo/activityreport2/Post/1289> (2021 年 6 月 1 日アクセス)。
日中経済協会、https://jcpage.jp/ndrc_model/chengdu.pdf (2021 年 7 月 24 日アクセス)。
 - 6 四川省人民政府、<http://www.sc.gov.cn/10462/10464/10797/2020/5/21/e6d019c31f2445d3ae46e8084fd01ffe.shtml> (アクセス 2021 年 5 月 5 日)
 - 7 <https://www.nikkei.com/article/DGXMZO61136190T00C20A7910M00/>
 - 8 パナソニック、<https://www2.panasonic.biz/ls/solution/works/bestcity.html>
 - 9 2020 年 7 月 5 日時点、蘇州市相城区人民政府
<http://www.szxc.gov.cn/szxcrmzf/xcyw/202007/2c90ab8565aa458f81674e>(アクセス 2021 年 5 月 5 日)
 - 10 日本経済新聞、2020 年 7 月 3 日 3. 天津経済技術開発区日本事務所、2018 年 10 月 16 日、
<https://www.ceatec.com/2018/ja/showfloor/detail.html?id=12033> (2021 年 6 月 1 日アクセス)。
 - 11 日本経済新聞、2012 年 12 月 12 日
https://www.nikkei.com/article/DGXNASGN1201H_S2A211C1000000/(2021 年 6 月 1 日アクセス)。
 - 12 Tianjin Government Affairs Network、2020 年 7 月 7 日、
<http://www.tjrd.gov.cn/tjfq/system/2020/07/13/030017127.shtml> (2021 年 6 月 1 日アクセス)。

5. 自由貿易体制を堅持する日本の役割

椎野 幸平

拓殖大学 国際学部 准教授

日本が2002年にシンガポールとのFTAを発効させてからほぼ20年、最近では日EUEPA、RCEPと相次いでメガFTAを締結し、FTAカバー率は大きく上昇させている。今後は米国のTPP復帰によって、日本の実質的なFTAカバー率を上昇させ、より広い広域FTAを形成していけるかが課題となる。

1. 一定の水準に達した日本のFTAカバー率

振り返れば、日本は2002年にシンガポールと初のFTAを発効させて以降、着実にFTAネットワークを拡大してきた。世界貿易機関（WTO）に基づくマルチの自由化・ルール形成を重視してきた日本が、FTAを重視する方針に転換して以降、これまでに発効させたFTAは19件に及び、署名済みのRCEPが発効すれば20件となる。

アジア太平洋諸国を中心にFTA締結を進めてきた日本は、2013年に環太平洋パートナーシップ（TPP12）への交渉参加という政治決断を行い、2016年に署名にこぎつけた。畠山（2004）は、アジアで域内諸国を中心にFTAが形成されつつある中、米加豪を含んだアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の必要性を主張していたが、TPP12はまさにそのFTAを部分的に実現したものであった。その後、米国のTPP12離脱により、TPPの重力が低下し、世界の通商政策で逆回転の力が強まった中で、日本は環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）に加え、日本・EUFTA、地域的な包括的経済連携（RCEP）のメガFTAを締結にこぎつけ、自由貿易体制を堅持する主導的な役割を果たしてきている。

日本のFTAカバー率（各国の貿易総額に占めるFTA発効国との貿易比率）をみると、長年、主要国と比較すれば、後塵を拝してきたが、近年のメガFTAの締結によって、大きく上昇している。日米貿易協定も含め発効済の19件と署名済みのRCEPを加えれば、FTAカバー率は8割となる（図表）。但し、日米貿易協定は自由化品目が限定的であり、同FTAを除くと64%となるため、FTAカバー率を実質的にも8割に上昇させるためには、米国のTPP復帰が課題となることは言うまでもない。

日本のFTAカバー率

		発効年	往復 (%)	輸出 (%)	輸入 (%)
発効済	日本・シンガポール	2002	2.0	2.9	1.1
	日本・メキシコ	2005	1.2	1.5	0.8
	日本・マレーシア	2006	2.2	1.9	2.4
	日本・チリ	2007	0.6	0.3	0.9
	日本・タイ	2007	3.9	4.3	3.5
	日本・インドネシア	2008	2.3	2.0	2.5
	日本・ブルネイ	2008	0.2	0.0	0.3
	ASEAN・日本	2008	15.0	15.1	15.0
	日本・フィリピン	2008	1.5	1.5	1.5
	日本・スイス	2009	0.9	0.6	1.1
	日本・ベトナム	2009	2.7	2.3	3.1
	日本・インド	2011	1.1	1.6	0.7
	日本・ペルー	2012	0.2	0.1	0.3
	日本・オーストラリア	2015	4.2	2.1	6.3
	日本・モンゴル	2016	0.0	0.1	0.0
	CPTPP (TPP11)	2018	15.1	12.6	17.4
	日本・EU	2019	12.0	11.7	12.4
	日本・英国	2021	1.6	2.0	1.1
	FTAカバー率	-	37.1	34.5	39.6
署名	RCEP	署名	46.2	43.1	49.2
	FTAカバー率	-	63.7	60.1	67.2
発効済	日米貿易協定	2020	15.5	19.9	11.3
	FTAカバー率	-	79.2	80.0	78.5

〔注〕貿易統計は2019年ベース。

〔資料〕日本政府、ITCから作成

2. RCEP ベースか TPP ベースの広域 FTA か

日本は、2002 年以降、段階的に FTA ネットワークを広げるとともに、長期的にはアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現を方向性として示してきた。2010 年の APEC 首脳会議（横浜で開催）で「FTAAP への道筋」が採択され、その後、APEC において FTAAP の実現に向けた議論が行われてきた。FTAAP は、緩やかで自主的な枠組みである APEC を FTA という枠組みのもとで制度化する構想であり、畠山（2004）は「APEC 自由化方式の挫折などを考えると、FTAAPこそが今後の APEC の進むべき道」と指摘していた。

アジア太平洋地域において、CPTPP と RCEP が実現した中、今後はこの 2 つの FTA が加盟国を拡大しながら、ビルディング・ブロックとなっていくことが見込まれる。CPTPP は既に発効するとともに、RCEP については発効 18 カ月後から新規交渉を受け付けるため、仮に 2022 年初頭に発効すれば、2023 年半ば以降に新規参加交渉が行われることとな

る。但し、CPTPP への英国の加盟交渉の開始が決定されたように、両 FTA とともに、新規加盟国を APEC 加盟の 21 国・地域に限定しているわけではなく、広く加盟交渉が行われていることとなる。近年、インド太平洋が新たな戦略的地域として認識される中、インド太平洋諸国からの参加も論点となろう。

RCEP、CPTPP とともに加盟国が拡大していくことは望まれるが、RCEP と CPTPP を比較した場合、自由化水準とルール範囲・深さでは、CPTPP が RCEP を上回っている。例えば、RCEP には CPTPP で含まれる国有企業章、労働章、環境章は含まれず、電子商取引章、政府調達章など他のルール分野でも CPTPP が総じてその範囲・深さで上回っている。

今後は、CPTPP と RCEP が加盟国を拡大しながら、FTAAP 構想を包含するような広域 FTA が形成されていくことが一つの道筋だが、RCEP と CPTPP を両輪としながらも、より質の高い CPTPP をベースとした広域 FTA を広げていけるかが課題となる。そのためには、米国の TPP 復帰が求められ、実現すれば、TPP 参加を検討しているタイや TPP 署名時には関心を示してきたインドネシアなどの参加も期待される。

しかし、その米国ではバイデン政権になっても TPP 復帰の見通しは全く立っていない状況にある。2021 年 7 月からは米国大統領貿易促進権限（TPA）も失効している。しかし、米国の TPP 復帰如何は、前述の日本の FTA カバー率を実質的に引き上げることのみならず、アジア太平洋を中核とする地域で、より質の高い FTA を広めていく上で重要な要素となり、自由貿易体制を堅持する日本の役割が変わらず期待される。

参考文献

- ・ 畠山襄（2004）「APEC で FTA 推進 経済中心に回帰を」2004 年 12 月 29 日付け日本経済新聞経済教室

6. 変化を続ける世界経済下の ASEAN と RCEP —保護主義拡大下の東アジア経済統合—

清水 一史

九州大学大学院 経済学研究院 教授

はじめに

現在、米中貿易摩擦をはじめとする保護主義の拡大が、世界経済に大きな負の影響を与えている。更に 2020 年からのコロナウイルスの感染拡大が、保護主義と合わせてダブルショックとなっている。これまで長期の世界大の貿易と投資の拡大の下で急速に成長してきた ASEAN と東アジア経済も、大きな負の影響を受けている。

このような厳しい状況の中で、ASEAN は 2015 年に創設した ASEAN 経済共同体(AEC) を更に深化させている。そして ASEAN が提案して交渉を牽引してきた東アジアのメガ FTA：地域的な包括的経済連携協定(RCEP) が、2020 年 11 月に遂に署名された。

以下、世界経済の変化の下での ASEAN と東アジアの経済統合を振り返るとともに、保護主義とコロナ拡大下の AEC の深化と RCEP の署名について述べたい。また今後の東アジア経済統合と日本の果たす役割についても述べたい。

1. ASEAN と東アジアの経済統合の展開

(1) ASEAN 経済統合の展開と東アジア

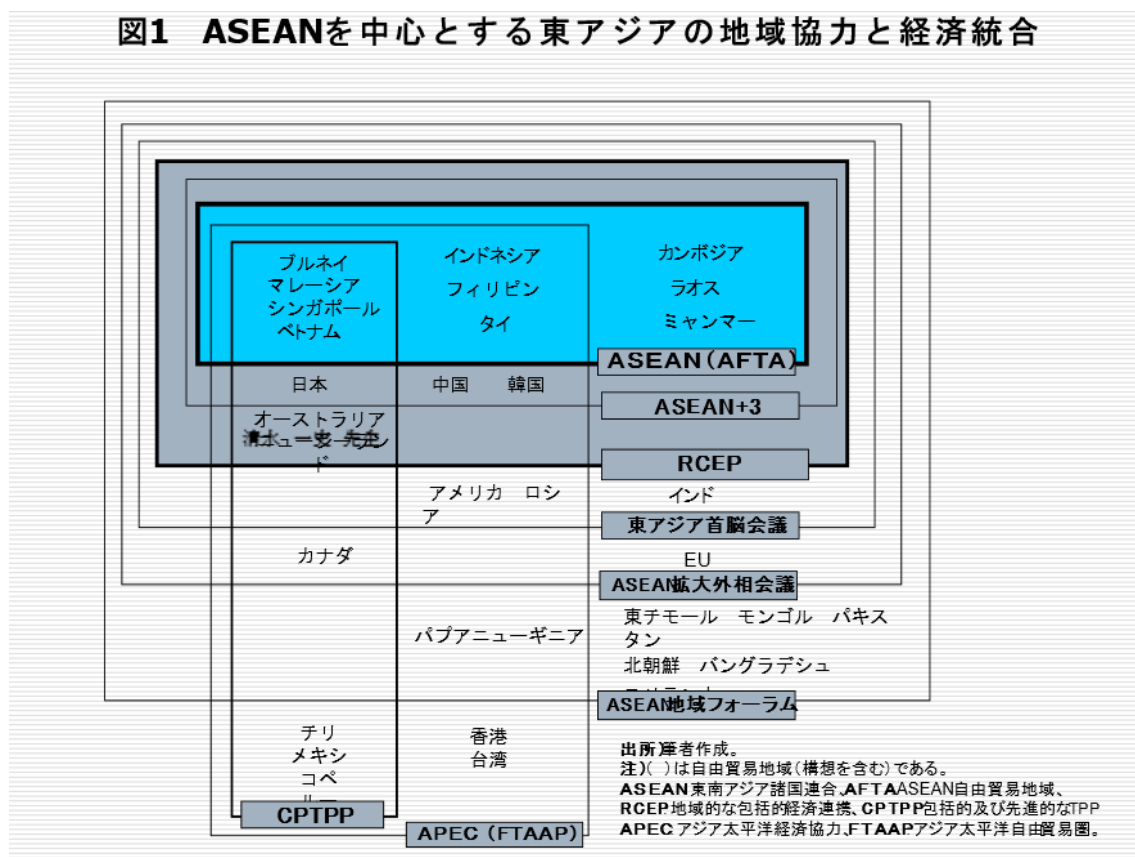
最初に、世界経済の変化の下での ASEAN と東アジアの経済統合を簡単に振り返っておきたい¹。東アジアでは、ASEAN が経済統合を牽引してきた。1967 年に設立された ASEAN は、東アジアで最も深化した経済統合である。1976 年から域内経済協力を進め、1987 年にはプラザ合意後の変化を受けて域内経済協力戦略を転換し、1992 年からは ASEAN 自由貿易地域(AFTA)の実現を目指してきた。2003 年からは AEC の実現を目指し、2015 年 12 月 31 日には遂に AEC を創設した。そして更に新たな AEC の目標(「AEC2025」)に向けて経済統合を深化させてきている。

ASEAN と東アジアは、世界全体の貿易の自由化と拡大の中で、また 1980 年代からの投資(国際資本移動)の自由化と拡大の中で、急速に発展してきた。ASEAN は、そのような

世界経済の構造変化に対応して、経済統合を進めてきた。すなわち、①プラザ合意以降の変化、②冷戦構造の変化、③アジア経済危機後の変化、④世界金融危機後の変化を受けて、経済統合を推進してきた。そして ASEAN は、1980 年代からの投資（国際資本移動）の拡大と、1990 年代からの冷戦構造の変化による領域の拡大の両方の大きな変化を受け、世界経済の構造変化の焦点となった。

ASEAN は、東アジアの地域協力と FTA においても、中心となってきた（図 1、参照）。

図1 ASEANを中心とする東アジアの地域協力と経済統合



アジア経済危機を契機として、ASEAN+3 や ASEAN+6 などの地域協力や ASEAN+1 の FTA 網が、ASEAN を中心として確立してきた。ただし東アジア全体の経済統合・FTA は、日本が推す東アジア包括的経済連携（CEPEA）と中国が推す東アジア自由貿易地域（EAFTA）が対抗して、進展しなかった。

(2) 世界金融危機後の ASEAN 経済統合と RCEP の提案

2008 年からの世界金融危機後の構造変化の中で、新たな展開があった。世界金融危機後に、ASEAN は、東アジア域外の需要とともに、更に東アジア域内の需要に基づく成長の支

援へ向かった。またアメリカは、過剰消費と金融的蓄積に基づく成長の転換が迫られ、輸出を成長の重要な手段として、世界の成長センターの東アジア市場を目指して TPP へ加盟した。

TPP がアメリカをも加えて確立しつつある中で、2011 年 8 月に日本と中国は共同提案を行い、CEPEA と EAFTA を区別なく進めることに合意した。それに対応して ASEAN は、2011 年 11 月 17 日の ASEAN 首脳会議で、これまでの CEPEA と EAFTA、ASEAN+1 の FTA の延長に、ASEAN を中心とする新たな東アジアの FTA である RCEP を提案した。

2012 年 11 月には RCEP 交渉立上げ式が開催され、2013 年 5 月に第 1 回交渉が行われた。また ASEAN は、2015 年末に AEC を創設した。他方、TPP は 2015 年 10 月には大筋合意され、2016 年 2 月には署名された。TPP の発効が、更に ASEAN と東アジアの経済統合に大きな影響を与えると予想された。

2. 保護主義拡大と ASEAN・東アジア

(1) アメリカの TPP 離脱と米中貿易摩擦

TPP が更に ASEAN と東アジアの経済統合を進めると考えられたが、2017 年 1 月 20 日にはアメリカ大統領に就任し、アメリカは TPP から離脱してしまった²。またトランプ大統領は、これまで世界の自由貿易体制を牽引してきたアメリカの通商政策を逆転させてしまった。

アメリカの TPP からの離脱は、ASEAN と東アジアの経済統合にも大きな負の影響を与えた。アメリカの TPP 離脱以前には、第 1 に TPP は ASEAN 経済統合を加速し追い立ててきた。第 2 に TPP が RCEP という東アジアの広域の経済統合の実現を追い立て、RCEP が更に ASEAN の統合を追い立ててきた。しかしアメリカの TPP 離脱後には、それらの作用が発揮される事は難しくなってしまった。

他方、TPP からアメリカが離脱して保護主義が拡大する中で、日本はアメリカ抜きで 11 か国による TPP11 を提案し、2018 年 3 月 8 日には包括的及び先進的な TPP 協定(CPTPP) が 11 か国によって署名され、12 月 30 日には遂に発効した。

しかしトランプ大統領は、TPP 離脱だけではなく、2018 年からは中国との貿易摩擦を引き起こし、大きな負の影響を世界経済に与えた。トランプ政権のアメリカは、2018 年 3 月 23 日には通商拡大法 232 条によって、鉄鋼とアルミニウムにそれぞれ 25%と 10%の追加

関税を掛けた。この措置に対抗して中国は、アメリカからの果物や鉄鋼製品等に 15%、豚肉とアルミニウム製品に 25%の追加関税を掛けた。

アメリカは、更に中国向けの措置として、通商法 301 条に基づき、2018 年 7 月には中国からの 340 億ドル相当の輸入に 25%の追加関税を掛け、8 月には第 2 弾の措置として中国からの 160 億ドル分の輸入に 25%の追加関税を掛け、更に 9 月には第 3 弾として中国からの 2,000 億ドル分の輸入に 10%の追加関税を掛けた。他方、中国はそれぞれに報復関税を掛けて、貿易摩擦が拡大した。2019 年 9 月には、アメリカは中国向け措置の第 4 弾の一部を発動し、米中貿易摩擦は更に拡大してきた³。

(2) 保護主義拡大下の AEC の深化と RCEP 交渉

保護主義拡大下ではあるが、ASEAN は着実に「AEC2025」の目標へ向かい、AEC を深化させてきた。2018 年 1 月 1 日には、(2015 年 1 月 1 日から 3 年間猶予されていた) CLMV 諸国における 7%の品目に関しても関税が撤廃され、AEC の関税撤廃が完了した。更に貿易の円滑化、サービス貿易の自由化、投資の自由化等が進められてきた。他方、RCEP 交渉は 2018 年中の実質合意を目指したが、2018 年にも 2019 年にも妥結は出来なかった。そしてインドは、RCEP 離脱を表明してしまった。

3. 保護主義とコロナ拡大下の ASEAN

(1) 保護主義の拡大とコロナ感染の拡大

2020 年 1 月 15 日には、米中が第 1 段階合意文書である米中経済・貿易協定に署名した。この第 1 段階の合意では、中国が 2 年間で 2,000 億ドル分のアメリカからの輸入を増やすことや知財権の保護や技術移転の強要禁止などを約束し、他方、アメリカは 2019 年 9 月に発動した第 4 弾の一部の 1,200 億ドル分の輸入に課していた関税 15%を 7.5%に引き下げるとした。その後、2 月 14 日には合意が発効し、実際に関税が引き下げられた。

しかしながら、第 1~3 弾の 25%の追加関税は維持されたままであった。また、「中国製造 2025」に関する産業補助金の問題や国有企業改革については、残されたままであった。米中貿易摩擦の根底には、ハイテク産業を巡る覇権争いがある。アメリカは、中国のファーウェイに対する規制も強化してきた。中国も「中国製造 2025」に関しては譲らず、ハイテク技術を巡る争いは収まらない状況にあった。更に米中は、政治安全保障を巡っても対立を

深めてきた。

このような状況の中で、コロナウイルスの感染が中国から拡大して世界を襲ってきた。コロナ感染は ASEAN 各国にも拡大し、供給ショックや需要ショックにより、ASEAN と東アジアにも大きなダメージを与えた。またコロナを契機に、米中摩擦は更に拡大した⁴。

(2) ASEAN と東アジアのコロナへの対応

コロナウイルスに対しては、ASEAN と東アジアが地域としての対策を講じてきた⁵。ASEAN は、4 月 9 日のテレビによる外相会議において「ASEAN COVID-19 対策基金」の設立に合意した。4 月 14 日にはテレビによる ASEAN 特別首脳会議並びに新型コロナウイルス感染症に関する ASEAN+3 特別首脳会議が開催された。ASEAN 特別首脳会議では医薬品の供給に向けた協力の強化等、域内の協力措置の強化が表明された。ASEAN+3 特別首脳会議では、新型コロナウイルス対策基金への融資等 ASEAN への支援が表明された。また日本は ASEAN 感染症対策センターの設立を提言した。

2020 年 11 月 8 日の第 37 回 ASEAN 首脳会議では、「ASEAN COVID-19 対策基金」の設立や「公衆衛生上の緊急事態のための ASEAN 地域医療用品備蓄 (RRMS)」の立ち上げを確認し、「ASEAN 公衆衛生緊急事態及び新興感染症センター (ACPHEED)」の設立を発表した。更に、同首脳会議では、「ASEAN 包括的リカバリーフレームワーク (ACRF)」が採択された。

(3) 保護主義とコロナ拡大下の AEC の深化

保護主義とコロナ拡大下ではあるが、ASEAN は着実に AEC を深化させてきた。2020 年 8 月 25 日の第 52 回 ASEAN 経済相会合 (AEM) と 11 月 8 日の第 37 回首脳会議は、コロナウイルスによる経済への影響の確認とともに、現在の AEC2025 の進捗状況を確認した。たとえば、物品貿易では、9 月 20 日から原産地の自己証明制度 (AWSC) が ASEAN 全体で開始された。11 月 2 日には、ASEAN 税関貨物通関システム (ACTS) が開始された。サービス貿易の自由化では、ASEAN サービス貿易協定 (ATISA) の署名が遂に完了した。投資の自由化においても、ASEAN 包括的投資協定 (ACIA) を深掘りする改訂議定書が、第 4 次まで署名された。

4. 保護主義とコロナ拡大下の RCEP 署名

(1) 2020 年 11 月の RCEP 署名

保護主義とコロナが拡大する厳しい状況の中で、11 月 15 日の第 4 回 RCEP 首脳会議において、遂に RCEP が東アジア 15 か国によって署名された⁶。共同首脳声明は、「我々は、RCEP が世界最大の FTA として、世界の貿易及び投資のルールの理想的な枠組みへと向かう重要な一歩であると信じる」と述べた⁷。

RCEP の「目的」は、地域的な貿易及び投資の拡大を促進し世界的な経済成長及び発展に貢献する、①現代的で、②包括的な、③質の高い、④互恵的な経済連携協定を構築することである。RCEP は、既存の ASEAN+1 の FTA を越える先進的な FTA を目指し、多くの ASEAN+1 の FTA を越える規定を含む。また RCEP の重要な特徴は、東アジア地域枠組みにおける「ASEAN 中心性」であり、共同宣言でも明記されている。

(2) RCEP 協定の内容

RCEP 協定は、貿易の自由化やルールに関する多くの分野を包括する全 20 章からなる⁸。RCEP の内容を見ると、貿易の自由化と多くの通商ルールが含まれている。従来の ASEAN+1 の FTA を越えた部分も多い。

「物品の貿易（第 2 章）」に関しては、多くの品目の関税が、既存の ASEAN+1 の FTA を越えて撤廃される。既存の ASEAN+1 の FTA の貿易自由化率よりも、RCEP の貿易自由化率が拡大する。更には、日中や日韓のように、これまで FTA が存在しなかった部分に FTA が構築されることになる。関税撤廃に関しては、最終的に、参加国全体の最終的な関税撤廃率は、品目数ベースで 91%となる。「原産地規則（第 3 章）」が、東アジア広域で統一される事も重要である。既存の複数の ASEAN+1 の FTA の原産地規則に比べて、参加各国や企業にとって大いに利用しやすくなる。また RCEP によって、東アジア広域で累積が可能となる。

「サービスの貿易（第 8 章）」、「投資（第 10 章）」、「電子商取引（第 12 章）」、「政府調達（第 16 章）」等においても、これまでの ASEAN+1 FTA を越えた規定が定められた。「最終規定（第 20 章）」では、「発効」について、ASEAN 構成国の 6 か国とその他の国の 3 か国が批准書・受託書・承認書を寄託して 60 日で発効と規定された。

(3) RCEP の意義

RCEP の署名と発効は、東アジア経済にとって大きな意義を有する。世界の成長センターである東アジアで、初のメガ FTA かつ世界最大規模のメガ FTA が構築される。RCEP 参加国は、世界の GDP・人口・貿易の約 3 割を占めるとともに、それらが拡大中である。

そしてこれまで FTA が結ばれていなかった日本と中国の FTA、日本と韓国の FTA が実現する。東アジア全体が FTA でつながる RCEP の実現は、世界の成長センターとして機能する東アジアの成長を、更に後押しするであろう。

RCEP の署名と発効は、ASEAN にとって大きな意義がある。ASEAN にとっては、ASEAN が提案して交渉を牽引してきたメガ FTA が実現される。また CLMV 諸国の発展と、域内格差の是正につながる可能性もある。RCEP は、日本でも中国でもなく、ASEAN が提案して進めてきたメガ FTA である。実際に RCEP 交渉においては、ASEAN が交渉を牽引してきた。東アジアの地域協力や経済統合は、日本や中国を含みながら、ASEAN が中心となる事でバランスが取られている。今後も、RCEP において ASEAN がイニシアチブを確保し続ける事が重要である。

RCEP の実現は、日本にとっても、大きな意義がある。日本にとって RCEP 参加国との貿易は総貿易の約半分を占め、年々拡大中である。また ASEAN と日中韓を含む RCEP は、日本企業の生産ネットワークに最も適合的である。そしてこれまで FTA のなかった日中と日韓の FTA の実現となる。RCEP により、日本からの輸出に対する中国と韓国の関税撤廃割合は大きく拡大し、日本経済にも日本企業にも大きなプラスとなる。

アメリカとの対立を抱える中国にとっても、メガ FTA への参加は望まれた。また日本や東アジア各国にとっても、中国を通商ルールの中に入れていく事は、今後のアジアの通商体制において重要であろう。インドは、残念ながら今回の署名は出来なかったが、いつでも戻る事ができる仕組みになっている。早い時点の復帰を望みたい。

そして RCEP の署名と発効は、現在の保護主義に対抗し、現在の状況を逆転していく契機となる可能性がある。日本が進めて発効した CPTPP (TPP11) と日本 EU・EPA とともに、3 つ目のメガ FTA の実現は、大きなインパクトを持つであろう。2021 年 1 月に就任したバイデン大統領の通商政策にも影響を与える可能性がある。

また RCEP は、これまで ASEAN が提供してきた、ASEAN+3、東アジア首脳会議(EAS)、ASEAN 地域フォーラム (ARF) (図 1、参照) などの広域での交渉と対話の場を、更に増やす事につながる。保護主義へ対抗する上でも、各国間や地域の問題を解決する上でも、交

渉と対話の場が必要である。署名の次に、RCEP の早期の発効が重要である。

5. 保護主義拡大下の東アジア経済統合と日本

保護主義の拡大とコロナウイルスの感染拡大のダブルショックが、世界経済とともに ASEAN と東アジア経済に、大きな負の影響を与えている。この状況の中で、ASEAN と東アジアの経済統合の進展は、大きな正の影響を世界経済と ASEAN・アジア経済に与えるであろう。

長期の世界と東アジアの経済を見てみると、世界全体の貿易と投資の拡大が、世界経済と東アジア経済の発展を支えてきた。しかし現在、米中貿易摩擦をはじめ世界で保護主義が拡大し、その傾向が逆転しつつある。更にはコロナ感染拡大が重なり、ダブルショックとなり、状況を厳しくしている。

米中貿易摩擦と米中対立は、拡大を続ける。ハイテク技術を巡る争いは収まらず、更に米中は、政治安全保障を巡っても対立を深めている。米中による、貿易、技術、資本などに関する分断（デカップリング）も進む可能性がある。

このような状況の中で、ASEAN と東アジアの経済統合の進展は、きわめて重要である。保護主義とコロナの拡大下ではあるが、ASEAN は着実に AEC を深化させてきた。AEC の深化は、保護主義拡大下で、またコロナ後において、ASEAN の発展にとって必須であろう。2021 年 4 月 28 日には、ASEAN 事務局が、「AEC ブループリント 2025」の中間報告である『経済統合に関する中間報告』を発表した。2016 年から 2020 年までの「AEC ブループリント」の進捗状況に関して、全体で、目標の 54.1%がすでに完了したと報告された⁹。2025 年に向けて、AEC が着実に進められてきている。ただし、ASEAN 経済統合に逆に作用する例もみられる。たとえば 2021 年 2 月のミャンマーのクーデターは、ASEAN 経済と ASEAN 統合にも、大きな負の影響を与える可能性がある。ASEAN としての対応が更に必要である。日米中など域外各国や国際機関の関与も重要である。

2020 年 11 月には、遂に RCEP が東アジア 15 か国によって署名された。RCEP の実現は、ASEAN と東アジアにとって大きな意義がある。日本にとっても、大きな意義がある。ASEAN にとっては、自らが提案して交渉を牽引してきたメガ FTA が実現される。今後、重要であるのは、RCEP において、ASEAN がイニシアチブを確保し続ける事である。中国のプレゼンスが拡大する中で、大国間でバランスを取りながら、ASEAN がイニシアチブを

どのように維持するかが、更に重要となろう。日本が ASEAN と連携する事も、更に重要となろう。

そして RCEP の署名と発効は、現在の保護主義に対抗するであろう。CPTPP と日本 EU・EPA がすでに署名・発効されており、3 つ目の東アジアのメガ FTA である RCEP の署名と発効が、インパクトを持つであろう。また RCEP は、東アジア広域での交渉と対話の場を増やすであろう。更に、世界全体での貿易自由化と通商ルール化を支援するであろう。WTO によるそれらの機能が低下している中で、RCEP は、他のメガ FTA とともに重要な役割を担う。そして RCEP は、コロナ後の世界経済の回復を支援するであろう。

日本は、CPTPP、日本 EU・EPA、RCEP の 3 つのメガ FTA を進めて、保護主義に対抗してきている。日米貿易協定と日英 EPA も発効させている。更に保護主義に対処する事が必要である。そして保護主義に対抗する上でも、RCEP を支える上でも、ASEAN との連携が不可欠である。

現在の世界経済の状況は、これまでの貿易と投資の拡大を続けてきた長期の世界経済の状況に逆行しつつある。きわめて厳しい現在の世界経済の状況の中で、東アジアの経済統合が、現在の状況を少しずつ逆転する契機になる事を願いたい。コロナ後の復興にも、大きな役割を果たす事を願いたい。またその際には、日本の役割も、きわめて重要である。

【付記】

畠山襄理事長には、国際貿易投資研究所 (ITI) において、大変お世話になりました。ITI の国際貿易投資研究会等にて、自由貿易や FTA の推進に関する多くの貴重なご高説を拝聴させて頂きました。また議論させて頂きました。畠山理事長のご冥福をお祈りいたします。

参考文献

- ・ ASEAN Secretariat (2020), *ASEAN Comprehensive Recovery Framework*, (https://asean.org/storage/FINAL-ACRF_adopted_37th-ASEAN-Summit_18122020.pdf).
- ・ “Joint Leader’s Statement on the Regional Comprehensive Economic Partnership (RCEP).” (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100114930.pdf>).
- ・ “Mid-Term Review: ASEAN Economic Community Blueprint 2025,” (<https://asean.org/storage/2021/04/mid-term-review-report.pdf>).

- ・ “Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement,”
(<https://rcepsec.org/wp-content/uploads/2020/11/All-Chapters.pdf>).
- ・ Shimizu, K, (2021), The ASEAN Economic Community and the RCEP in the World Economy, *Journal of Contemporary East Asia Studies*, Vol.10,
(<https://www.tandfonline.com/doi/full/10.1080/24761028.2021.1907881>).
- ・ 石川幸一・清水一史・助川成也編（2016）『ASEAN 経済共同体の創設と日本』文眞堂。
- ・ 石川幸一・馬田啓一・清水一史（2019）『アジアの経済統合と保護主義—変わる通商秩序の構図—』文眞堂。
- ・ 石川幸一・馬田啓一・清水一史（2021）『岐路に立つアジア経済—米中対立とコロナ禍への対応—』文眞堂。
- ・ 国際貿易投資研究所（ITI）（2021）『コロナ禍と米中対立下の ASEAN—貿易、サプライチェーン、経済統合の動向—』ITI 調査研究シリーズ No.117
(http://www.iti.or.jp/report_117.pdf).
- ・ 馬田啓一・浦田秀次郎・木村福成・渡邊頼純編（2019）『揺らぐ世界経済秩序と日本』文眞堂。
- ・ 大橋英夫（2020）『チャイナ・ショックの経済学—米中貿易戦争の検証—』勁草書房。
- ・ 木村福成編（2020）『これからの東アジア—保護主義の台頭とメガ FTAs—』文眞堂。
- ・ 清水一史（2016）「世界経済と ASEAN」、石川・清水・助川（2016）。
- ・ 清水一史（2018）「ASEAN—世界政治経済の構造変化と地域協力の変化—」、清水一史・田村慶子・横山豪史編（2018）『東南アジア現代政治入門（改訂版）』ミネルヴァ書房。
- ・ 清水一史（2020）「ASEAN 経済統合の深化とアメリカ TPP 離脱：逆風の中の東アジア経済統合」、木村（2020）。
- ・ 清水一史（2021）「保護主義とコロナ拡大下の東アジア経済統合—AEC の深化と RCEP 署名—」、石川・馬田・清水（2021）。

-
- 1 清水（2016、2020）、Shimizu（2021）、参照。AEC に関しては、石川・清水・助川（2016）等を参照。また AEC と東アジアに関して、筆者が Guest Editor となって編集した特集“ASEAN Economic Community (AEC) and East Asia in the Changing World Economy” *Journal of Contemporary East Asia Studies*, Vol.10, No.1.も参照されたい(<https://www.tandfonline.com/toc/reas20/10/1?nav=tocList>)。同特集は、Shimizu（2021）を導入の論文として、Ishikawa 論文、Sukegawa 論文、Fukunaga 論文、Bi 論文、Fujita 論文で構成される。
 - 2 アメリカの TPP 離脱とその ASEAN と東アジアへの影響に関しては、清水（2020）、参照。
 - 3 米中貿易摩擦と米中対立に関しては、大橋（2020）等、参照。
 - 4 保護主義とコロナ拡大下の東アジア経済と経済統合に関して、木村（2020）と石川・馬田・清水（2021）

の各章も参照されたい。

- 5 保護主義とコロナ拡大下の ASEAN と AEC に関しては、清水（2021）、参照。
- 6 保護主義とコロナ拡大下の RCEP 署名に関しては、清水（2021）、参照。
- 7 “Joint Leader’s Statement on the RCEP,” <https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100114930.pdf>（日本語訳：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100114950.pdf><https://www.meti.go.jp/press/2020/11/20201115001/20201115001-2.pdf>）。
- 8 “Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement,” <https://rcepsec.org/wp-content/uploads/2020/11/All-Chapters.pdf>（日本語訳：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100114949.pdf>）。
- 9 “Mid-Term Review: ASEAN Economic Community Blueprint 2025,” <https://asean.org/storage/2021/04/mid-term-review-report.pdf>.

7. 日本人向けビザ取得基準の引き上げと日本企業の人的資源管理 (HRM)

白木 三秀

早稲田大学 政治経済学術院 教授

この10年ほどの日本の海外直接投資は欧米先進国における企業のM&Aが際立ってきているが、1960頃から綿々と続くアジアへの直接投資の基本は、生産拠点の新設と拡充であり、組織的にはオーガニックな成長であった。このため、日本から経営管理職、経理財務専門家、技術者等を派遣して生産の技術、経営ノウハウの移転を行うのが基本であったし、現在もそれがメインである。

しかし、2020年初めから続くコロナ・パンデミックの中、日本人海外派遣者の移動が極めて制限されている。それに加えて、新聞報道等によると、シンガポール、ベトナムをはじめとする東南アジア諸国では外国人の就労ビザが著しく取得しにくくなってきている。このような動向は、コロナ禍による自国民の雇用機会の喪失をできるだけ少なくしようという現地政府の現下の短期的意向とは別の論理で考える必要があると考えられる。

日本企業に求められる基本的方向は、派遣者数の日本人比率の縮減とそれに伴う経営のリージョナル化、現地化、ならびに権限移譲であろう。この方向は、好むと好まざるにかかわらず長期にわたり東南アジアで拠点を構える場合の宿命とみるべきかもしれない。しかし、その前提として、その動向を担うべく人材の育成と確保・定着が担保されなくてはならない。

これまでのConrad and Meyer-Ohle (2019, 2020)による若いシンガポリアンに対する実証研究では、「日本企業における独特の人材育成システム、指示命令の明瞭さよりも曖昧さを好む傾向、それに成果格差を平等に取り扱おうとする原則は、結果的に多くの外国人従業員から否定的にみられている」(Conrad and Meyer-Ohle, 2020, p.59)。このことからすると、日本企業のHRMはどうも現地にフィットしない、あるいは受け入れられていない面があることは否めないようである。

日本企業のアジア、並びに北米での日系子会社のオペレーションにおいては、国籍から見た人材構成上の特徴として、日本人と現地国籍人とから成る「二国籍型」(筆者の造語である、Bi-national type)であって、欧米先進企業の海外オペレーションが第三国籍人(TCNs:

Third Country Nationals) を含む「多国籍型」となっているのと比べると、大きな特徴となっている。これは過去数十年間、継続している。(白木 2006 年、および同 2014 年参照)

東南アジア各国の動きが、同地域における日系企業の「二国籍型企业」の「多国籍型企业」への脱却に繋がるかどうか。この問題はビザ取得の問題を超えた日本の世界本社の構造変化に関連するものであり、一朝一夕にというわけにはいかないかもしれない。

したがって、当面の人材に関する対応策は以下の通りとなると考えられる。

第 1 に、日本企業の HRM の在り方をグローバルな動向を見据えながら、東南アジアのコンテクストにフィットするような形で変更を加え、既述のように指摘される問題をクリアする過程で透明度を高め、コミュニケーション向上に注力することが肝要であろう。これは、エンプロイヤー・ブランディングの一環であることは言うまでもない。

第 2 に、やはりホワイトカラー、プロフェッショナル人材に魅力的でモチベーションを向上させるような HRM を積極的に実施する必要がある。それは、ハーズバーグ(F.Herzberg)の「二要因論」を持ち出すまでもなく、①職務内容の充実(面白い仕事の提供)、②成長機会の明示的な提供と成長そのものに対する積極的な評価、③将来の明るいキャリア展望の提示、という 3 点が重要である。これにより人材の定着、確保が促進されよう。

第 3 に、本社のグローバル HR (人事部門) の協力を得ながら、東南アジアの若手人材の日本本社への逆出向をより活発に行い、タレント・マネジメントの一環で将来の東南アジア・エリアの拠点を担当する人材への投資を実施すべきであろう。これまで日本本社の現地法人の育成への関与は極めて限定的であったと見られるため、この点の充実は極めて重要である。と同時に、日本人派遣者のグローバル対応能力のレベル・アップに対し、本社のグローバル HR が格段のエネルギーを投入することが求められる。今こそ、本社のグローバル HR の出番であろう(白木&シャーマン、2020、特に第 9 章、第 10 章参照)。

これらの対応策を契機として、日本の多国籍企業が、国籍対応への視点を超えて、より多様な民族、文化、考え方の人材が生き生きと活躍できるダイバーシティ&インクルージョンを内在化する組織への転換が期待される。

参考文献

- ・ Conrad H and Meyer-Ohle H (2019), “Overcoming the Ethnocentric Firm? - Foreign Fresh University Graduate Employment in Japan as a New International Human

Resource Development Method”. *International Journal of Human Resource Management* 30(17): 2525– 2543.

- ・ Harald Conrad and Hendrik Meyer-Ohle (2020), “Japanese Multinational Companies and the Control of Overseas Investments Expatriates, Foreign Employees, and Japan’s Soft Power” in *Mobilities of Labour and Capital in Asia*, (edited by Aulakh, Preet S., and Philip F. Kelly) Cambridge University Press, pp.48-71.
- ・ 白木三秀著『国際人的資源管理の比較分析』有斐閣、2006 年。
- ・ 白木三秀編著『グローバル・マネジャーの育成と評価』早稲田大学出版部、2014 年。
- ・ 白木三秀&ブライアン・シャーマン著『英語 de 人事：日英対訳による実践的人事』文眞堂、2020 年。
- ・ 白木三秀「シンガポールの専門職向けビザ取得基準の引き上げと日本企業への含意」『会報第 12 号』早稲田大学トランスナショナル HRM 研究所、2021 年 3 月、pp.42-47.

8. 交渉から 20 年を経た ASEAN 中国 FTA ～ 対話関係樹立 30 年で経済的存在感が高まる中国 ～

助川 成也

国土舘大学 政経学部 教授

はじめに

中国の経済規模は 20 年前の 2000 年時点で世界第 6 位に過ぎなかった。しかし「改革開放」やそれに伴う国内改革、2001 年の WTO 加盟等を通じた「世界の工場」としての地位の確保等を経て、継続的に成長が加速、経済規模は 2007 年にはドイツを、2010 年には日本を、それぞれ追い越した。以降、2020 年に至るまで中国は米国に次ぐ経済大国であり、その経済規模は今や日本の約 3 倍近い。

その経済力は近隣国にも影響している。シンガポールの ISEAS ユソフ・イシャク研究所が ASEAN 市民を対象とし、2020 年 12 月～21 年 1 月にかけて実施した世論調査¹で、「東南アジアで最も影響力のある経済力を持つ国・地域はどこか」との問いに対し、ASEAN は加盟 10 か国全てで「中国」が第 1 位になった。ASEAN 全体では 76.3%の ASEAN 市民が「中国」と回答、「米国」（同 7.4%）、「日本」（4.4%）、「EU」（同 1.3%）を圧倒的な差で引き離している。

ASEAN と中国との対話関係は 1991 年に始まった。対話関係樹立から 10 年を経たない 2000 年、中国は ASEAN に対して自由貿易地域（ACFTA）の構築を提示した。以降、中国と ASEAN とは貿易や経済面で連携する場面が増え、中国は ASEAN に対して圧倒的な経済的影響力を持つに至ったのである。

本稿では、中国と ASEAN との対話関係樹立からの 30 年を振り返るとともに、中でも ACFTA に注目し、その構築の過程と経済関係の強化に焦点を絞り、概観する。

1. ASEAN と中国との経済関係

(1) ASEAN 中国対話関係樹立 30 年

1949 年、毛沢東が中国建国を宣言した。以降、現 ASEAN 加盟国で建国初期に国交を樹立したのは、ベトナム²（1950 年 1 月）が最初で、これにインドネシア³、ミャンマーが続

いた。しかし、これらの国々と中国とは、ミャンマーを除き、後に国交断絶している。1972年にはニクソン訪中に伴う米中接近を受けて、70年代、マレーシア、フィリピン、タイが中国と外交関係を樹立した。更に、1989年は6月に天安門事件が発生、12月には米ソ首脳会談で冷戦終結が宣言された。前者の事件では、中国は欧米諸国より制裁を加えられたが、国際的な孤立状態を回避・打破すべく、中国はASEAN各国に接近、関係改善に努めた。90～91年にかけて、シンガポール、ブルネイが中国と国交を樹立するとともに、インドネシア、ベトナムとも国交を回復した。

一方、地域協力機構「ASEAN」として交流も開始した。ASEANの中国との対話関係は、1991年7月にマレーシア・クアラルンプールで開催された第24回ASEAN閣僚会議(AMM)の開会式に、中国から銭其琛外相が主催国の特別ゲスト(Special Guest)として出席したことに始まる。このAMM期間中に、ASEANと中国の間で初めてASEAN+1閣僚会議が開催されている。

5年後の1996年には、インドネシア・ジャカルタで開かれていた第29回AMMで、中国はASEANの「対話国」⁴の地位を得た。以降、ASEANと中国は様々なレベルで対話を重ねているが、2021年は対話関係樹立30年にあたる。6月7日には、これを記念し、中国・重慶で特別外相会議を開催している。

この30年の間の中国の通商における躍進は著しい。1991年当時、中国は世界貿易額の1.9%（輸出：2.0%、輸入：1.8%）を占めるに過ぎず、国・地域別で世界第14位であった。しかし以降、改革開放を推し進め、豊富な労働力と安価な賃金を武器に、労働集約的な製造工程を海外から積極的に受け入れた。更に2001年のWTO加盟も後押しした。部材や中間財など基幹部品は輸入調達し、最終組立拠点としての機能が強化された結果、中国には「世界の工場」と呼ばれるまでに製造業が集積し、輸出を拡大した。その結果、2013年に中国は世界最大の貿易国に躍り出た⁵。2020年は世界貿易額の13.1%（輸出：14.7%、輸入：11.5%）を占め、米国（10.8%）を凌ぐ。その世界最大の交易国・中国にとって2019年以降、米国を凌ぐ最大の貿易相手地域となったのがASEANである。

(2) 中国提案の自由貿易地域構想とそのインパクト

1996年に中国は正式にASEANの「対話国」の地位を獲得した。その翌年の1997年、アジア通貨危機が発生し、震源地のタイをはじめ、マレーシアやインドネシアなど域内周辺国は未曾有の経済危機に見舞われた。その中で、ASEANは中国、日本、韓国の3か国と

もに ASEAN+3 の多国間連携による危機からの脱却を指向した。2 国間通貨スワップを行う「チェンマイ・イニシアチブ」、アジア債券市場育成イニシアチブなど、域内における地域金融協力を推進したが、これらは相互信頼の醸成にも繋がった。

一方、中国が ASEAN との貿易関係強化に動いたのは、2000 年頃である。2000 年に行われた ASEAN 首脳関連会議で、中国が関与・参加する会議で、中国・朱鎔基首相が ASEAN 中国首脳会議や ASEAN+3 首脳会議で、自由貿易地域構想に向けた作業部会設置を提案した。翌年 2001 年 11 月、ブルネイで開催された ASEAN 関連首脳会議で、中国と ASEAN とは 10 年以内の自由貿易地域（FTA）設置に合意した。

当時、ASEAN において「中国脅威論」が声高に叫ばれていた中での FTA 交渉開始合意に、日本を含め東アジア各国は大きな衝撃を受けた。これが、東アジアにおいて ASEAN をハブとするいわゆる ASEAN+1FTA の「ドミノ現象」の号砲となった。ASEAN 市場において中国製品に対する競争条件の悪化、いわゆる「貿易転換効果」への懸念が東アジア各国を FTA 構築競争に駆り立てたのである。

以降、ASEAN との FTA ドミノは、日本、インド、豪州・ニュージーランド、韓国に拡がり、2005 年に発効した中国を先頭に、2010 年にはこれら全ての ASEAN+1FTA が発効した⁶。そして 2020 年には、インドが離脱したものの、残る ASEAN+1FTA 締結 15 か国間で「地域的な包括的経済連携（RCEP）協定」が締結された。東アジアの一大自由貿易地域は 22 年前半にも発効する。以降、ASEAN と中国との FTA 構築作業を振り返る。

(3) 倍加速度で拡大する ASEAN 中国間貿易

ACFTA の交渉開始合意から 20 年、ACFTA の核である物品貿易協定が発効して 15 年以上が経過した。この間、世界最大の通商国の称号を得た中国の最大の貿易相手は ASEAN になった。中国と ASEAN との近年の経済・貿易関係の強化・緊密化に、ACFTA は少なからず貢献した。

ASEAN と中国との貿易について、物品貿易協定が発効した 2005 年と直近 2020 年の貿易額を比較する（表 1）。2020 年の ASEAN の対中国貿易について、ACFTA 発効時の 2005 年と比べ、輸出は 4 倍以上である。ASEAN の総輸出（対世界輸出）と比べ倍の速度で拡大した結果、ASEAN の総輸出に占める中国のシェアはその間、8.0%から 16.1%に倍増した。

一方、ASEAN の中国からの輸入は、その間、対世界輸入の 2.3 倍を大きく上回る 5 倍の規模に拡大した。その結果、ASEAN の輸入に占める中国のシェアは、その間、10.4%から

22.3%へと大幅に拡大するなど、ASEANにとって輸出入双方で中国の存在感が大きく増した。

表 1 ASEAN 対中国との貿易の変化

単位：100万ドル、%

	相手国	輸出				輸入			
		2005	2020	規模	年平均 伸び率	2005	2020	規模	年平均 伸び率
ASEAN	世界	655,690	1,372,702	2.1倍	5.0	581,866	1,365,016	2.3倍	5.8
	中国	52,554	220,576	4.2倍	10.0	60,691	304,359	5.0倍	11.3
	シェア	8.0%	16.1%	—		10.4%	22.3%	—	

(資料) Direction of Trade(IMF)

ASEAN・中国間の貿易拡大に、ACFTA がどの程度寄与したかは、本表では不明であるが、Tham Siew Yean et al. (2014) によれば、ACFTA における関税自由化は、ASEAN から中国への輸出において、最終財に影響を与えていると分析している。部品・構成品については、WTO 情報技術協定 (ITA) や投資奨励措置の一環で享受している免税輸入措置が既に存在していた。また注目すべき事項として、中国で生産された最終製品に対する第三国の需要が、ASEAN の対中部品・構成品輸出に比較的強い影響を与えたとする。

ASEAN にとって中国は隣接する有望な巨大成長市場であり、加盟各国の対中国向け輸出シェアは拡大している。しかし、それ以上に中国は輸出競争力を向上させており、ASEAN 製品の中国への組上を上回る形で、中国製品が ASEAN に流入している。ASEAN は対中国貿易において、慢性的な貿易赤字構造であるが、90～2010 年までの約 20 年間の貿易赤字幅は年 200 億ドル未満であったが、2012 年以降、赤字幅が一気に拡大、2019 年には 1,000 億ドルの大口を初めて超えた⁷⁾。

この間、ASEAN の中国からの輸入に焦点を当てると、ASEAN の中で最も中国からの輸入が拡大しているのはベトナムであり、その割合は ASEAN の対中国輸入額の 4 分の 1 超に達する。中国は広西チワン族自治区を通じてベトナム北部と国境を接している。近年、中国と米国との貿易摩擦の回避を目的に、生産工程をベトナムにシフトする一方、原材料・資材を中国から供給する事例や、ベトナムに迂回輸出機能を担わせる事例などもあり、ベトナムの対中国輸入拡大の一因になっている。

また、ASEAN 加盟各国の輸入に占める中国のシェアも拡大の一途にある。ASEAN 全体で 2005 年時点で約 1 割を占めていたが、20 年では倍増、特に後発加盟国を中心に、中国

製品の存在感が高まっている。

表 2 ASEAN 加盟国の対中国輸入動向（域内シェア、中国シェア）

	ASEANの対中国輸入シェア			総輸入に対する中国シェア		
	2005	2020	増減	2005	2020	増減
ブルネイ	0.2	0.2	▲ 0.0	8.8	10.8	2.0
カンボジア	0.7	2.7	2.0	16.6	40.3	23.7
インドネシア	9.6	11.8	2.2	10.1	24.2	14.1
ラオス	0.2	0.5	0.4	9.3	25.0	15.7
マレーシア	21.7	12.7	▲ 9.0	11.6	20.5	8.9
ミャンマー	0.8	2.3	1.5	15.8	35.4	19.6
フィリピン	4.9	10.2	5.3	6.3	19.1	12.8
シンガポール	33.8	16.3	▲ 17.5	10.3	14.4	4.2
タイ	18.4	16.5	▲ 1.9	9.4	24.1	14.7
ベトナム	9.7	26.6	16.9	16.0	31.3	15.2
ASEAN	100.0	100.0	0.0	10.4	22.3	11.9

（資料）Direction of Trade(IMF)

(4) 貿易関係で緊密化する ASEAN と中国

ACFTA による中国と ASEAN との貿易関係への影響を見るに際し、貿易結合度指数（Trade Intensity Index : TII）を計測する。これは、2 国間の貿易関係の強さを計測する指標である。貿易結合度は以下の式で算出できる。

ASEAN の対中国貿易結合度：

$$\text{輸入結合度} = \frac{\text{加盟国の中国からの輸入} / \text{加盟国の総輸入}}{\text{中国の総輸出} / \text{世界の総輸出}}$$

$$\text{輸出結合度} = \frac{\text{加盟国の中国向け輸出} / \text{加盟国の総輸出}}{\text{中国の総輸入} / \text{世界の総輸入}}$$

今般、ASEAN における中国製品の浸透を計る意味で、まず輸入結合度指数を計測する。輸入結合度について、分母は「世界の中国からの輸入／世界の総輸入」に置き換えることが出来る。つまり、「ASEAN 加盟国の中国からの輸入シェア」と「世界の中国からの輸入シェア」を比較したものであり、指数は、当該加盟国の「中国製品の輸入シェアが世界平均に比べて何倍か」を示している。基本的に 1 ポイント以上であれば、2 か国間の貿易関係は「(平均以上に) 緊密」であることを示している。

2020 年時点でブルネイを除くすべての加盟国で基準値 1 を上回っており、またブルネイとシンガポールを除き、2005 年から 2020 年の間で輸入結合度が拡大するなど、中国製品がより浸透していることを裏付けている（図 1）。

一方、輸出結合度は「ASEAN 加盟国の中国向け輸出シェア」と「世界の中国向け輸出シェア」を比較したもので、その結果、指数は当該加盟国の「中国向け輸出シェア」が世界平均に比べて何倍かを示している。結合度が基本的に 1 ポイント以上であれば、加盟各国の対中国向け輸出において、2 か国間の貿易関係は「(平均以上に) 緊密」であることを示している。

2020 年の輸出結合度では、カンボジアを除く 9 か国が平均以上の緊密関係を意味する 1 ポイント以上を示している。中国とカンボジアは政治的には緊密な関係にあるにもかかわらず、貿易面での緊密度は平均以下である。理由をより詳しく分析する必要があるが、カンボジア産品は中国市場に入り込めていない。一方、2005 年と 2020 年とを比べて、ベトナム、タイ、シンガポール、フィリピンについて、結合度に大きな変化はないものの、他の国々については、中国市場拡大の恩恵をより受けている（図 2）。

ASEAN は中国との貿易で圧倒的な輸入超過が続くものの、輸出入双方で貿易関係をより緊密化している。中国は ASEAN にとって隣接する「有望な巨大市場」であり、ACFTA は中国・ASEAN 貿易のインフラの役割を担っている。次節で ACFTA をより詳しく分析する。

図 1 ASEAN の対中国貿易（輸入）の特徴

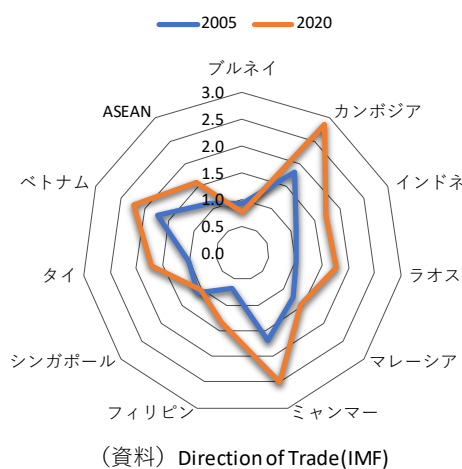
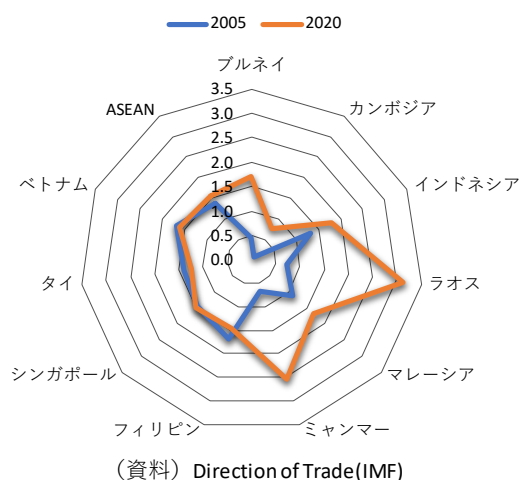


図 2 ASEAN の対中国貿易（輸出）の特徴



2. ACFTA の構造とその継続的改善

(1) 3 本柱+1 で構成される ACFTA

ACFTA は ASEAN 中国自由貿易地域 (ASEAN-China Free Trade Area) であり、「自由貿易協定」ではない。ASEAN と中国とは、2001 年に 10 年以内の自由貿易地域 (FTA) 設置に合意したが、翌 2002 年に「ASEAN 中国包括的経済協力枠組み協定」(以降、枠組み協定) を締結した。

枠組み協定では、中国と ASEAN とが物品貿易、サービス貿易、投資等について交渉を行い、経済協力を強化・充実させることや、主に農水産品を対象にした早期関税引き下げ (アーリーハーベスト: EH)⁸措置などが盛り込まれている。また関税削減については、先発加盟国および中国、そして後発加盟国⁹とに分けて、カテゴリー毎に関税削減・撤廃スケジュールを策定している。また各々のカテゴリーへの組入れ品目数の上限などを明示するなど、いわゆる「モダリティ」¹⁰を提示している。更に、この協定の下での紛争発生に備え、適切かつ正式な紛争解決手続およびメカニズムを発効後 1 年以内に確立することが約束された。

枠組み協定は 2003 年 1 月に発効した。以降、ASEAN と中国との交渉により、ACFTA の下で柱となる 3 つの協定、即ち、1) 物品貿易協定、2) サービス貿易協定、3) 投資協定が段階的に締結され、またあわせて 2004 年 11 月に、4) 紛争解決メカニズムが構築された。そのため、貿易・サービス・投資は一本の協定、いわゆるシングル・アンダーテイキング (一括受諾方式) として交渉・締結されたわけではなく、各々別々の協定として順次交渉、締結された。

ASEAN と中国とが最も重視し、且つ期待したのは、双方向の物品市場へのアクセス拡大、いわゆる「物品貿易協定」締結である。ACFTA は貿易、サービス、投資の順で交渉が進められた。先陣を切る形で 2002 年 4 月に開始された物品貿易交渉は、2 年半の交渉を経て、2004 年 11 月に署名、2005 年 7 月に発効した。

ACFTA の物品貿易交渉では、ASEAN が既に実施していた ASEAN 自由貿易地域 (AFTA) の共通効果特惠関税 (CEPT) 協定をモデルとして進められた。関税削減については、品目を幾つかのカテゴリーに分けて、段階的に関税削減・撤廃を行った。具体的には、農水産品を i) アーリーハーベスト品目、一般的なスケジュール通り関税削減を実施する ii) ノーマルトラック、ノーマルトラックより 2~3 年の関税撤廃猶予が与えられた iii) ノーマルトラック 2、国内産業保護の観点から関税を 5%以下の水準にまで緩やかに削減すればいい iv)

センシティブ品目、関税を 50%以下にまで削減する v)高度センシティブ品目、とに分けた。ACFTA ではノーマルトラック対象品目の関税撤廃年について、先発加盟国は 2010 年に、後発加盟国は 2015 年に、それぞれ設定された。また、原産地規則については、CEPT 協定で用いていた「地域付加価値基準 (Regional Value Content :RVC) 40%」がそのまま移植された。

物品貿易協定締結に目途が立って以降、交渉はサービス貿易協定、投資協定に移り、サービス貿易協定は 2007 年 1 月に、投資協定は 2009 年 8 月に、それぞれ締結された。前者は 2007 年 7 月に、後者は 2010 年 1 月に、それぞれ発効した。また ACFTA の枠組み協定に関連する事項で紛争が発生した場合、紛争処理解決メカニズム (DSM) によって解決を図ることになる。同 DSM については、物品貿易協定と並行して交渉され、2004 年 11 月に署名、2005 年 1 月に発効した。

ASEAN と中国とは、2001 年に 10 年以内の自由貿易地域 (FTA) 設置に合意したが、3 本柱 (物品・サービス・投資) + 1 (DSM) 協定が 2010 年に全て出揃ったことで、10 年以内の設置約束を履行した。

(2) ASEAN と中国で続く協定の継続的改善

1) ACFTA 包括的経済協力枠組み協定

2002 年 11 月に締結され、2003 年 7 月に発効した「ASEAN 中国包括的経済協力枠組み協定」(枠組み協定) は元々の原協定から 3 度修正されている。まず、原協定発効から 3 カ月後の 2003 年 10 月、早くも最初の修正議定書が締結された。ここでは物品貿易に不可欠な原産地規則について記載するとともに、「運用上の証明手続き」(OCP) を定め、EH 措置対象外品目、農産品以外で EH 措置に組み込む特定品目等を明記した。

同枠組み協定では更に、2006 年 12 月に第 2 修正議定書、2012 年 11 月に第 3 修正議定書が、それぞれ締結されている。第 2 修正議定書では、未確定であったフィリピンの EH 対象品目を明記、第 3 修正議定書では、第 12 条 (制度的規定) が変更された。これは ACFTA の効果的な運用および実施を確保するため、ASEAN と中国とで構成される「ACFTA 合同委員会」(ACFTA-JC) を常設機関として設立した。ACFTA-JC は、ASEAN 中国経済相会議 (AEM-MOFCOM) に、高級経済事務レベル会議 (SEOM-MOFCOM) を通じて、定期的に ACFTA に関連する報告を行う役割を担っている。

枠組み協定の下には、物品貿易協定、サービス貿易協定、投資協定の3本柱が据えられているが、サービス貿易協定は、自由化の特定約束をパッケージ化し徐々に積み上げていく方式が採られている。投資協定は、投資の円滑化、促進、投資保護の提供に重点が置かれており、「投資自由化」は限定的である。その一方で、物品貿易協定については、その上部協定である枠組み協定を含め、繰り返し改善が行われていることから、ASEANと中国が最も注力していることがわかる。以降では、物品貿易に焦点を絞って、その改善・見直しの概要・背景を考察する。

2) ACFTA 物品貿易協定

2004年11月に締結され、2005年7月に発効した「ASEAN 中国包括的経済協力枠組み協定の物品貿易協定」（以降、物品貿易協定）では、ベトナムを除く各国のカテゴリー別品目、例えば、ノーマルトラック（NT）2、センシティブリスト（SL）、高度センシティブリスト（HSL）などが明示され、各国の具体的な品目別関税削減スケジュールが明らかになっている。また、第14条（中国の市場経済国としての地位の承認）において、ASEAN加盟国は、協定署名日以降、中国を完全な「市場経済国」として扱っている¹¹。

もともと ACFTA の物品貿易協定は、AFTA－CEPT 協定を参考に作られており、ASEAN+1FTA では最初に作られた協定であった。以降、中国を追いかける形で、次々と現行の貿易取引や慣行を踏まえた ASEAN+1FTA が構築されると、ACFTA 物品貿易協定について見直しの必要性が叫ばれるようになった。以降、ACFTA 物品貿易協定では、交渉を通じて順次、改定・改善が図られている。

ACFTA 物品貿易協定では、これまで2度の修正が行われ、さらに新たに章が新設・組み入れられた。まず2006年12月に署名された「修正議定書」について、前回の締結までに間に合わなかったベトナムの関税削減におけるモダリティや関税削減スケジュール、更には品目別規則が追記された。ACFTA では一部の国で交渉に遅れがあっても、別途議定書を策定して組入れるなど、スピードを重視した交渉手法を採っている。

物品貿易協定の下、2010年に先発加盟国と中国とが品目の大半を占めるノーマルトラック対象品目の関税撤廃を完了させ、残りもスケジュール通りに関税削減が進んでいくなど、関税削減撤廃には目途が立った。ASEAN 先行加盟6か国と中国とは、品目ベースで91.9%以上の関税撤廃が完了している¹²。

以降、ASEANと中国とは、関税削減・撤廃が一段落したこともあり、協定上で抱える課

題解決に注力した。2010 年 11 月、主に OCP を修正した「第 2 修正議定書」に署名した。同議定書は産業界の要望を受ける形で、ACFTA でのリ・インボイス（仲介貿易）の可能化、原産地証明書フォーム E の船積み前発給の可能化、フォーム E 有効期間の延長、連続する原産地証明書¹³「移動証明書」の発給可能化、などの改善が盛り込まれた。更に 2012 年には、物品貿易協定に衛生植物検疫措置（SPS）および貿易の技術的障害（TBT）に関する条項などを加える「TBT／SPS 章組み入れ議定書」に署名、2013 年に発効した。

3) ACFTA アップグレード議定書

2015 年 11 月には「ASEAN 中国包括的経済協力枠組み協定およびその下の一部協定の修正議定書」（ACFTA アップグレード議定書）により、枠組み協定、物品貿易協定、サービス貿易協定、投資協定をまとめて改正した¹⁴。改正事項は、原産地規則の抜本的見直し、OCP の見直し、品目別規則改正、原産地証明書フォーム E の改正、そしてサービス貿易で新たに特定約束第 3 パッケージを策定したことである。

この議定書では、原産地規則（ROO）章を修正し、物品貿易協定に「税関手続きおよび貿易円滑化」に関する条項を組み込み、サービス貿易協定に自由化約束の「第 3 パッケージ」、投資協定に「投資促進および円滑化」規定、枠組み協定の下での経済・技術協力に追加の規則と対象分野を加えた。

ACFTA アップグレード議定書自体は 15 年 11 月に署名されたものの、2018 年によく製品別規則（PSR）の見直しが完了し、附属書 1（原産地規則）が正式に導入されたのは 2019 年 8 月になってからのことである。原産地規則の大幅な見直しは、2005 年の物品貿易協定発効以降、初めてであった。

従来、ACFTA の一般規則は付加価値基準（RVC）のみであったが、新たに関税番号変更基準（CTC）も加えられた。具体的には、品目別規則（添付 B）において、「RVC40%以上」に加えて、CTC4 桁を適用出来る品目が明示され¹⁵、HS6 桁で全 5205 品目のうち 37.3% を占める 1943 品目で CTC と RVC の選択制が適用されることになった。しかし、選択制の導入期待が高かった一般機械（HS84 類）や電気機器（HS85 類）は、選択制の対象外とされ、引き続き現行の RVC を使わねばならず、これら分野の関係者を落胆させた。

ACFTA アップグレード議定書による原産地規則以外の主な変更点は、①HS コードのバージョンを更新（HS2012 から HS2017 へ変更）、②原産地証明書への FOB 価格の記載義務を RVC のみに限定、③一度に申告出来る品目数の上限を従来の 20 品目から「制限なし」

に変更、④デミニミス規則（僅少の非原産材料に関する規則）の導入（第9条）、である。デミニミス規則は救済規定であり、FOB 価格の 10%を超えない場合、CTC において関税番号の変更を求めないとする規定である。また紡織用繊維およびその製品（HS50～63）については、FOB 価格に加え、総重量の 10%を超えない場合においても、関税番号の変更を求めないこととした。

このように ASEAN と中国とは、物品貿易関連規則を中心に、絶え間なく協定の見直し・改善を続けてきた。その見直しに際しては、常設機関となった ACFTA 合同委員会が提言する形で、高級経済事務レベル会議を通じて、毎年定期的に行われる経済相会議や首脳会議で協定改定が進められている。日本がこれまで締結してきた経済連携協定（EPA）については、HS コードすら締結時のままであり、利用上で管理負担が問題となっている。実際の貿易実務を踏まえ、ACFTA で PDCA サイクルを通じた不断の見直しを行っているなど、日本が見習うべき点も少なくない。

表3 ACFTA を構成する各種協定とその見直し状況

協定種類	議定書	署名	発効	概要
包括的経済協力枠組み協定		2002/11/5	2003/7/1	交渉項目（物品、サービス、投資）、経済協力の強化・充実、早期関税引き下げ（アーリーハーベスト）措置などが明記。
	修正議定書	2003/10/6	2003/10/6	原産地規則を明記し、運用上の証明手続き（OCP）を定める。EH措置対象外品目、EH措置に組み込む特定品目を、それぞれ明記。
	第2修正議定書	2006/12/8	2006/12/8	未確定であったフィリピンのEH対象品目の確定
	第3修正議定書	2012/11/19	2013/1/1	第12条（制度的規定）の変更。ACFTA合同委員会をACFTAの効果的な運用および実施を確保するための常設機関として設立
		2004/11/29	2005/7/1 （関税削減は7/20）	ベトナムを除くモダリティ、ノーマルトラック（NT）2、センシティブリスト（SL）、高度センシティブリスト（HSL）など。中国の市場経済国としての地位の承認。
	修正議定書	2006/12/8	2006/12/8	未決定だったベトナムのモダリティ、NT2、SL、HSL品目を設定。
	第2修正議定書	2010/11/2	2011/1/1	リ・インボイスの可能化、フォームEの船積み前発給可能化、フォームE有効期間の延長、移動証明書の発給可能化。
	TBT／SPS章組み入れ議定書	2012/11/19	2013/1/1	衛生植物検疫措置（SPS）／貿易の技術的障害（TBT）に関する条項などを含むように改訂。
		2007/1/14	2007/7/1	加盟国のサービス分野の自由化約束の第1パッケージ
	特定約束の第2パッケージ実施議定書	2011/11/16	2012/1/1	加盟国のサービス分野の自由化約束の第2パッケージ
サービス貿易協定		2009/8/15	2010/1/8	投資の円滑化、促進、投資保護を提供。しかし、投資自由化は極めて限定的。二国間投資協定を地域化。入国前の内国民待遇なし。
紛争解決メカニズム		2004/11/29	2005/1/1	ACFTA枠組み協定について紛争が発生した場合、この協定によって解決を図る。
包括的経済協力およびその下での特定の協定に関する枠組み協定	修正議定書（アップグレード議定書）	2015/11/21	2016/5/1 （協定上。実際は2019年8月15日発効）	原産地規則の抜本的見直し、運用上の証明手続き（OCP）の見直し、品目別規則改正、原産地証明書フォームEの改正、税関手続き・貿易円滑化、サービス貿易の特定約束第3パッケージなどを組み込んだ複合的協定。

（資料）各協定・議定書をもとに作成。

3. ACFTA 物品貿易協定の利用状況と経済効果

(1) ACFTA の利用状況

ACFTA 物品貿易協定が発効した 2005 年から 2020 年の間に、ASEAN の対中国輸出は 4.2 倍、輸入は 5 倍に拡大した。いずれもその間の ASEAN の輸出入全体（輸出：2.1 倍、輸入：2.3 倍）を大きく上回る。ACFTA 物品貿易協定も ASEAN の対中国貿易加速の一役を担ったと推察できる。

中国側の発表によれば、2019 年の ASEAN からの輸入のうち、ACFTA を用いた輸入額は 49%にのぼる¹⁶。一方、ASEAN 側は一部の国でのみ把握できる。その中でタイの対中国輸出については ACFTA 利用率が推計可能である。タイでは ACFTA を利用した輸出について、原産地証明書フォーム E に記載された FOB 輸出額から把握出来る。これら ACFTA 利用輸出額を輸出額全体で割ることで名目上の ACFTA 利用率が算出できる¹⁷。

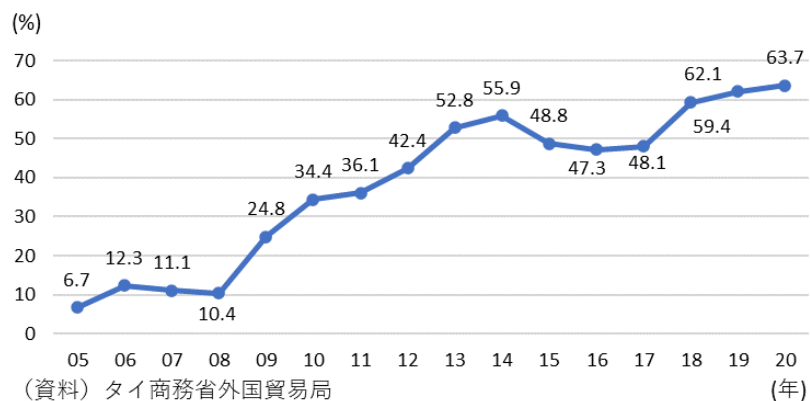
タイの中国向け輸出における ACFTA 利用率は、2005 年の発効直後は関税削減幅も限られていたため 1 割前後で推移していたが、2009 年以降に上昇に転じ、2013 年に 50%を上回った。以降、50%前後で推移していたが、2018 年に一気に約 6 割水準に達した。これら ACFTA 利用率の上昇は、中国側 ACFTA 特惠関税率の段階的削減を踏まえたものと見られる。例えば 2018 年に利用率が 6 割に上昇したが、これは 2012 年以降、関税率「20%以下」であったセンシティブ品目が、2018 年から同「0～5%」に削減されたことが利用率上昇に繋がったとみられる。20 年の利用率は過去最高水準を記録した（図 3）。

タイが締結している FTA において、最も利用率が高い FTA は豪州（71.1%）で、ACFTA はこれに次ぐ水準である。その他に、インド（同 60.2%）、韓国（同 59.5%）が続く。また、FTA 利用輸出額では、20 年に初めて ACFTA が AFTA を上回った。

ただし、中間財や部品など多国籍企業がサプライチェーンを通じて、戦略的に FTA を活用している姿はあまり見られない。20 年にけるタイの ACFTA 利用輸出上位品目は、一次産品に加えて、工業原料やバイオ燃料に用いられる品目が上位を占めている。上位 5 品目は、1) ドリアン、2) 天然ゴム配合ゴム製品、3) 乗用自動車（ピストン式火花点火内燃機関搭載／1500～3000cc）、4) グアバ、マンゴー及びマンゴスチン、5) マニオカ（カッサバ）でん粉、である。乗用自動車については、2016 年に BMW はタイ・ラヨー工場の生産能力を年間 2 万台に拡大、同年半ばに SUV タイプの「X3」および「X5」の中国向け輸出を開始した¹⁸。同社ウェブサイトによれば、BMW は中国で華晨集団と合併で、遼寧省瀋陽市

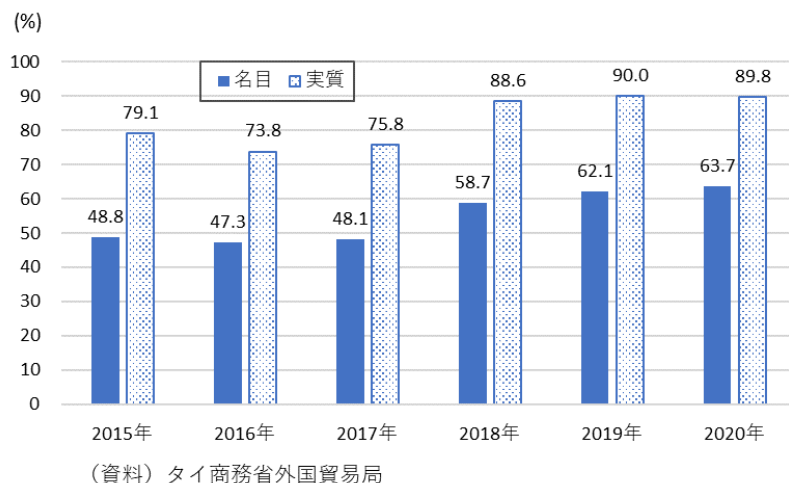
に 2 工場（大東工場、鉄西工場）を有しており、前者では 5 シリーズ、後者では 3 シリーズと X1 を生産しており、同国で製造していない車種をタイから補完している。

図 3 タイの対中国向け輸出における ACFTA 利用率



タイの対中国向け輸出に際して、既に最恵国待遇（MFN）ベースで関税が撤廃されている品目が多く、あえて ACFTA を利用する必要がない場合や、ACFTA による関税削減・撤廃の対象外の場合、名目 FTA 利用率は低くなる傾向にある。そのため実質 FTA 利用率を算出、利用の実態を把握する必要がある。MFN ベースで関税が撤廃されている品目や、FTA 利用対象外品目等により、FTA が使えない品目を除外し、FTA が利用可能な品目の輸出額を分母として算出出来る。これら二つの利用率を比較することで、FTA 利用の浸透実態が確認出来る（図 4）。

図 4 タイの対中国向け輸出における FTA 利用率推移（名目・実質）



ACFTA の実質利用率は、2015 年で約 8 割であったが、2018 年にセンシティブ品目について従来の「20%以下」から「0～5%以下」に削減されたことを踏まえ、同年以降、実質利用率は約 9 割に達している。実質 FTA 利用率の高さは豪州（20 年：95.3%）に次ぐ水準であり、日本（同 85.4%）、ASEAN（同 63.3%）、インド（同 75.1%）を凌ぐ。このように ACFTA 物品貿易協定は、規則や条項を見直しながら、利用される FTA に変化を遂げてきた。ASEAN や中国の ACFTA 啓蒙普及活動に加えて、原産地規則の抜本的見直し、OCP の見直し、品目別規則改正など継続的な改善作業が功を奏している。

(2) ACFTA の経済効果

ACFTA の交渉開始合意に先立ち、ASEAN 中国間では、ASEAN 中国経済協力専門家グループ（ACEGEC）が 2001 年 10 月に報告書「21 世紀の ASEAN と中国の経済関係の緊密化を目指して」¹⁹を取りまとめた。そこでは ACFTA 実現により、1) 貿易と GDP の観点から、ACFTA は実現可能であり、全ての参加国が利益を得ることができると、2) ACFTA の設立により、コスト削減、域内貿易拡大、経済効率向上が期待出来ること、3) ACFTA の設立は参加国間で共同体意識を醸成し、東アジアの経済的安定を支える重要なメカニズムとなること、4) 国際通商問題に関してより大きな発言力を持つことを可能にすること、が指摘された。それら研究結果を踏まえて ASEAN は中国との FTA 構築に踏み出した。

ACEGEC は ACFTA が貿易・GDP に与える効果について、①ASEAN の対中国輸出は 48%、中国の対 ASEAN 輸出は 55.1%、それぞれ拡大する、②主な貿易拡大分野は繊維・アパレル、電気製品・機械、その他の製造業で、産業内貿易の余地がある、③GDP は ASEAN が 0.9%（54 億ドル）、中国は 0.3%（22 億ドル）拡大する、と分析した。

2005 年の発効以降、ACFTA が貿易に与えた影響について、様々な研究が行われている。ここではそのうち幾つかを紹介する。Yang et al. (2013) は、ACFTA が輸出に与える影響について、貿易創出効果と貿易転換効果に焦点を当てて分析した。分析に際し、1995 年から 2010 年の間に 31 か国で取引された 4 つのカテゴリー別商品（農産品、製造品、化学製品、機械・輸送機器）のデータを用いた。ACFTA における関税障壁の削減・撤廃は、締約国間だけでなく、締約国内と締約国外の間でも総貿易量を拡大することが確認された。また、ACFTA の効果を製品別に推計、農産品や機械・輸送機器の貿易創出効果は小さいものの、製造品や化学製品の輸出に関しては貿易創出効果が大きいことがわかった。

Taguchi (2015) は、1993 年から 2013 年までを対象期間とした ASEAN+1FTA の事後

的な評価を行ったが、貿易創出効果については実行最恵国待遇（MFN）税率と ASEAN+1FTA 特惠関税との税率差から、ACFTA の効果が AKFTA や AJCEP をはるかに上回ることを示した。

また、Taguchi(2017)では、ACFTA について中間財ではなく最終財にのみプラスの貿易創出効果が確認され、それは製造業を保護するため、原材料や加工度の低い部品を低関税にし、半製品・製品など加工度の高いものほど関税率を高くする生産工程間の傾斜関税が影響していると考えられること、機械産業においては、関税ギャップの大きさから、ACFTA に貿易創出効果があったとしている。

ACFTA に貿易創出効果があったことは誰もが同意するところではあるが、中国・ASEAN 間の貿易拡大のうち、どの程度が ACFTA 効果によるものなのかは不明であり、今後の研究の課題となっている。

4. ACFTA の今後の見直しとその方向性

(1) 行動計画 2021～25 年の中での ACFTA

2020 年 8 月に行われた第 19 回 ASEAN 中国経済相会議 (AEM-MOFCOM) において、ACFTA-JC は今後の作業プログラムを提案、経済相の承認を得た。ここでは主に 3 項目が承認された。

- i) 地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の締結・署名を優先し、RCEP 署名後、物品貿易の更なる自由化を議論する。
- ii) 投資の自由化と保護は、投資作業部会（ACFTA-WGI）が RCEP を含む既存の協定を踏まえ、ACFTA のアップグレードについて議論する。
- iii) 20 年末までに双方に有益となるその他の分野を特定する。

RCEP は 20 年 11 月にインドを除く 15 か国で署名された。これを踏まえて、i)、ii) にある通り、物品貿易の更なる自由化、そして投資協定のアップグレードが議論されることになる。また、双方にとって今後の有益な分野が話し合われた。それら状況の変化を踏まえて 2020 年 11 月、ASEAN と中国は首脳間で、「平和と繁栄のための ASEAN・中国戦略的パートナーシップを実施するための行動計画」（2021～2025 年）を採択した。これは 2003 年 10 月の ASEAN 中国首脳会議で「平和と繁栄のための ASEAN・中国戦略的パートナーシップに関する首脳宣言」が発出されたが、以降、ASEAN と中国とは 5 年毎の行動計画 (Plan

of Action : POA) を策定してきており、21～25 年の同計画は第 4 次 POA である。

これは当該期間において、ASEAN・中国との間で、戦略的パートナーシップ、友好関係、互恵的協力、善隣を強化・向上させることを目的として作成されたもので、2016～2020 年の行動計画に続くものである。ここでは項目を大きく 11 項目に分けている。具体的には、1) 政治・安全保障協力、2) 経済協力、3) 社会・文化協力、4) 連結性（コネクティビティ）、5) スマートシティ連携、6) 持続可能な開発協力、7) ASEAN 統合イニシアチブ（IAI）と開発格差の縮小、8) 東アジア協力、9) 準地域（サブリージョン）協力、10) 地域間協力と国連における協力、11) 実施体制とモニタリング、であり、その範囲は広い。

この全 11 項目の中で、ACFTA は「経済協力」に含まれている。そのため「経済協力」のうち ACFTA に絞って、今後、どのような取り組みが検討されているのか概観し、その上で ACFTA 以外の中国 ASEAN 間協力の全体像を概観したい。

(2) ACFTA 関連 3 項目

第 4 次 POA において、貿易・投資の促進の観点から、ACFTA では 3 項目が明記されている。まず 1) 「ACFTA アップグレード議定書」の実施強化である。その上で同議定書の下での物品貿易および投資協定について、2) 将来の作業計画の残りの要素について更に議論し、電子商取引分野での協力や非関税障壁などその他の協力可能な分野を検討する予定である。そして、ASEAN と中国の間の貿易、投資、観光を強化するため、3) ACFTA 協定から生じる利点を双方の企業が活用できるように支援する、とされている²⁰。

SPS と TBT については、ASEAN 中国間で締結された「SPS 協力の強化に関する覚書」および ACFTA の「基準・技術規則・適合性評価手続き（STRACAP）」章の実施した上で、SPS 協力に関する ASEAN 中国閣僚会議の定期開催、「物品貿易協定の TBT/SPS 章組み入れ議定書」に基づき、STRACAP 小委員会と SPS 小委員会の定期会合を設けることで貿易円滑化を目指す。

つまり現時点で ACFTA では履行体制の強化、今後の協力可能な分野の検討、そして企業の利用を促す啓蒙普及活動を強化する予定である。その多くはまだ具体的ではなく、今後 5 年で ACFTA の抜本的に見直しが検討されているわけではない。

(3) ACFTA 以外の経済協力

ACFTA 以外にも、今後の 5 年間で様々な協力が計画されている。金融協力では、地域金融

協力の深化と拡大とともに、チェンマイ・イニシアチブのマルチ化（CMIM）の準備強化が謳われている。ここでは、CMIM への現地通貨拋出問題を含め、CMIM の運用と効果の強化を目指す。

アジアインフラ投資銀行（AIIB）他国際金融機関の積極的な関与により、公的セクターの資源や民間資本をよりよく動員し、キャパシティビルディング（能力構築）の強化により、地域の多様で持続可能な資金調達を通じて、インフラ開発を支援する。

域内の現地通貨建て債券市場については、アジア債券市場育成イニシアチブ（ABMI）を支援し、域内の貯蓄を自国の投資ニーズに充当し、現地通貨建て債券の発行と需要の促進を目指す。更に、債券市場の規制枠組みと関連インフラの改善、ASEAN 加盟国への技術支援、信用保証・投資ファシリティによる ASEAN+3 域内企業の現地通貨建て債券への保証提供を支援する。

その他に経済協力として、大掴みな内容ではあるが、食料・農業での協力、海洋協力、情報通信技術（ICT）協力、科学・技術・イノベーション（STI）協力、輸送協力、観光協力、エネルギー・鉱物協力、零細・中小企業（MSME）および新興企業協力、生産能力協力がある。

これら行動計画に明記されている事項や措置について、ASEAN 関係部門と中国の機関とが共同で、具体的な作業プログラム／プロジェクトを策定・構築することになるが、その進捗は、毎年開催される ASEAN 中国首脳会議に報告されることになる。

また、ASEAN 連結性マスタープラン（MPAC）2025 について、地域における様々な連結性戦略を相互に有益な形で相乗りさせるべく、中国の「一帯一路イニシアチブ（BRI）」において、MPAC2025 と共通する優先事項について、相乗効果を目指すことに合意した。2019 年 11 月に開催された第 22 回 ASEAN 中国首脳会議では、「MPAC2025 と BRI の相乗効果に関する ASEAN・中国共同声明」が採択された。ASEAN のインフラプロジェクトの開発と資金調達について議論し、ビジネス環境を促進し、持続可能で包括的な経済成長を促進するために、地域内の連携強化に取り組んでいくという。

おわりに ～今後の ASEAN 中国関係～

ASEAN 中国自由貿易地域（ACFTA）の構築について合意した 2001 年から 20 年。中国は世界最大の通商国となり、またその中国の最大の通商相手先が ASEAN となった。両国・

地域間で通商が拡大した背景には、もちろん中国 ASEAN 共に世界の中でも有数の成長市場として拡大していることが最大の要因である。それをインフラとして支えたのが ACFTA である。

また両国・地域は ACFTA の不断の見直し・改善に取り組んでいる。見直し・改善に際しては、ACFTA の効果的な運用と実施を確保する観点から、常設機関として設けた ACFTA 合同委員会が、ASEAN 中国経済相会議等に原産地規則をはじめ、規定やルールの見直しを提言、ACFTA 利用を後押ししてきた。

それら継続的な取り組みの結果、タイでは ACFTA の実質利用率が 9 割にのぼるなど、「使われる FTA」に昇華してきた。在 ASEAN 日系企業も、中国からの調達を拡大している。ACFTA が発効した 2005 年時点で調達額のわずか 3.6%に過ぎなかった中国からの平均調達比率は、2020 年には 9.9%で、ASEAN 域内調達率を逆転した²¹。一方、輸出比率は調達に比べ伸び悩んでいる（20 年の中国向け輸出比率：4.7%）。これら中国との間で輸出入取引を行う在 ASEAN 日系企業のうち、凡そ半分が ACFTA を使っている。利用率が 6 割近い AFTA には届かないものの、ACFTA は在 ASEAN 日系企業にとっても通商上のインフラになっており、見直しによる改善の恩恵を享受している。

2020 年 11 月、AFTA や ACFTA を内包した RCEP が署名された。2022 年の早期発効が期待される。RCEP では RCEP 事務局が設置され、また RCEP 合同委員会が毎年開催されることが決まっている。同委員会は ASEAN およびその他の国で交互かつ輪番制で開催され、議長は ASEAN およびその他で各々 1 人が輪番制により選定される。合同委員会は、①物品、②サービス・投資、③持続可能な成長、④ビジネス環境、分野の 4 つが設けられる。これら 4 つの委員会が毎年開催される RCEP 閣僚会議に対して、協定見直しの提言を行うなど、RCEP 自体を継続的に改善する体制を整える。PDCA サイクルを取り入れることで、不断の改善を図ってきた AFTA や ACFTA をモデルケースに、RCEP でもそのシステムが移植された形である。

このように ACFTA が、世界の人口・GDP の 3 割を占める RCEP のモデルになったことは、ACFTA の実施・運営体制が評価されていることを意味する。ACFTA がロールモデルとなり、RCEP がその要素を取り入れることで、RCEP を通じた東アジアの通商の拡大・活性化および事業環境改善に繋がることが望まれる。

ただし ACFTA による貿易関係の緊密化や相互依存性の高まりは、「地経学」的手段として、何らかの政治的目的を追求する過程で使われる可能性にも留意する必要がある。中国・

習近平国家主席は 20 年 4 月 10 日の中国共産党中央財經委員会で、「産業の質を高めて世界の産業チェーンのわが国への依存関係を強め、外国による人為的な供給停止に対する強力な反撃・威嚇力を形成する」と演説している。ACFTA を通じた中国 ASEAN 間の経済緊密化は歓迎すべきことではあるが、地経学的リスクが伴うことを前提に、RCEP も併用しながらリスク分散の観点を踏まえ、サプライチェーンを再構築することが求められる。

参考文献

- ・ 佐藤孝一 (2007)、「中国の対 ASEAN 関係とアメリカ」～地域主義を巡る国際政治～、『国際問題』No.559。
- ・ 松本 はる香 (2009)、「第 6 章 冷戦後における中国の多国間外交の展開」『現代中国の政治的安定』(現代中国分析シリーズ 2)、日本貿易振興機構アジア経済研究所。
- ・ 中華人民共和国中央人民政府 (2020) “Report on the 10-Year Development of the ASEAN–China Free Trade Area Since Its Full Establishment”。<http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/13/5561364/files/9a48bac5069348a388eba198259a8d70.pdf>
- ・ ISEAS–Yusof Ishak Institute (2021) ”The State of Southeast Asia:2021”。
- ・ Taguchi, H. (2015). Trade creation and diversion effects of ASEAN-plus-one free trade agreements, *Economics Bulletin* 35(3): 1856-1866.
- ・ Tham Siew Yean-Andrew Kam Jia Yi (2014) ” Re-examining the Impact of ACFTA on ASEAN’s Exports of Manufactured Goods to China”, The Earth Institute, Columbia University and the Massachusetts Institute of Technology.
- ・ Yang, Shanping, Martínez-Zarzoso, Inmaculada (2013) “A panel data analysis of trade creation and trade diversion effects: The case of ASEAN-China Free Trade Area (ACFTA) “, Ibero-Amerika-Institut für Wirtschaftsforschung (IAI) Discussion Papers No. 224.

-
- 1 ISEAS–Yusof Ishak Institute (2021)。
 - 2 中越戦争により 1978 年 1 月に国交を断絶。1991 年 11 月に国交正常化。
 - 3 1967 年 10 月に国交断絶、外交関係が回復したのは 1990 年 8 月になってからのこと。
 - 4 ASEAN 憲章第 44 条 (外部当事者の地位) では、ASEAN 閣僚会議が外国の関係者に対して、対話国、分野別対話国、開発パートナー、特別オブザーバー、ゲストの公式な地位を授けることができるとされている。
 - 5 ただし、2016 年を除く。同年は米国に次いで第 2 位。
 - 6 他に ASEAN は香港と FTA を締結・発効している。2017 年 11 月に締結、2019 年に発効した。
 - 7 一方、中国側統計からみれば、2005 年時点に対 ASEAN 貿易で赤字を計上していたが、2012 年に貿易

黒字に転換、以降は貿易黒字が定着している。この差は、貿易統計における輸出と輸入との建値の相違（輸出は FOB、輸入は CIF ベース）に加え、貿易統計は輸出が仕向け地主義、輸入は原産地主義で計上されており、ASEAN の香港経由での対中輸出は ASEAN の統計では対中輸出に計上されない。一方、中国の輸入統計には ASEAN を原産とする財が全て計上されるため、その相違が発生する。

- 8 EH は、特定の農産品および製造業製品を対象に、2004 年 1 月 1 日から 2006 年までの間に ASEAN 先発加盟国と中国、2010 年までの間に後発加盟国で関税を加速的に引き下げるもの。
- 9 先発加盟国はブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール、タイの 6 か国。後発加盟国はカンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナムの 4 か国。
- 10 FTA により貿易自由化を進めていく上で、各国に共通に適用されるルールや自由化の方式・水準。
- 11 中国の WTO 加盟議定書第 15 項および第 16 項、ならびに中国の WTO 加盟に関する作業部会報告書第 242 項を適用しないことが明記されている。
- 12 “Report on the 10-Year Development of the ASEAN–China Free Trade Area Since Its Full Establishment”.
(<http://www.gov.cn/xinwen/2020-11/13/5561364/files/9a48bac5069348a388eba198259a8d70.pdf>).
- 13 ASEAN では Back to Back 原産地証明書とも言われる。
- 14 実際の発効は 19 年 8 月。
- 15 具体的には、HS2 桁ベースで 25、26（鉱物性生産品）、28、29、31（化学品・肥料）、39（プラスチック製品）、42～49（皮革・木材・紙）、57～59、61、62（繊維用繊維）、64、66～71（履物・陶磁器・ガラス・貴金属製品）、73～83（卑金属）、86、88（鉄道・航空機関連）、91～97（時計・雑品他）を指定した。ただし、29.01、29.02、31.05、39.01、39.02、39.03、39.07、39.08 については RVC40%以上が適用される。
- 16 中華人民共和国中央人民政府（2020）。
- 17 既に関税が撤廃されている品目については、敢えて FTA を使う必要はない。そのため、FTA を利用できる有税品目のみを抽出すれば、実質 FTA 利用率が計算できる。2017 年の FTA 利用率は、名目が 48.1%に対して、実質では 75.8%であった。
- 18 2020 年時点では「X5」のみ。
- 19 英文タイトルは、「FORGING CLOSER ASEAN-CHINA ECONOMIC RELATIONS IN THE TWENTY-FIRST CENTURY」
- 20 その他の FTA 関連では RCEP を取り上げ、その早期実施に向けて協力することが盛り込まれている。
- 21 在 ASEAN 日系企業の域内調達比率は、2005 年で平均 13.5%であったが、2020 年には 9.0%となり、中国からの調達比率を下回っている。逆転は 2019 年以降続いている。

9. 『人類共同体の新しい発想と実効性のある仕組みの形成』

高多 理吉

富士インターナショナルアカデミー 校長

(一財) 国際貿易投資研究所 客員研究員

人類史を二分したといってもよいと言える「パンデミック」は、国家間の関係、国内の社会、企業、個人の在り方、ライフスタイルを大きく変えた。

現代社会が抱える様々な問題は、パンデミック以前から存在していたが、パンデミックによって、よりいっそう顕在化したものもある。わが国で、顕在化した顕著なものをあげると、「格差」である。

世界的には、コロナ禍で、大きな利益を上げた GAFA のような企業もあるが、企業間格差は顕著となった。また、飲食業をはじめとする個人企業は死活的な状況に追い込まれている。そして、食べるものにも事欠いて、明日への絶望感に陥っている家庭がある一方、高級車の売れ行きは好調である。

筆者は、具体的解決策はコラムで論証できる範囲を超えているので、人類が未来に向けて、必ず解決しなければならない主要課題の問題提起と普遍的なあり方についての主張にとどめることとする。

私は、人類社会が共有する解決すべき問題として、①地球環境問題、②土地・水・食料問題、③格差問題、④戦争、に絞って課題を考えてみたい。

①地球環境問題については、十数年前、大学教員時代に、4つの大学の学生数十名を集めて、玄界灘に面する約一キロの浜で一時間にどれだけのゴミが取れるか実践した。その結果、中国語、朝鮮語が明記してあるあらゆる廃棄物が山のように集まった。海の汚れに限っても、これでは、将来さらに深刻な事態になると実感した。

世界は気候変動で、干ばつ地域と洪水に見舞われる地域に二分化され、一方では、山火事・作物被害、一方では、大洪水の被害に見舞われている。地球環境問題は、一国では解決不可能な問題なのである。

②土地・水・食料問題は、互いに関連しており、人類の生存権という最も根源的な問題に関係している。土地については、金を求めたゴールドラッシュにちなんで、新しい土地の獲

得で、ランドラッシュが起きている。特に、アフリカは、ニューフロンティアとして、中国や OECD 諸国の標的になっている。

また、水は貴重な地下水が大量に使われている。アメリカのグレートプレーンズと呼ばれる食糧地帯 8 州を支えているのは、オガララ帯水層といわれる地下水脈で、枯渇が危惧され、中国の穀倉地帯である華北平原もしかりである。インドでも地下水の汲み上げが大きな問題となっている。

私は、土地や水は『人類の共有資産』であるという考え方を持っており、「自国の土地や地下水を自由に使うことを他国がとやかく筋合いではない」という考え方に強く反発する者である。地下水の枯渇で、食糧のみでなく、今世紀半ばには 18 億人もの人々が貴重な水源を利用できなくなるという試算もなされている。

③格差については、市場原理主義に立つ新自由主義（ネオリベリズム）の影響が社会の深部まで及んでいる。「富者は能力があり、市場の要求にうまく適応できたからであり、貧者は能力がなく、市場の動向に疎く、社会組織にうまく乗れなかったからである。」とし、「自己責任」という人の心を冷やしてしまうひと言で片付けられてしまうのである。

社会にとって、大切で、なくてはならない仕事に就く人々、つまり、医療関係者をはじめ、食料品店・スーパーマーケットで働く人、物流の配達員、保育・介護の職員、生活ごみの収集者、企業の警備の従事者などの仕事の重要性和厳しさに比較して、待遇は一般的に低い。彼らは私たちの生活を支えてくれている、いわゆる「エッセンシャルワーカー」である。

我が国の働き方改革の方向性は、過酷な仕事を抑制して労働時間を削減し、不当な待遇格差を是正していく方向性にはなっていない。

④最後に、戦争の問題である。

米中間の対立は貿易摩擦にとどまらず、覇権争いにまで発展している。そして、中国の南シナ海における実効支配を強める動きに加え、東シナ海情勢への影響も深刻である。さらに、例えば、アメリカあるいはロシアの AGI（汎用人工知能）による核兵器早期警報システムがただの一回でも、エラーを起こしたりしたら、米ロ間に核戦争が勃発し、人類の生存に決定的な影響を及ぼすことになる。

結論として、私は、今後の世界は、『人類共同体』として、互いの知恵を絞り、世界を俯瞰した危機管理（まずはパンデミックの収束の協力体制）、モラルを重視した利益、人種差

別のない人間の平等性、過激なナショナリズムでなく相手への共感性、争い・競争ではなく連帯と絆を基盤とする社会を構築しなければ、人類は崩壊に突き進むことになることに警鐘を鳴らしたい。

経済発展の原動力として5つの「新結合」（イノベーション）を主張したシュンペーターが現在生きていたら、彼は「人類の共有資産」を守り、持続可能な経済発展のための『人類共同体の新しい発想と実効性のある仕組みの形成』を6つ目のイノベーションとして、加えたに違いない。

10. RCEP の利用促進と日中韓協力

高橋 俊樹

(一財) 国際貿易投資研究所 研究主幹

はじめに

2013 年から交渉が始まった「地域的な包括的経済連携 (RCEP) 協定」は、2020 年にインドを除く 15 か国によって署名され、2022 年にも発効することが期待されている。アジア太平洋地域には既に「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (CPTPP)」などのいくつかの FTA が存在しているが、RCEP の登場により、日本と中国・韓国との間における新たなサプライチェーンの形成が見込まれる。そうした中で、RCEP の発効後における利用拡大と貿易創出効果を高めるためには、一段の日中韓による協力の強化が求められる。

1. RCEP と市場アクセス

(1) インド抜きの 15 か国で署名

2012 年 11 月のカンボジアのプノンペンで開かれた ASEAN 関連首脳会議において、RCEP 交渉に参加する 16 か国 (ASEAN10 か国、日本、中国、韓国、オーストラリア、ニュージーランド、インド) の首脳は 2013 年の春からの交渉の開始に合意した。これを受けて、第 1 回 RCEP 交渉会合は、2013 年 5 月にブルネイで開かれた。

交渉開始時においては、RCEP16 か国は 2015 年末には交渉を完了することで同意した。ところが、RCEP16 か国は 2015 年 11 月には、交渉の遅れや互いの利害の衝突などを背景に 2016 年内へと交渉妥結の期限を延期せざるを得なかった。そして、2015 年後半には関税削減のモダリティー (最初の提示: イニシャルオファー) があったものの、RCEP16 か国は原産地規則 (域内原産品であるかどうかを判断するための規定) などの議論に時間がかかり、2016 年～2017 年にかけての交渉においても合意に達することができなかった。

そうした中で、2018 年 11 月 14 日の第 2 回 RCEP 首脳会議において、RCEP16 か国は中小企業章や政府調達章、税関手続・貿易円滑化章などの 7 つの章で合意に達した。その後、第 3 回 RCEP 首脳会合が 2019 年 11 月 4 日にタイのバンコクで開催され、インドを除

く 15 か国は基本的に市場アクセス（関税引き下げスケジュールなど）を含む全 20 章の交渉の取り組みを終了した。ASEAN 議長国のタイはインドを含めた合意を目指したものの、最後までインドは難色を示し、16 か国での交渉妥結は実現しなかった。それどころか、インドはこれ以降の RCEP 交渉から離脱する意向を表明した。

2020 年に入ってから RCEP 交渉ではインドの不参加が続き、インド抜きの 15 か国での合意を目指す機運が高まった。その結果、インドを除く RCEP15 か国は 2020 年 11 月 15 日（日）、ASEAN 議長国のベトナム政府主催のオンライン会議において、RCEP 協定に署名するに至った。交渉からインドが離脱したものの、RCEP は世界の人口および国内総生産（GDP）の 3 分の 1 近くを占め、世界最大級の自由貿易圏を創設することになる。

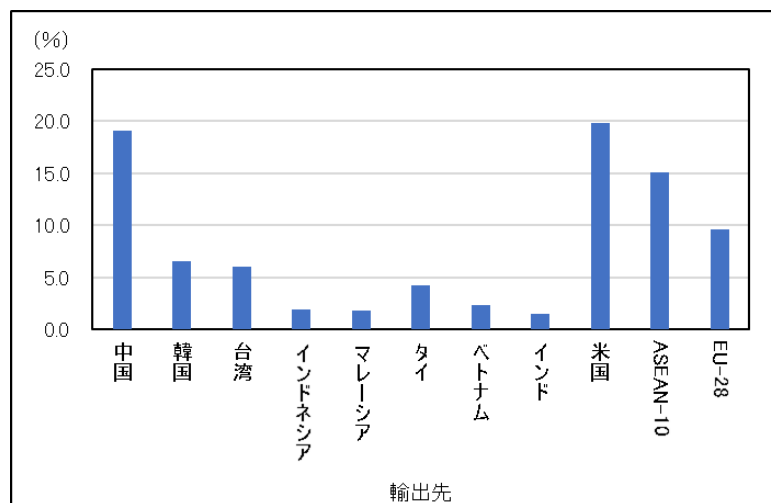
(2) 日本にとって RCEP は中国・韓国との最初の FTA

日本は既に RCEP メンバー国の中では ASEAN10 か国やオーストラリア、ニュージーランドとも自由貿易協定を結んでいる。そして、RCEP が発効すれば日本は初めて中国と韓国との間で FTA を結ぶことになり、FTA 利用を可能にする対象国が増えることになる。

中国と韓国というアジアの大きな市場をカバーする同協定の誕生は、まさに日本の FTA/EPA の歴史において象徴的な出来事になる。インドは RCEP 交渉から離脱したものの、日本は既にインドとは 2011 年に経済連携協定（日インド EPA）を締結しているので、巨大な同市場への EPA 利用の足掛かりを保持している。

表 1 のように、日本の 2019 年の総輸出に占める中国向けの割合は 19.1%で韓国向けは 6.6%、ASEAN10 向けは 15.1%であった。日本の米国向け輸出は 19.8%で EU28（英国を含む）向けは 9.7%であったので、「日本の（中韓+ASEAN10）への輸出」は「日本の米欧への輸出」よりも大きいということになる。すなわち、日本の RCEP 向けの輸出は米欧向けをかなり凌駕している。

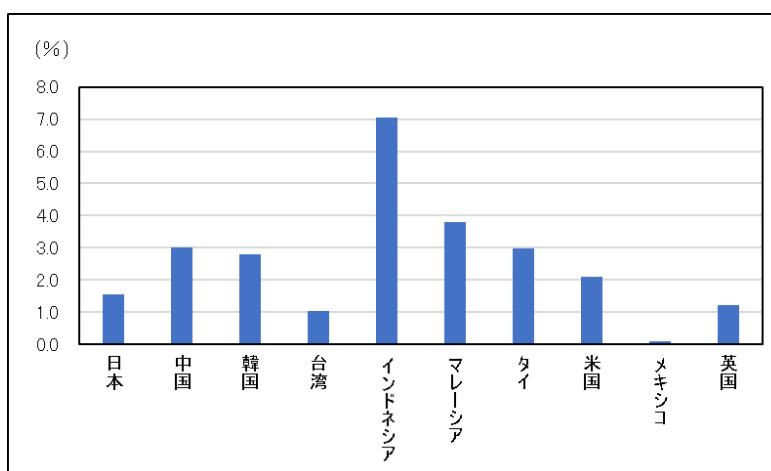
表 1 日本の国別輸出比率（2019 年）



(資料)「マーリタイム&トレード」IHS グローバル株式会社、より作成

そして、表 2 のように、日本の 2019 年の輸出に占めるインド向けの割合は 1.6%で、米国のインド向け輸出の割合は 2.1%にとどまった。これに対して、中国のインド向け輸出の割合は 3.0%、韓国は 2.8%、インドネシアは 7.1%、マレーシアは 3.8%、タイは 3.0%とやや高かった。つまり、「日米」と比べて「ASEAN や中韓」などの RCEP メンバー国のインドへの輸出依存度は相対的に高く、RCEP 全体としてはインドが抜けた影響は決して低くはない。

表 2 各国の対インド輸出比率（2019 年）



(資料)「マーリタイム&トレード」IHS グローバル株式会社、より作成

また、RCEP はその原産地規則において、域内での製品の生産に当たって他の加盟国の

原産材料を使用した場合、それを自国の原産材料とみなすことができる「累積」規定を導入した。これにより、15 か国から成る RCEP は原産地規則を達成し易くなり、その分だけ関税を削減することが可能になるので、域内のサプライチェーンはますます強化・拡充されることになる。

したがって、この世界最大級の FTA の実現により、日本企業は中韓・ASEAN などにおける生産拠点やサプライチェーンの再編等の新たなグローバル戦略の見直しを進めていかなければならないと思われる。

(3) RCEP の自由化率は 91%にとどまる

RCEP を活用したアジア太平洋地域のサプライチェーンを考える上で重要なことは、関税の自由化の進展の度合いである。もしも、他の FTA よりも自由化率（関税撤廃率）が低く、原産地規則が複雑であれば、RCEP は活用されないことになる。

RCEP 協定の関税の自由化率は品目ベースで 91%となり、中韓 FTA の 90%よりは高いものの、CPTPP の 95%以上や AFTA（ASEAN 自由貿易地域）の 99%以上と比べると見劣りするのは否めない。インドが加盟するならば、RCEP の自由化率はもっと低くなる可能性がある。RCEP が発効すれば、日本と中国・韓国との貿易で初の FTA が適用されることになるが、これにより中国の工業製品の関税における対日無税品目の割合は発効前の 8%から 86%に上昇する。同様に、韓国の対日無税品目の割合は、19%から 92%に高まる。

域内原産品であるかどうかを規定する原産地規則においては、RCEP では「域内原産比率が 40%以上」または「輸入時と国内での組み立て後の関税番号が変更されていること」かのいずれかを満たせば良い。このため、両方を満たすことを求めている日インド EPA の原産地規則よりも達成することが容易である。また、RCEP の原産地規則は使い易く、域内で統一されているため、異なる原産地規則が絡み合うスパゲティボール現象は生じない。

RCEP においては、中国ではトラクターと一部の乗用車を除いた自動車の完成品、韓国では自動 2 輪車とトレーラーなどを除いた完成車は、関税削減の対象にならなかった。しかし、自動車部品については、中国は約 87%の品目（日本の対中輸出 5 兆円）で関税を撤廃することを約束した。その中には電気自動車用のモーターやリチウムイオン電池の電極、ガソリン車用のエンジン部品、カムシャフト、エンジン用ポンプ等が含まれている。同様に、韓国は自動車部品の約 78%の品目（日本の対韓輸出 1,900 億円）の関税を撤廃する。その品目には、カムシャフト、エアバック及びその部品、電子系部品などが挙げられる。

農産物では、日本は中国からはパックご飯等、米菓、ほたて貝、さけ、ぶり、ソース混合調味料など、韓国からはキャンディー、板チョコなどについて関税撤廃の恩恵を受ける。また、中国・韓国から清酒等の関税撤廃の約束を得た。

サービス関連の市場アクセスの改善については、中国は理容・美容サービス、生命保険・証券サービス、高齢者用福祉サービス、高級物件の不動産サービスなどについて、外資出資比率に係わる規制を行わないことを約束した。また、韓国は一部の分野を除き、ライセンス契約に基づくロイヤリティを一定の率や額にするよう要求しないことを約束した。

2. アジア太平洋地域のサプライチェーンへの RCEP のインパクト

(1) 日本はなぜインドを RCEP に加えたかったのか

日本は RCEP の交渉を開始するにあたって、なぜインドやオーストラリア、ニュージーランドを RCEP に加えたかったかということ、日本企業のアジアでの活動は ASEAN や中国だけでなくインド太平洋にまで広域化しているということ、さらには、RCEP 交渉においてインドやオーストラリアなどを巻き込んで中国をけん制する狙いがあったこと、などが背景にある。

また、インドという大きな市場を含む広域的な経済圏を目指した RCEP は、インドが抜けた分だけその経済効果を失うことになる。そして、インドを組み込もうとした日本の思惑が生かされず、中国の影響力がその分だけ強まることが予想される。インド抜きの RCEP の実現で、その分だけ中国のプレゼンスが高まることになるが、それは米国のバイデン政権にとって好ましいことではない。このため、バイデン政権はデジタル貿易協定や自由で開かれたインド太平洋戦略（FOIP）などのアジア太平洋での新しい通商の枠組みの形成・強化を進める可能性がある。

(2) インドの離脱の背景と影響

インドは RCEP 交渉からの離脱を表明したが、これはまず第 1 に、RCEP に参加すれば全体の貿易赤字の約 3 割を占める中国との赤字がさらに増える可能性があるためと考えられる。それに、インドのモディ政権は農業部門などに脆弱性を抱えており、GDP の成長率が低迷する中で、RCEP から離脱することにより国内産業を輸入品から守るという姿勢を示す必要があった。

また、インドは 2019 年 6 月から米国への輸出において GSP（一般特惠関税制度：開発途上国の産品に対して一般の税率よりも低い特惠税率を適用する制度）の適用を除外された。このため、貿易赤字の拡大に繋がる「RCEP」よりも「米国との FTA」の締結を選択し、GSP の適用除外の影響を最小限にする選択を優先したと思われる。そして、インドは中国やオーストラリア、ニュージーランドとの 2 国間 FTA は交渉中であるが、既に日本や韓国、ASEAN10 か国との間では FTA/EPA を締結しているという背景も見逃せない。

RCEP にとって、インドが抜けた代償には大きなものがある。国際貿易投資研究所 (ITI) による 2020 年度の「日本の米国、インド、EU との FTA/EPA が企業活動にもたらす影響調査」によると、日本が「日インド EPA（経済連携協定）」を利用したインドへの輸出で得られる関税削減額は最大で 9.6 億ドルに達している。これは、日本の「日ベトナム EPA」を利用したベトナムへの輸出の 7.3 億ドルや、「日 EU・EPA」を利用したドイツへの輸出の 4.1 億ドルよりも大きかった。つまり、インドは国内産業の保護を目的として高い関税を課しているため、その分だけ同国への輸出において、FTA を活用した場合の関税削減効果は他の国よりも高くなりがちである。

日本は既に日インド EPA を結んでいるので、RCEP からインドが離脱しても、最大で上記の試算結果を確保できるが、RCEP の方が日インド EPA より FTA 利用時の関税率を引き下げた品目では、対インド輸出でメリットを失うことになる。すなわち、インドの離脱により、日インド EPA と RCEP のどちらを利用するかを品目別に選択する機会を逃すことになる。これは、インドと FTA を結んでいる他の RCEP メンバー国においても同様である。

(3) 多層的なサプライチェーンが出現

RCEP が発効する前の時点においては、日本企業は RCEP メンバー国である ASEAN やオーストラリア、ニュージーランドとは、日本とこれらの国・地域との間で直接結んだ EPA を利用して貿易を行い、サプライチェーンを形成している。また、日本はカナダやメキシコ及びベトナムなどの CPTPP 加盟国との間においても、FTA を活用しサプライチェーンを構築している。

さらに、日本はこうした「相手国と直接結んだ EPA/FTA」を利用するだけでなく、日本が加わっていない「第 3 国における FTA」を活用して貿易を行い、サプライチェーンを展開している。すなわち、日本企業は ASEAN10 か国の域内取引では「AFTA」を利用し、ASEAN と中国・韓国・インドとの貿易取引では「ASEAN 中国 FTA」、「ASEAN 韓国 FTA」、

「ASEAN インド FTA」を活用し、アジア太平洋地域における複雑なサプライチェーンを築き上げている。日本の「第3国の FTA」を用いたサプライチェーンの展開は、2020年7月に発効した新 NAFTA（USMCA）においても同様に行われている。

RCEP が発効したならば、それ以前と大きく違うことは、日本と中国・韓国との直接・間接的な貿易取引における日本企業のサプライチェーン網が変化する可能性があることだ。すなわち、これまでのように日本から部材をタイへ持ち込んで加工し、さらにベトナムなどでの組み立て後に中国へ輸出し、完成品にして米国に輸出するなどのサプライチェーンが拡充されるだけでなく、日本から中国や韓国へ直接持ち込み、それから ASEAN や欧米等に半製品や最終製品を輸出するという新たな調達・販売の経路が生み出されることが予想される。

インドの離脱により、現時点では、この RCEP を用いたサプライチェーンの経路からインドは抜け落ちることになる。しかしながら、それでも RCEP の出現は日本のアジア太平洋地域でのサプライチェーンの選択肢をこれまでよりも広げ、かつ多層化することに繋がることは間違いない。

ただし、中国と韓国が日本に約束した製品の関税削減スケジュールを見てみると、「即時撤廃」よりも「撤廃期間が長い品目」が多いことに気が付く。これは、RCEP の効果が発揮されるのに一定の時間が必要であることを示している。

RCEP は工業品だけでなく、中国へのみそ・醤油、清酒・ウイスキー・焼酎などの農産品の関税削減も実現している。やはり、関税撤廃までには一定の期間が必要であるが、直接的な中国・韓国市場への足がかりができたことは、これまでにない成果を得られたと考えられる。

RCEP は TPP11 と違い国有企業章や労働や環境の章を持っていないものの、日本にとって中国や韓国を初めて巻き込んだ自由貿易協定として評価することができる。時間が経つにつれて、日本企業のアジア太平洋地域のサプライチェーンの形成に徐々に貢献していくものと思われる。

3. RCEP の利用上の問題点と地域協力

(1) FTA の利用率と利用促進策

外務省によれば、日本の発効済み・署名済みの FTA は、2021年1月現在で 21 に達する。

交渉中の FTA は日中韓 FTA を含めて 3 つである。こうした日本の FTA の進展を反映し、「日本の輸出入額に占める FTA 発効済みの国との貿易の割合 (FTA カバー率)」は、2019 年には 37.1%になる。2020 年 1 月に発効した米国との FTA を含めると FTA カバー率は 52.4%になるし、RCEP が発効すれば 63.7%まで上昇する。

ジェトロの 2019 年度アンケート調査によれば、日本企業の輸出における FTA の利用率は、全世界向けが 51.2%で、タイ向けは 54%、EU 向けは 34.8%、インド向けが 37.1%、オーストラリア向けが 29.7%であった。産業別では、日本企業は自動車・同部品、化学、石油・プラスチック・ゴム製品において 60%を超える高い利用率を達成している。

RCEP の利用率は、発効後の関税削減が進展することにより、徐々に高まっていくものと思われる。自動車・同部品の分野では、中国と韓国は完成車や一部の部品の関税削減を約束していないが、今後の同分野における自由化が進展すれば、利用率は上昇圧力を受けると考えられる。日本企業の RCEP の利用率を高めるには、官民が協力してセミナー等を開催し、活用に資する情報を提供していくことが肝要だ。さらに、日中韓が RCEP の利用上の問題点を確認し、互いに協力しながら対応策を打ち出していくことが望ましい。

(2) RCEP に残された課題と日中韓協力

RCEP の自由化率は CPTPP よりも低い。RCEP の発効で中国の関税における対日無税品目の割合 (全品目ベース) は 86%、韓国の対日無税品目の割合は 83%であった。日本の関税撤廃率は、中国製品に対しては 86%、韓国製品には 81%であった。日中韓は、今後とも協力し合いながら、こうした RCEP 全体の関税撤廃率の引き上げを図ることが求められる。

前述のように、中国と韓国の RCEP における完成車の関税撤廃は対象外であり、自動車部品においても中国と韓国の関税削減の対象品目の割合は 80%前後にとどまった。日本を中心としたアジアの自動車産業は、これまで FTA 等を活用し ASEAN 域内でのサプライチェーンを拡大してきた。RCEP が発効したならば、ASEAN・中国域内、さらには日中韓・ASEAN 域内などにおいて、さらに広域化・多層化した自動車のサプライチェーンの展開が望まれる。すなわち、自動車産業の RCEP 域内のサプライチェーンの拡大に向け、今後の日中韓協力の進展による自動車関連分野の関税削減の拡大が期待される。

農林水産物に関しては、工業製品ほど自由化率が高くはないものの、さらなる日中韓での関税削減の協力が求められる。また、RCEP は外資出資比率に関する規制の緩和・撤廃など

のサービス分野における市場アクセスの改善に合意しているが、その一層の進展が望まれる。そして、TPP に組み込まれた国有企業章や労働・環境章が RCEP でも導入可能かどうかについて、日中韓で協力して検討することが期待される。

一方、インドは 2019 年に RCEP 交渉からの離脱を表明し、当面は RCEP へ復帰することは難しいと思われるが、インドネシアを筆頭に ASEAN や中韓のインドへの輸出依存度は日米に比べて高い。したがって、さらなる域内の貿易拡大のために、将来的にはインドの RCEP への復帰が期待される。このためには、日中韓は協力し合い、インドが RCEP に参加できるような枠組みを再考し、インドの加入を後押しすることが求められる。

11. グローバル・ガバナンスの基軸を求めて； 真っ当な暮らしと社会の持続的実現

湯澤 三郎

(一財) 国際貿易投資研究所 顧問
(前理事長)

1. “justice”の浮上

世界は 300 を超す FTA で覆われている。だが世界で頻発する貿易、ビジネスを巡る相次ぐ課題は FTA 内の解決の域を超える。

脱炭素を加速させる国際炭素税設定など環境・気候変動への対応促進、新疆における著しい人権侵害に抗議する関連企業への制裁、石炭火力発電等環境破壊ビジネスへの抵抗勢力の経営介入、株主利益本位の経営方針の見直し、デジタル・プラットフォームによる個人情報ビジネス化回避と課税問題、SDGs（持続可能開発目標）達成、所得格差是正など急浮上した課題解決は FTA の領域を超えるものだ。

WTO は勿論、他に対応すべき国際機関も見当たらない。時代の変革を見据え、新たな国際連携のモデル構築に迫られている。出発点はこれらの課題解決に際して、判断を依拠する価値基準の共有である。各国が国内法にこだわる限り世界経済・通商の新たな秩序は実現しない。そこでグローバルな課題解決への価値基準を模索する議論が活発化し、“justice”が有力な思考基軸として浮上してきた。

Economic justice, social justice, distributive justice, environmental justice, climate justice, Energy justice, tax justice, eco-justice 等を巡る議論が世界で熱くなっている。

自由貿易が関係国の所得増に寄与したことは疑いない。途上国が先進国の直接投資を受け入れて雇用増・所得増を果たし、それがまた輸入増となって世界経済・貿易拡大に寄与する好循環をもたらした効果もあった。

反面、日本のように投資国内での設備投資の停滞、雇用・所得へのブレーキを生じた一面も無視できない。企業は利益極大化の最適解を求めて海外展開を図り、事実利益の蓄積は目を見張るものがあるが、社員やコミュニティーへの均霑は著しくバランスを欠いた。企業利益の増大は必ずしも社員、地域の福利増大には結びつかなかった。“trickle down”は多くの地域で起きなかった。企業利益増→GDP 成長→市民・消費者福利増の図式に大きな疑問が

投じられた。「企業にとっていいこと」は「市民・消費者にとって必ずしもいいことではない」という警戒感が社会を覆っている。

2. “justice”とは何か

その先に発生したのが “justice” 論である。

だが “justice” を単純に「正義」と理解しては本質を見失う。「正義」はそれを発する主体によって変化（へんげ）する。アメリカの「正義」は中国の「正義」とは合致しないはずだ。

”Justice” を「正邪」を断罪する規範と解釈すれば、欧米の傲慢なルールだとして非キリスト教世界から排除されよう。“justice” の裏にはかつて新大陸に侵攻して暴虐を正当化したキリスト教国の独善が臭うからである。

本来 justice は法に照らした公正な裁断を意味するものだ。だが現実には企業活動全般にわたり制約を課すグローバルな法律は存在しない。Justice が準拠する価値基準をどこに見出せるのであろうか。アメリカも中国もイスラム諸国をも包摂した justice 論とはどのようなものか。

鍵は国連で採択された SDGs にありそうだ。

改めて SDGs が掲げる 17 の目標を見てみよう。

①貧困をなくそう ②飢餓をゼロに ③すべての人に健康と福祉を ④質の高い教育をみんなに ⑤ジェンダー平等を実現しよう ⑥安全な水とトイレを世界中に ⑦エネルギーをみんなにそしてクリーンに ⑧働きがいも経済成長も ⑨産業と技術革新の基礎をつくろう ⑩人や国の不平等をなくそう ⑪住み続けられるまちづくりを ⑫つくる責任つかう責任 ⑬気候変動に具体的な対策を ⑭海の豊かさを守ろう ⑮陸の豊かさも守ろう ⑯平和と公正をすべての人に ⑰パートナーシップで目標を達成しよう。

あれもこれも詰め込んだ観は有るが、17 の目標が指向し収斂する焦点をワンフレーズで表わすと、「人の真っ当な暮らしと社会の持続的実現」とはならないか。真っ当な暮らしの持続的実現には一人の例外もあってはならない（No one left behind）。例外のない「人の真っ当な暮らし」の基本にあるのは「人間の尊厳」への畏敬である。人間の尊厳と価値を高める行為、態様こそ just であり、それへの準拠が justice でなければならない。

人間らしい暮らしとそれを支える社会環境の持続的実現こそ、人種、国境を越え、理屈を超えた人類共有の価値基準の根本に成り得る。

企業・政府の経済活動、政策、法律、国際協定等は全てこの価値基準に照らして裁断され、初めて justice が国際的なルール規範として意義を持つ。法規を超えた人間存在の原点を受容し称揚する地球社会の大原則であり、何人もこれを否定して存在することはできない。

“Justice “に抵抗感があれば、”Ethics”に置き換えてもよい。

3. “Justice”の新次元

米中対立の余波は労働、人権、自由など経済を超えた範疇にまで及んでいるが、片や民主主義を錦の御旗に掲げ、片や共産党ドクトリンによる支配を金科玉条とする対立の構図は、対話の糸口すら見通せない。いずれ TPP への中国加盟を巡る議論が起きれば、自由貿易とは枠外の次元で価値基準の隔たりが改めて画然とする。欧米がしたり顔して”justice”をリードするシナリオでは、まとまるものもまとまらない。「人の真つ当な暮らしと社会」という基軸こそが人種、宗教、民族、国境を越えた共感を呼ぶだろう。

中国も習近平主席の新年メッセージでも繰り返される通り、国民の生活向上に並々ならない施策を重ねている努力を国民に訴えている。「民主主義」を公言してはばらないが、中国が唱える民主主義は欧米の価値観とは程遠いものだ。

だが「民主主義」の相違論に捉われず、その根本で世界が共有できる価値基軸を各国が再確認する決意が未来を切り拓く出発点になろう。

どの国の指導者であれ、国民の真つ当な暮らしと社会の持続的実現を否定することはできず、それに準拠した justice の普遍的価値を認めざるを得ないはずだ。

対立と混迷の世界で Justice に新たな息吹を吹き込み、グローバルな価値基準として地球社会が直面する諸課題の解決へ向けて各国が連携へ歩を進めることができるのではないか。

昨今の自由貿易の是非論も、この価値基準に照らして見直されると新たな気づきがあるのではないか。

「対外経済政策は本来、消費者あるいは需要家の利益のために行われるのであって、製造業者の利益のためにではない」と畠山さんは断言している。（週刊東洋経済 2015 年 12 月 19 日号 “経済統合の新世紀 “を書いた畠山 襄氏に聞く）

畠山さんの不屈の自由貿易論の座標軸には、「人の暮らし」がどっかりと位置していたように思えてならない。

12. 畠山襄と日本の通商戦略

— 多国間貿易体制の再興を主導せよ —

渡邊 頼純
慶應義塾大学 名誉教授
関西国際大学 教授

1. はじめに—畠山 襄先生との出会い—

筆者が畠山襄先生と初めてお会いしたのは先生がまだ経済産業省の審議官をつとめていらしかった頃で、WTO 関連のシンポジウムのレセプション会場でのことだったと記憶している。にこやかな笑顔のなかにも眼光鋭くキラリとひかる眼差しが印象的であった。ジュネーブ代表部で外務省の専門調査員をつとめて以来、外務省に出入りすることが多かった筆者は、畠山経産審議官が「外務省経済局不要論」の急先鋒に立つ論者であることは知っていたので、それなりに緊張したことを鮮明に記憶している。

その畠山先生をより身近な存在として意識するようになったのは 1999 年に始まった「日韓自由貿易協定 (FTA) 構想に関する日韓合同研究会」での会合であった。1998 年 10 月に訪日した韓国の金大中大統領 (当時) が「20 世紀の韓日間の問題は 20 世紀に解決し、21 世紀には韓日 FTA を含む新たな韓日関係を検討しよう」と呼びかけられ、これに呼応する形でこの合同研究会が立ち上がった。

筆者には外務省の佐々江賢一郎北東アジア課長 (当時、その後経済局長、外務審議官、外務次官を経て駐米大使) からこの研究会に参加するよう要請があり、以前 GATT 事務局の関税部で関税交渉と共にガット第 24 条問題 (地域経済統合) を担当していた筆者は我が意を得たりとこの要請を快諾、外務省からの推薦という形でこの合同研究会に出席するようになった。事務局は日本側が日本貿易振興機構 (ジェトロ)、韓国側が対外経済研究院 (KIEP) で、日本側座長に山澤逸平アジア経済研究所所長 (一橋大学名誉教授) が就任され、畠山先生はジェトロの理事長として会合に出席された。日本で開催された研究会合は、市ヶ谷の防衛省の隣にあったアジア経済研究所 (現在は中央大学法科大学院) で行われ、韓国側との合同会合もソウルで何回か行われた。

この合同研究会の出した結論は前向きな内容で、日韓経済の相互補完性に鑑み FTA について正式に検討に入り、早期に政府間交渉の開始をと提言するものであった。日本が関与す

る FTA 構想として初めて検討されたのがこの日韓 FTA であり、これに畠山ジェトロ理事長は相当の情熱を込められていた。しかし、2003 年 11 月に日韓 EPA 交渉はようやく開始されたものの、韓国自動車業界の強い対日警戒感や日本の農業保護主義もあり、交渉は 1 年でとん挫し、その後二国間交渉は再開されることはなかった。畠山先生もさぞかし残念に思われたことだろう。

その次に筆者が畠山先生と接点を持てたのは中国の WTO 加盟支援でジェトロから WTO 専門家として北京に派遣された時だった。その時のジェトロ訪問団の団長が畠山理事長だった。中国の政府関係者やシンクタンク関係者の畠山先生に対する尊敬の念は溢れんばかりで、それは畠山団長以下代表团全員を人民大会堂の「マカオの間」に招待しての大晩餐会にも表れていた。中国側は日本の GATT 加盟のプロセスに大きな関心を寄せており、対日差別を乗り越えた日本の貿易政策について質問してきた。戦後日本の通商政策のまさに「生き字引」のような畠山先生の知見と説明に中国側出席者は感銘を受けていた。その後中国は 2001 年 11 月のドーハでの WTO 閣僚会議で正式に WTO 加盟を認められる。その後の中国の貿易大国としての大躍進は読者の皆さんもよくご存知のことだろう。

畠山先生はその後ジェトロから国際経済交流財団の理事長に移られた。筆者は 2002 年 3 月に外務省から大臣官房参事官への就任要請があり、経済局の「中二階」（課長と局長の間に位置する参事官・審議官のポストを霞が関ではこのように呼ぶ）に座ることになった。着任すると国会議員の先生方や霞が関の各省幹部を訪れてご挨拶申し上げることになるが、筆者は早い段階で畠山先生にアポイントメントを取らせて頂き、国際経済交流財団の理事長室にお訪ねした。

畠山理事長はにこやかに筆者を迎えて下さったが、案の定というべきか、冒頭のあいさつが終わると、筆者に対して「君は自分（畠山先生）が外務省にはかねがね経済局は要らないと言っているのは知っているだろう。それなのにどうしてそんなところに行ったのか」と言われた。しかし、その後さらに続けて「今もその考えは変わらないが、君が経済局にいる間はその考えは封印しておくよ」と付け加えられた。暖かい励ましのお言葉であった。畠山先生はメキシコとの EPA についてはジェトロ理事長時代から強い関心をもっておられ、ブラコン貿易相（当時）などのキーパーソンとも親交があった。筆者は実務者レベルの首席交渉官であったが、畠山先生からたくさんの有益なアドバイスを頂戴した。

筆者が外務省を離れて慶應義塾大学に移ったあとも畠山先生とのご縁は続くことになる。それは日本と EU との EPA を巡る問題が取り持つご縁であった。韓国は 2007 年に EU と

の FTA を発効させるに至っており、日本はここでも後塵を拝することになった。日本の産業界は EU との EPA 交渉立ち上げを強く希望したが、EU 側は既に自動車をはじめとして工業品関税のほとんどが関税ゼロの日本との EPA には消極的であった。

日本側から見ると 10%の自動車関税、14%のプラズマ・テレビに対する関税を課している EU との EPA は喫緊の課題で、特に韓国が EU との FTA を発効させた状況下ではなおさらであった。そこで日本政府は一丸となって EU の諸機関や EU の主要加盟国への働きかけを積極的に行った。そのような状況下で畠山先生が登場することになる。経産省傘下の JETRO や日本機械輸出組合などが受け皿となって欧州委員会のあるブリュッセルやベルリン、フランクフルトなどで日 EUEPA 構想を後押しするためのセミナーを開催し、畠山先生が基調講演をするような状況が用意された。筆者もこのような講演ツアーに同行し、畠山先生の自由貿易に対する熱い情熱と日本の国益実現に向けた戦略的取り組みを身近に見ることができた。そのような努力の甲斐あって、2013 年 4 月に交渉が開始され、2017 年 12 月の交渉妥結を経て、2019 年 2 月 1 日に日 EUEPA は発効した。

このように畠山襄先生は日本の通商政策の発展の要所要所で重要な役割を演じてこられた。その発展の果実をこれからの日本の通商戦略にどのように活かして行くことが出来るのだろうか。以下では、畠山先生の「自由貿易の精神」に大いに薫陶と知的刺激を受けた一人として日本をめぐる現下の国際貿易問題について論じてみたい。

2. どうなるバイデン新大統領の通商政策

トランプ大統領を打倒するというスローガンのもとで挙党体制ができていた民主党であるが、その目的を達成した後は党内の左派と穏健派とのあいだの軋轢が深まることが予想される。民主党の後ろ盾は「アメリカ労働総同盟・産業別組合会議」(AFL-CIO)であり、組合員数は 900 万人にものぼる。つまり、民主党は端的に言えば労働者の政党である。その結果、民主党の貿易政策は国際競争からアメリカの労働者を守ることが基本となり、国内産業保護に傾斜する傾向がある。

しかし、民主党が政権を取ったら必ずアメリカが保護主義的になるかと言えば、必ずしもそうとは限らない。ビル・クリントン大統領は大統領選のあいだは反対していた北米自由貿易協定 (NAFTA) を政権に就くと支持に転じ、1994 年にこれを発効させた。また、NAFTA をアジア・太平洋地域に拡大することを狙った環太平洋パートナーシップ協定 (TPP) を推

進し、交渉を妥結に導いたのは民主党のバラク・オバマ大統領であった。

オバマ政権下で国務長官をつとめたヒラリー・クリントン氏は TPP のことを在職中は 21 世紀の貿易にとっての「ゴールデン・スタンダード」と呼んで、当時まだ参加をためらっていた日本に対して早期参加を促したこともあった。しかし、そのヒラリーも 2016 年の大統領選になると態度を一変させ、TPP は企業の利益を優先して労働者から仕事を奪う悪い通商協定であるとの立場を喧伝するようになった。トランプ氏も同様の立場をとったため、TPP はすっかり悪者扱いされることになってしまった。それでも多くの人はヒラリーが勝てば、夫のビルがそうであったように TPP はアメリカ全体の平和と繁栄に資するものであるとの大局的観点から 2015 年 10 月に合意されていた TPP を発効させるであろうと予想していた。ところが 2016 年の大統領選挙の結果はトランプの勝利、政権に就いたトランプ大統領は 2017 年 1 月 23 日、選挙公約実現の最初のケースとして TPP からのアメリカの離脱を決めた。

この 2016 年の大統領選時のトランプ勝利の背景にはミシガン州やフィラデルフィア州などのいわゆる「ラスト・ベルト (rust belt)」（錆びついた工業地帯）と呼ばれる一帯の白人労働者や失業者などのいわゆる「貧しい白人層」(poor white) の票がトランプ陣営に流れたことが大きいとされている。クリントン政権下で発効した NAFTA やオバマ政権下で合意された TPP に対する反発と警戒心が民主党離れを加速し、本来労働者の党ではない共和党の方に支持が移ったと見られた。

しかし、2020 年の大統領選挙ではラスト・ベルトの各州でバイデン候補が僅差で勝利した。その背景には新型コロナ・ウィルスの蔓延があり、白人の低所得者層がトランプ大統領のコロナ対策上の失策に嫌気がさし、バイデン候補に望みを託したと推測される。バイデン候補もラスト・ベルトの激戦州では辛くも勝利を収めたものの、トランプへの支持が底堅いものであったことも認めざるを得ず、民主党内の左派の自由貿易推進への反発や懐疑心ともあわせてトランプ支持の底流にある「反自由貿易」にも配慮せざるを得ない状況にあると見るべきであろう。

3. 貿易政策でバイデンが「ゲーム・チェンジャー」になれない背景

選挙期間中バイデン氏は巧みに左派と穏健派とのあいだの対立を乗り越えてきた。トランプ大統領の貿易政策がカナダや EU などの同盟国をアメリカから遠ざけ、中国とのあい

だでは高関税を互いにかけてあう制裁合戦となったことでアメリカの消費者を苦しめたとバイデン候補は批判してきた。バイデン氏は自分が大統領になれば同盟国と協調して中国の不正貿易をあらためさせ、アメリカをより競争力のある国にするため国内投資を増やすと主張したが、これらの主張は民主党内では誰も反対しようがない順当なものであり、党内で分断を起こすような際立って特徴的な政策はまだ明らかにしていない。バイデン氏が選挙キャンペーン中に言及した具体的政策としては「バイ・アメリカン計画」（公共調達などでアメリカ製品やサービスを優先的に調達する政策）と海外に仕事を移転する会社に対してペナルティ課税を行うといったものがある。これらの施策は従来からも施行されており、保護主義的な傾向はあるものの特に目新しいものではない。

バイデン政権の貿易政策は経済関係の主要閣僚ポストに誰が座るかによっても大きく変わってくると考えられる。合衆国通商代表部（USTR）、財務省、商務省であるが、これらのポストに民主党左派が自分たちに近い立場の人を送り込もうと躍起になっている。一部の報道では財務長官あるいは司法長官にエリザベス・ウォーレン上院議員、労働長官にベニー・サンダース上院議員の名前が挙がっていたが、いずれも大統領選を戦ったライバル候補であり、名うての左派重鎮である。彼らの入閣が実現すると貿易政策も保護主義の方へ傾斜する可能性が高まったところだった。

また女性初の副大統領になったカマラ・ハリス上院議員も自由貿易には懐疑的な立場の人として知られている。ハリス氏は NAFTA の後継協定としてカナダ・メキシコ両国との間で合意された USMCA について地球温暖化防止についての条項が入っていないとの理由で反対票を投じている。ハリス氏を含め自由貿易に懐疑的な左派の重鎮が脇を固めるこのようなチーム構成でバイデン新大統領は果たして自由貿易の方に引っ張って行くことができるのだろうか。それは不可能ではないが相当の政治的資源を投入する必要がある。

一方 USTR にはオバマ政権下で貿易交渉に携わっていたミリアム・シャピロやウェンディ・カトラーなどの実務家の名前も取りざたされていたが¹、結局は下院の歳出歳入委員会の首席通商担当委員であるキャサリン・タイ氏が就任した²。民主党左派はオバマ政権時代に政権内部にいた実務家が USTR になると、NAFTA や TPP のような Pro-FTA の既定路線が復活すると警戒していたわけだ。

このようにバイデン新大統領の貿易政策は未知数である。確実に言えることは、新政権にとって最大の優先項目は新型コロナ・ウィルス感染の抑え込みであり、そのための挙党態勢固めである。そこで党内を分離する可能性が高い貿易政策にはなかなか手が出せない。コロ

ナが沈静化する兆しが見え始め、国内の分断が収束に向かい始めないと具体的な貿易政策には踏み出せないのではないだろうか。それには少なくとも1年から2年かかるだろう。2年経つと次の政治アジェンダとしては中間選挙があり、また貿易問題で進捗が期待しにくい状況が生まれる。その間に日本はどう動くべきなのか？以下では日本の通商政策のリソース（資源）と戦略を論じる。

4. RCEP 署名の意義

アメリカの大統領選挙の混乱が続くさ中、太平洋を挟んだ東アジアでは世界人口、GDP、貿易それぞれの約3割をカバーする「巨大経済圏」が動き出した。11月15日「東アジア地域包括的経済連携」(RCEP)の署名式がオンライン形式で開催された参加15か国の首脳会合で行われたのだ³。加盟国はASEAN（東南アジア諸国連合）の10か国と日中韓、そしてオーストラリアとニュージーランドである。2013年5月に開始された交渉は、当初から参加していたインドが2019年に離脱を表明、日本などの慰留にもかかわらず結局インド抜きでの署名となった。大国インドが抜けたことは大きな損失であるが、全体で約91%の関税が段階的に撤廃されることになった意義は大きい。報道によれば、中国の李克強首相はRCEPの合意を「多国間主義と自由貿易の勝利」（新華社電）と形容している⁴。

日本はRCEPを当初から積極的に推進してきた。経済的背景としては東アジア地域に定着している日本企業のサプライチェーンがあり、これを一層効率化するためにRCEPが必要とされた。ASEAN域内を直接投資の受け皿として、いわゆる「ASEAN プラス 1」のFTAが、日本、中国、韓国、オーストラリア・ニュージーランド、インドとASEANとの間で締結されていたが、個々のFTA（日本の場合はEPA）の間の連結性(connectivity)を確保するためにはこれらを包括する総合的なFTAが必要だった。

他方、政治的背景としては東アジアにおけるFTA構築をめぐる日中間の主導権争いがあった。2004年に中国はいわゆる「ASEAN プラス 3（日中韓）」という枠組みで東アジアのFTA形成を提案した。これに対し日本は2006年に中国提案にオーストラリア、ニュージーランド、インドの3か国を加えて「ASEAN プラス 6」をカウンター・プロポーザルとして提案した。中国提案では中国の存在感が圧倒的になってしまうのを回避して、中国のカウンター・ウェイトとしてインドを引き入れ、さらに安定した民主主義国であり自由貿易主義国であるオーストラリアとニュージーランドを加えることで西側の価値観を補強することに

その狙いがあった。

当初中国は「ASEAN プラス 6」は非現実的であり、「ASEAN プラス 3」の方が実現可能性が高いと反発していたが、ASEAN 諸国が次第に「ASEAN プラス 6」に傾斜してきたこともあり、ついに 2012 年 8 月の ASEAN 外相会合で「プラス 6」の枠組みで東アジアの FTA を模索することが決定され、同年 11 月の首脳会議で RCEP として正式に交渉することが宣言された。このように RCEP の原型は日本提案の「ASEAN プラス 6」であり、RCEP が日本の経済外交の所産であることを忘れてはならない。

5. TPP と RCEP の補完性：21 世紀の自由貿易をリードする日本

RCEP は署名を経て来年発効することになると想定されているが、これで日本は 2018 年 12 月に発効した「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」（以下、CPTPP）と 2019 年 2 月に発効した日 EU 経済連携協定（以下、日 EUEPA）とあわせて 3 件の大規模な自由貿易協定、いわゆる「メガ FTA」を擁することになる。これは日本の通商外交において特筆すべき快挙であり、WTO（世界貿易機関）の加盟国として自由貿易をリードする上での重要なリソースとなり得る。

CPTPP はもともと TPP として 2010 年に交渉が開始されたハイレベルの地域間 FTA である。TPP はオバマ政権が抬頭する中国を念頭にアジア太平洋地域の先進的な貿易秩序を構築すべく主導してきた。日本は、「国論を二分する」とまで言われた激しい論争を経て、安倍政権下で 2013 年 7 月から最も遅い参加国として交渉に加わった。2015 年 10 月に交渉は大筋合意に至ったが、2016 年の大統領選挙の結果勝利したトランプ大統領は 2017 年 1 月 TPP からの離脱を強行した。アメリカが撤退した後、残された 11 か国をまとめてからくも CPTPP を合意・締結にこぎつけた功労者は日本であった。アメリカが去った後の TPP に魅力を感じなくなっていたマレーシアやベトナムを茂木利充担当大臣（当時）が現地を訪れて説得し、NAFTA（北米自由貿易協定）の改訂交渉を控え、トランプ大統領を刺激したくないメキシコとカナダを TPP に留まらせたのも日本であった。野心的で時代先取的な FTA である TPP を解体から救った日本のリーダーシップは海外で高く評価されている⁵。

RCEP と CPTPP を比較すると、関税撤廃率では RCEP が 91%、CPTPP はほぼ 100% であるから CPTPP の方がレベルが高い FTA と言える。ルール分野でも、CPTPP に規定されていて RCEP にはないものが少なからずある。一例をあげると、国営企業が公正な

取引条件を外国企業にも提供するよう規律する条項については盛り込まれていない。国営企業を多く抱える中国に配慮した形だ。また、データ流通では TPP で規定されている 3 原則のうち、「データの自由流通の確保」や「(自国への) サーバー設置要求の禁止」の 2 点は盛り込まれたが、日本などが重視する「ソースコード開示要求の禁止」は入らなかった。

このように中国をはじめとする経済体制の異なる国々が含まれる RCEP は CPTPP と比べると明らかに水準が低いと言わざるを得ない。しかし、それでも RCEP は日本にとって重要な意義を持っている。第一に、これまで二国間で EPA を締結していない中国ならびに韓国と関税の削減撤廃へ向けての道筋がついたことである。対中国では日本から輸出される工業品にかけられる関税が 20 年程度かかるものの全体の 86% の品目について撤廃される。対韓国でも最終的には 92% の関税撤廃率に達すると見られている。日本の貿易総額に占める中国の比率は 21%、韓国の比率は 5% であるから、両国を合わせるとアメリカの 15% や EU の 12% を超える大きさとなる。

第二に、通商戦略を有利かつ効率的に進めるためにも RCEP という枠組みは日本にとって有益である。すでに述べたように市場アクセスについてもルールについても RCEP の水準は CPTPP に比べると低いが、カバーしているルールはほぼ共通している。しかも RCEP 参加国は CPTPP 参加国より経済発展レベルにおいて多様である。そして日本は中韓を除くすべての国と二国間 EPA をすでに発効させている。RCEP の足らざるところは二国間の EPA で補完すれば良いのである。そうすることでカンボジア・ラオス・ミャンマーといった国々を RCEP の中でさらに統合して行くことができる。RCEP にはそのような「包摂的発展」(inclusive development) を促して行く機能がビルトインされている。

この包摂的なプロセスの中で用意のできた国から CPTPP に移って行けば良い。野球に例えれば、CPTPP は「一軍」であり、RCEP は「二軍」のような位置づけである。すでに RCEP 参加 15 か国のうち日本をはじめオーストラリア、ニュージーランド、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナムの 7 か国は CPTPP の加盟国でもある。これらの国々が RCEP の中で “like-minded countries” として RCEP をリードして行くことで RCEP のなかに “critical mass” が徐々に形成される。あとはこの包摂的なプロセスの果実が熟れるのを待てば良い。このように RCEP と CPTPP は相互に補完的にアジア太平洋地域の市場統合を深化させて行くのである。

6. 日本の戦略的通商政策に期待

RCEP と CPTPP の補完的な相互作用の先に何かあるのか。そこには APEC（アジア太平洋経済協力）が 2006 年から手掛けている FTAAP（アジア太平洋自由貿易地域）の実現がある。APEC は 1989 年に開始された貿易と投資の自発的なコミットメントの集約化をはかるフォーラムであるが、香港や台湾を含む 21 の国と地域から構成されている。その枠組みの中で今 RCEP と CPTPP がまさに”critical mass”を形成しつつある。APEC はかねてより「開かれた地域主義」のモデルとされてきたが、その APEC の中に法的拘束力をもった二つのメガ FTA が誕生しつつある。APEC はもとより非拘束的コミットメントで貿易と投資の自由化を推進してきたが、今やその中核に包括的で先進的なメガ FTA が形成されつつある。APEC は 21 の国と地域のあいだで信頼醸成という重要な役割を担ってきた。FTAAP はこれまで培われてきた信頼をさらに強固なものとするために拘束力あるメガ FTA となることが求められている。

2020 年の APEC はオンラインで開催されたが、そこでも FTAAP は議論の中心の一つである。CPTPP と RCEP を内包する APEC の議論が目指すべきは何か。それは WTO 体制の立て直しである。日本も中国も多国間貿易体制を支えた GATT（関税貿易一般協定）とその後継である WTO があってはじめて経済成長をなし得た。日本は 1955 年に GATT に加盟し、中国は 2001 年に WTO に加盟した、両国とも「自由・無差別・多角主義」を標榜する多国間貿易体制がなければ世界第二第三の経済大国としての今日の姿はない。

CPTPP と RCEP の両方にメンバーシップを有する日本は APEC の場を活用しながら中国やアメリカとも連携して「自由で開かれたアジア太平洋市場」を構築し、率先垂範して WTO に具現された多角的貿易体制を再興し強化する先導役になるべきであり、そのための十分な政策上のリソースを持っていると確信している。

折しも APEC 首脳会議の場で中国の習近平国家主席が「TPP への参加を積極的に考える」と述べた報じられた⁶。今年の 5 月の全人代の直後に李克強首相が TPP について「中国は前向きで開放的な態度をとっている」と記者団に述べて注目されたが、習主席の今回の発言は中国の「本気度」が確認された形だ。筆者はこれまでも中国国内で TPP についての議論が深まっていることを指摘してきたが、日本としてはこの中国からのメッセージを日本にとっての「好機」と見るべきだ⁷。日本は CPTPP の中の最大の経済大国であり、いわば CPTPP の盟主である。中国が CPTPP に加盟しようとする時 100%に近い関税撤廃や先進

的なルールなど困難な課題はたくさんある。中国は知的財産権や国営企業の在り方などで CPTPP の現行ルールの受け入れが難しく、ルールや原則の修正を交渉の中で求めてくるはずだ。その時日本は CPTPP の盟主として中国に対して安易な妥協をせず、「take it or leave it」の姿勢を貫けるかどうかが自由貿易のリーダーとしての日本のステータスを左右する。

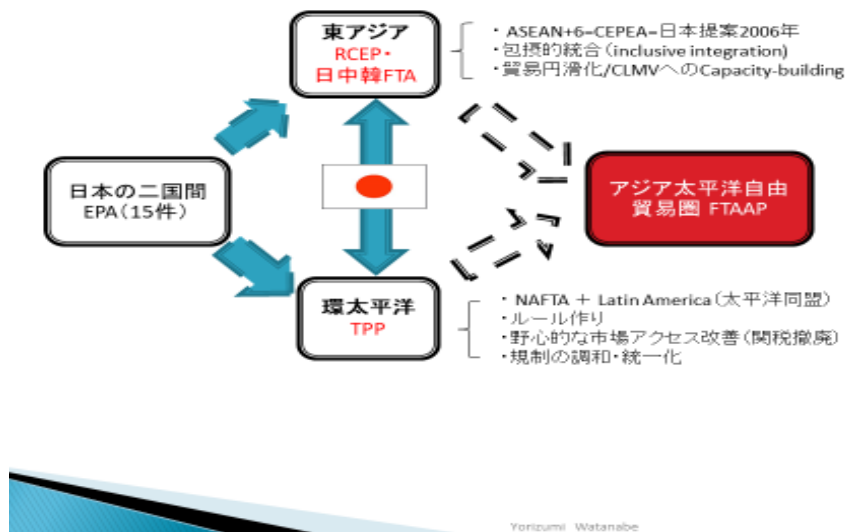
習主席の発言が RCEP 署名の直後に出ていることにも注目すべきだ。もし中国がアメリカなどが心配するように中国主導の貿易秩序を東アジアに構築するという戦略を推し進めるのであれば RCEP をその戦略の舞台とすればそれで事足りるはずだ。RCEP 署名の直後に CPTPP 参加に言及したということは、中国政府の中には RCEP に物足りなさを感じている勢力が存在し、中国がいわゆる「中所得国の罌」から抜け出すためにより先進的でスピード感のある CPTPP により大きな期待を寄せているということを暗示しているのではないだろうか。

7. 結びにかえて－畠山襄のレガシーを超えて－

日本の通商外交には今追い風が吹いている。CPTPP、日 EUEPA、RCEP、さらに今年年初に発効したアメリカとの日米物品協定、日英 EPA も合意され署名まで来ている。15 件の二国間 EPA に加えて大規模なメガ FTA を重層的に締結してきた日本は二国間や地域の特恵的貿易協定の枠を超えて経済連携のネットワークをグローバルに展開しつつある。いずれの枠組みも畠山襄先生をはじめとする通商政策のアーキテクトたちが日々研鑽を重ねてきた結果である。そこで得られたより開放的な市場アクセス状況とハイレベルな貿易ルールを多国間の貿易体制である WTO に還元して WTO を活性化することが日本の使命である。

強化された多国間主義の中にこそ米中間の技術覇権争いや貿易摩擦の解決策があるはずだ。アメリカと中国という両超大国のどちらも必要とする日本は多国間主義にその活路を見出すしか方策はない。我が国の通商戦略の中核に WTO 体制の維持強化を置くべきと考えるのはこのような理由からである。

日本のアジア太平洋地域におけるEPA戦略



- 1 『日本経済新聞』 2020 年 11 月 10 日、「新閣僚 経済・外交が焦点 オバマ政権幹部を登用か」
- 2 Ana Swanson, The New York Times, “A Biden Win Could Renew a Democratic split on Trade, 2020/11/9, www.nytimes.com 、FINANCIAL TIMES, “Runners line up as Biden vows to pick most diverse cabinet—President-elect’s task will be to ensure team is a mix of moderates and progressives”, Friday 13 November 2020
- 3 『日本経済新聞』 2020 年 11 月 15 日、「対中工業品、関税 86%撤廃」、2020 年 11 月 16 日、「アジアに巨大経済圏、RCEP15 か国署名」
- 4 FINANCIAL TIMES, Monday 16 November 2020, “Asia-Pacific nations sign historic accord in ‘victory’ for free trade”, “RCEP. Commerce rules. Future of trade in Asia starts to take shape”
- 5 ミレヤ・ソリス、「日はまた昇るー日本のパワーは過小評価されている」、『FOREIGN AFFAIRS REPORT』、No.11、2020 年、60–69 頁
- 6 『日本経済新聞』 2020 年 11 月 21 日、「習氏、TPP 参加に意欲」
- 7 『Wedge』 2020 年 11 月号、「加速する保護主義、日本主導で新・世界経済秩序をつくれ」 34-37 頁、『日本経済新聞』 2020 年 1 月 14 日「経済教室」拙稿

畠山襄氏のご略歴と主要業績

畠山 襄（はたけやま・のぼる）

1936 年（昭和 11 年）2 月 17 日、東京生まれ。

1959 年東京大学法学部卒業後、通商産業省（現経済産業省）入省。鈴木内閣時代に内閣総理大臣秘書官、その後貿易局長、基礎産業局長、通商政策局長などを歴任後、91 年から通商産業審議官として通商交渉を担当。その後、98 年 6 月から日本貿易振興会理事長、国際経済交流財団会長を経て、国際貿易投資研究所理事長を歴任。

学歴

1955 年（昭和 30 年）3 月 私立武蔵高等学校卒業

1959 年（昭和 34 年）3 月 東京大学法学部卒業

職歴

1959 年（昭和 34 年）4 月 通商産業省入省

1974 年（昭和 49 年）6 月 日本貿易振興会（ジェトロ）シカゴ事務所次長

1978 年（昭和 53 年）6 月 通商産業省航空機武器課長

1980 年（昭和 55 年）7 月 鈴木善幸内閣 内閣総理大臣秘書官

1983 年（昭和 58 年）7 月 通商産業大臣官房総務課長

1984 年（昭和 59 年）10 月 資源エネルギー庁石油部長

1986 年（昭和 61 年）6 月 貿易局長

1988 年（昭和 63 年）6 月 基礎産業局長

1989 年（平成 元年）6 月 通商政策局長

1991 年（平成 3 年）6 月 通商産業審議官

1993 年（平成 5 年）6 月 退官 通商産業省 顧問

1998 年（平成 10 年）6 月 日本貿易振興会（ジェトロ）理事長

2002 年（平成 14 年）8 月 一般財団法人 国際経済交流財団 会長

2013 年（平成 25 年）4 月 一般財団法人 国際貿易投資研究所 理事長

2019 年（令和元年）7 月 一般財団法人 国際貿易投資研究所 顧問

2021 年（令和 3 年） 3 月 13 日 逝去（享年 85 歳）

賞罰

2000 年（平成 12 年） 1 月 ペルー共和国 功労勲章大十字型章
2000 年（平成 12 年） 8 月 パナマ共和国 バスコ・ヌニェス・デ・バルボア勲章大十字型章
2000 年（平成 12 年） 9 月 コロンビア共和国 サン・カルロス勲章大十字型章
2001 年（平成 13 年） 5 月 エルサルバドル共和国 ホセ・マティアス・デルガード勲章
2001 年（平成 13 年） 5 月 フランス共和国 レジオン・ドヌール勲章
2001 年（平成 13 年） 7 月 チリ共和国 ベルナルド・オヒギンズ勲章大十字型章
2001 年（平成 13 年） 8 月 インドネシア共和国 勲章ビンタン・ジャサ・ウタマ章
2001 年（平成 13 年） 9 月 ドイツ連邦共和国 功労勲章大功労十字章
2004 年（平成 16 年） 3 月 パラグアイ共和国 国家功労章（グラン・オフィシエ位）
2008 年（平成 20 年） 11 月 瑞宝重光章

著書

「通商交渉、国益を巡るドラマ」（1996 年日本経済新聞社）

「経済統合の新世紀一元通商交渉トップの回想と提言」（2015 年東洋経済新報社）

〔禁無断転載〕

通商政策の新たな地平

【畠山襄追悼論叢】

発行日 2021 年 9 月

編集発行 一般財団法人国際貿易投資研究所（ITI）

〒104-0045 東京都中央区築地 1 丁目 4 番 5 号
第 37 興和ビル 3 階

TEL : (03) 5148-2601 FAX : (03) 5148-2677

Home Page : <http://www.iti.or.jp>

